

岩国市障害者計画(素案)
(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

平成 29 年 12 月
山口県岩国市

目次

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 対象者	5
第4節 計画期間	6
第5節 計画の推進体制	7

第2部 岩国市における障害者を取り巻く状況

第1章 岩国市の状況

第1節 人口等の推移	9
第2節 障害者の状況	10

第2章 アンケート調査及びヒアリング調査

第1節 アンケート調査結果	15
第2節 ヒアリング調査結果	42

第3部 障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方と基本理念

第1節 基本理念	50
第2節 基本目標	51
第3節 施策体系	52

第2章 重点施策の取り組み

施策Ⅰ 障害福祉サービス提供基盤の整備	53
施策Ⅱ 障害者の就労の支援と雇用の促進	58
施策Ⅲ 障害及び障害のある人に対する理解の促進	60
施策Ⅳ 障害者の居住の安定の確保	64

第4部 障害福祉計画

第1章 計画の基本理念と考え方

第1節 基本理念	67
第2節 基本的な考え方	67
第3節 基本的方向	69

第2章 平成32(2020)年度までの数値目標

第1節 施設入所者の地域生活への移行	70
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	71

第3節	地域生活支援拠点等の整備	72
第4節	福祉施設から一般就労への移行等	73

第3章 障害福祉サービスの見込量と方策

第1節	訪問系サービス	75
第2節	日中活動系サービス	78
第3節	居住系サービス	82
第4節	相談支援	84

第4章 地域生活支援事業の見込量と方策

第1節	必須事業	86
第2節	任意事業	92

第5章 市独自事業の見込量と方策

第1節	市独自事業	93
-----	-------	----

第5部 障害児福祉計画

第1章 計画の基本理念と考え方

第1節	基本理念	94
第2節	基本的な考え方	94
第3節	基本的方向	97

第2章 障害児支援の提供体制の整備等の数値目標

第1節	障害児支援の提供体制の整備等	98
-----	----------------	----

第3章 障害児に関するサービスの見込量と方策

第1節	障害児に関するサービス	100
第2節	市独自事業	103

第1部 序論



第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

1 障害者計画にかかる動向

国における障害者施策は、昭和 45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和 56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和 57（1982）年に障害者施策に関して国内では初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成 5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成 5（1993）年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成 15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成 25（2013）～平成 29（2017）年度までの 5 年間を対象期間とする「障害者基本計画（第 3 次）」から平成 30（2018）～平成 34（2022）年度の 5 年間を対象期間とする「障害者基本計画（第 4 次）」へと移行しています。「障害者基本法」は平成 16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

また、平成 15（2003）年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度については、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」が変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成 17（2005）年 10 月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成 25（2013）年には、「障害者基本法」の改正を踏まえて「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ改正され、難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大などが行われました。

そして「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」の平成 30（2018）年施行に伴い近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

2 近年の障害者に関するその他の法整備

年	法制度の動向	内容
平成 24 年 (2012)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下：障害者虐待防止法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する虐待の禁止 ・ 虐待を受けた障害者の保護や自立の支援 ・ 養護者に対する支援のための措置等
	「児童福祉法」の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児施設（通所・入所）について一元化 ・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等
平成 25 年 (2013)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下：障害者総合支援法）」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の範囲に難病等を追加 ・ 地域生活支援事業の追加 ・ サービス基盤の計画的整備
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（以下：障害者優先調達推進法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品を調達していることに配慮等
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下：障害者雇用促進法）」の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める
平成 26 年 (2014)	「障害者総合支援法」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分への名称・定義の改正 ・ 重度訪問介護の対象拡大 ・ 共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・ 地域移行支援の対象拡大等
平成 27 年 (2015)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病に関する医療や施策の基本方針の策定 ・ 公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 ・ 療養生活環境整備事業の実施等
平成 28 年 (2016)	「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：障害者差別解消法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別的取り扱いの禁止 ・ 合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等
平成 30 年 (2018)	「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（改正障害者総合支援法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の望む地域生活の支援 ・ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	「障害者雇用促進法」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える

3 岩国市の動向

本市では、平成 18（2006）年度、平成 20（2008）年度、平成 23（2011）年度及び平成 26（2014）年度において「岩国市障害者計画」として、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策を推進してきました。平成 26（2014）年度に策定した現行計画（平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度の計画）においては、『障害者が自立し、安心して生活しているまち』を基本理念として、「障害者の地域での自立に向けたサービスの充実」と「障害者の安心して暮らせる地域づくり」の2つを基本目標に、「相談支援・情報提供体制の強化」、「障害児・発達障害児等への療育・訓練の充実」、「就労の支援と雇用の促進」、「権利擁護の推進、障害者虐待の防止」、「地域生活への移行の促進」及び「地域間格差の是正」を重点施策として推進するとともに、障害福祉サービスの提供と提供基盤の整備に努めてきました。

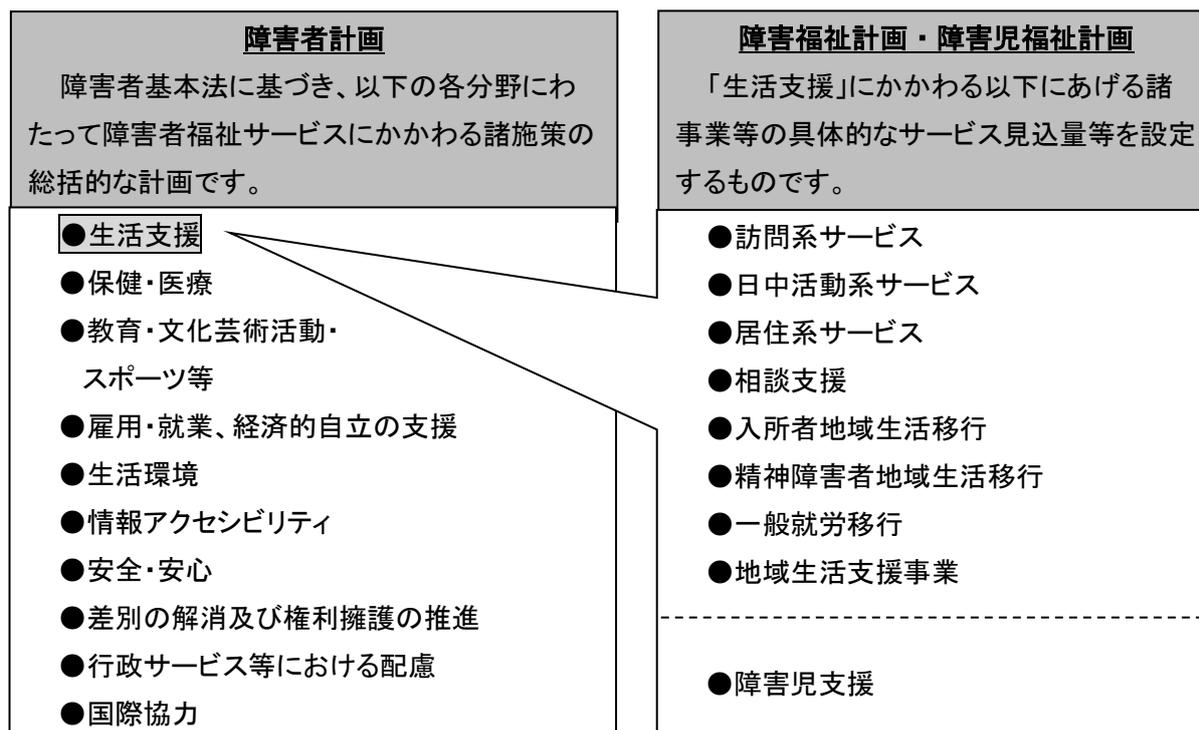
この間、平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行、また、平成 28（2016）年 4 月及び平成 30（2018）年 4 月に施行の「障害者雇用促進法」など、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害者を取り巻く環境は変化しており、それらの変化に対応した新たな計画の策定が必要となっています。

このような中、現行計画は平成 29（2017）年度をもって計画期間が終了するため、これまでの取り組み、評価及び課題の把握を行った上で、近年の障害者に関する新たな法制度に対応し、本市の更なる障害福祉施策の充実を図るため、「岩国市障害者計画」（平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 障害者計画(障害者基本法)・障害福祉計画(障害者総合支援法)・障害児福祉計画(児童福祉法)の関係

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。



2 市の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

「岩国市障害者計画」は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度を計画の期間とし、「障害者計画」、「障害福祉計画」、及び「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」(市町村障害福祉計画)として、国の基本的な指針に基づく障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけられます。

また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施を目的として、作成します。

3 他計画との関係

岩国市障害者計画は、岩国市のまちづくりの総合的指針である「岩国市総合計画」に基づき、「岩国市地域福祉計画」、「岩国市子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画」及び山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、岩国市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

第3節 対象者

本計画における対象者は、「障害者基本法」第2条第1項第1号並びに「障害者総合支援法」第4条第1項及び第2項に定めるすべての障害者・児とします。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

なお、本計画における「障害者」は、特に「障害児（障害のある18歳未満の児童）」と区別していない場合には、年齢を問いません。

第4節 計画期間

今回策定する「岩国市障害者計画」は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを実施します。

■岩国市の障害者計画策定経過

区分	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
岩国市 障害者計画	岩国市障害者計画								
			策定	岩国市障害者計画					
						策定	岩国市障害者計画		
障害者 計画	障害者計画								
			策定	障害者計画					
						策定	障害者計画		
障害児福祉計画 障害福祉計画	障害福祉計画(第3期)								
			策定	障害福祉計画(第4期)					
						策定	障害福祉計画(第5期)		
						策定	障害児福祉計画		

第5節 計画の推進体制

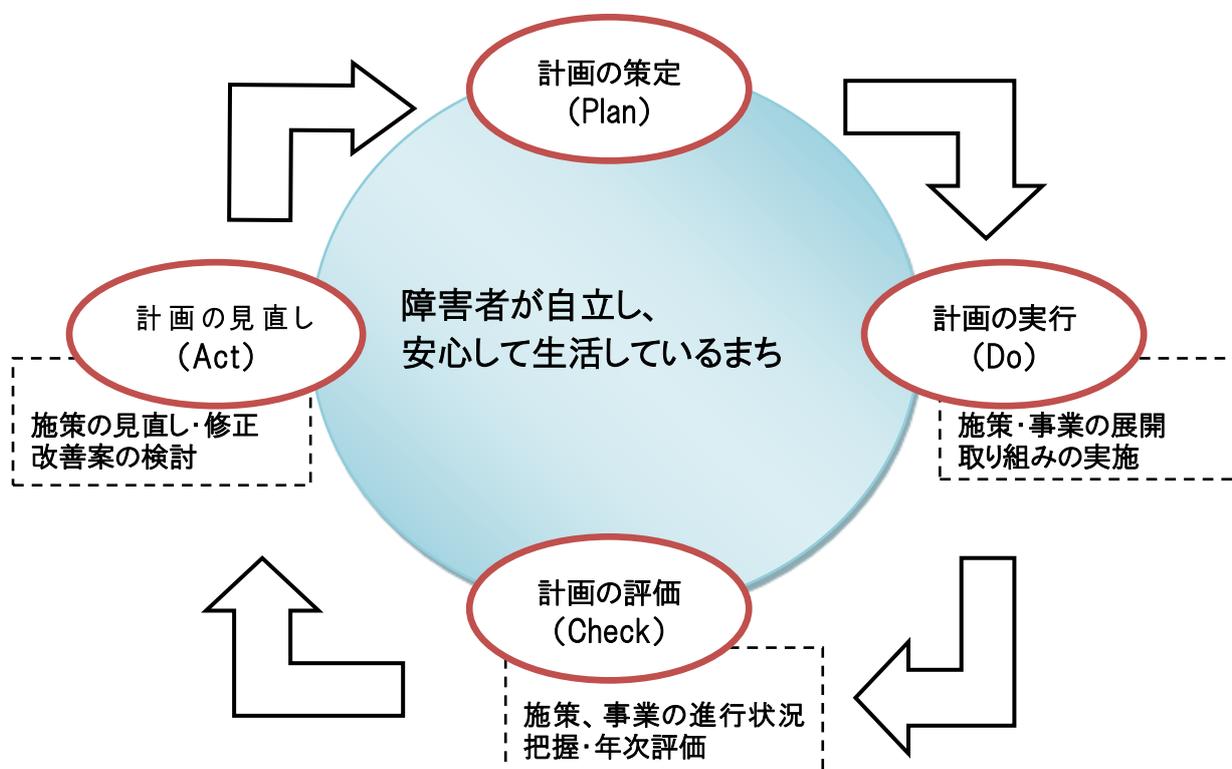
1 計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 により、計画における目標等について、定期的の実績を把握した上、施策の動向も踏まえて分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しや、その他の必要な措置を講じることとされています。

本計画の進行管理については、市民、医療機関、ボランティア団体等の関係団体、福祉サービス事業者、行政等が相互連携を図り、国の社会福祉制度改革の動向を見極めます。

また、本計画の評価については、「PDCAサイクル」の考え方を利用し、計画で定めた数値目標と、障害福祉サービスの見込量（活動指標）及び、地域生活支援事業の見込量に対し、少なくとも年一回は実績を把握し、計画の中間評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

【計画の進行管理とPDCAサイクル】



2 障害者を支える体制づくり

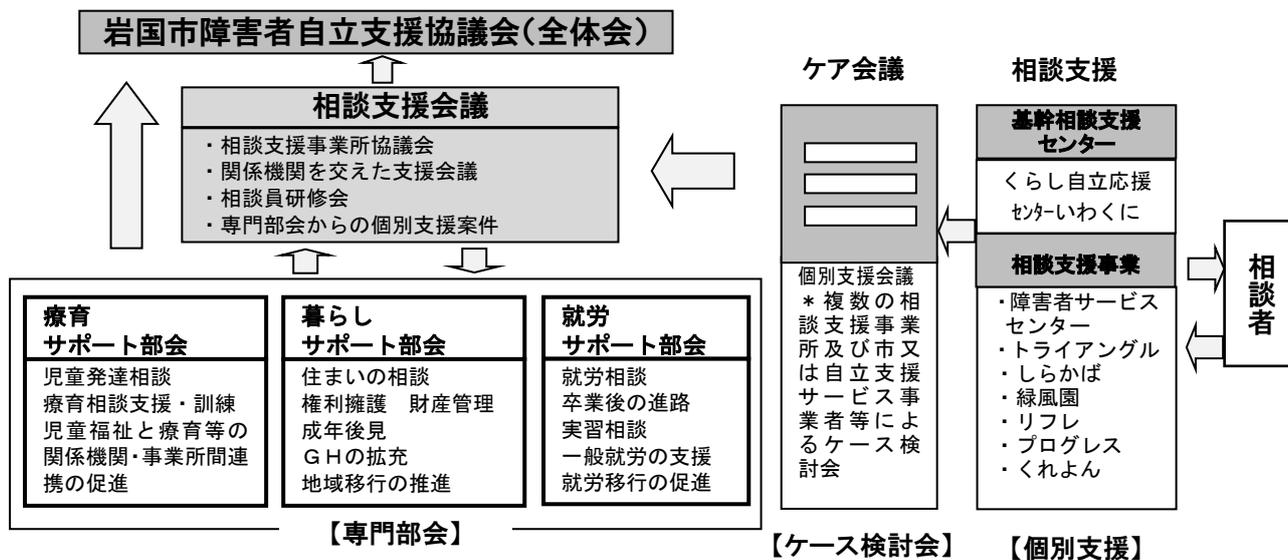
国の基本的な指針より、市町村障害福祉計画においては、市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法について定めることとされています。

障害者、とりわけ重度の障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築とともに、地域全体で障害者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワークを構築、強化することが重要になります。このため、相談支援事業者、保健・福祉・医療関係者、障害者施設・団体等の関係者、権利擁護関係者、教育・雇用関係機関の職員などの障害者の地域生活を支えている人たちからなる岩国市障害者自立支援協議会を設立しています。

この岩国市障害者自立支援協議会は、市や相談支援業者が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業者、医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。

岩国市障害者自立支援協議会がその役割を果たすために相談支援における現行のプロセスを調節し、3つの専門部会と相談支援会議を設け、社会資源の整理・調整と開発に向けて関係者間の連携を図っていきます。

【岩国市障害者自立支援協議会と相談支援事業の位置付け】



岩国市障害者自立支援協議会 6つの機能	
情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取り組みの展開
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス等利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 ・基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

第 2 部 岩国市における障害者を取り巻く状況

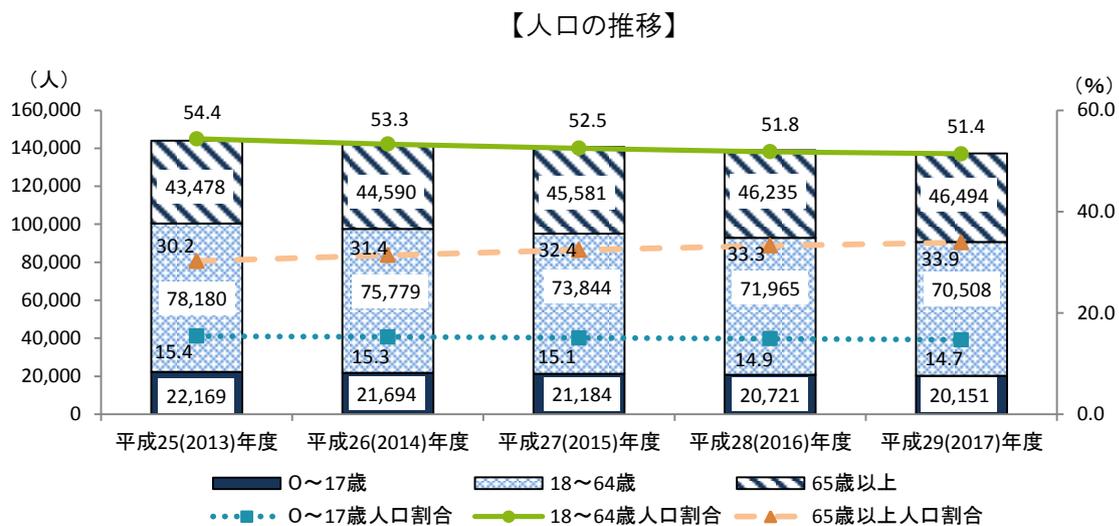


第1章 岩国市の状況

第1節 人口等の推移

1 人口の推移

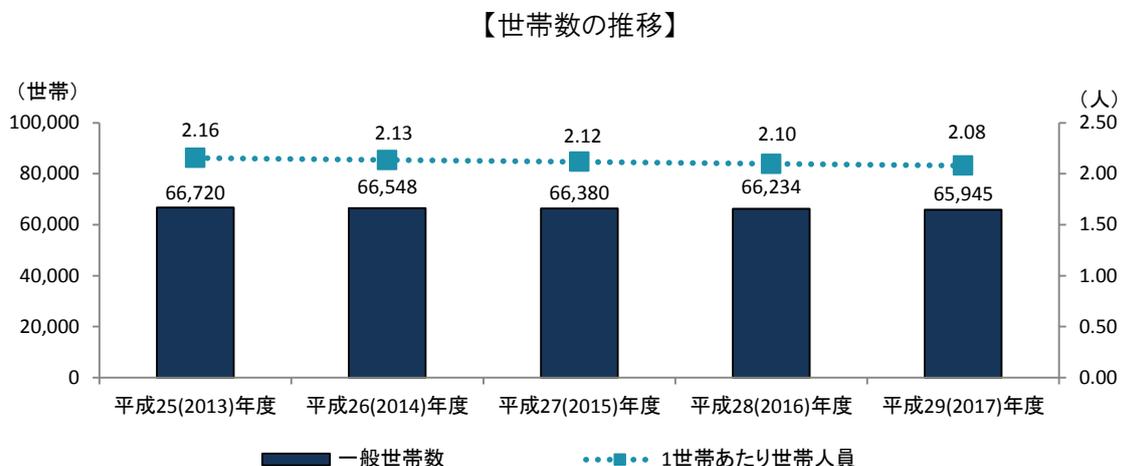
総人口は、平成 25(2013)年度で 143,827 人ですが、平成 29(2017)年度では 137,153 人と年々減少傾向にあります。また、年齢別の推移では、0～17 歳と 18～64 歳の人口は、減少し続けていますが、65 歳以上の人口は、増加傾向にあり今後も人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予想されます。



(各年度 4 月 1 日現在)

2 世帯数の推移

一般世帯数は、平成 29 (2017) 年度では 65,945 世帯となっており、年々減少しています。1 世帯あたりの世帯人員も一般世帯数と同様に減少傾向にあり、核家族や単身世帯の増加など、家族形態の多様化が進んでいます。



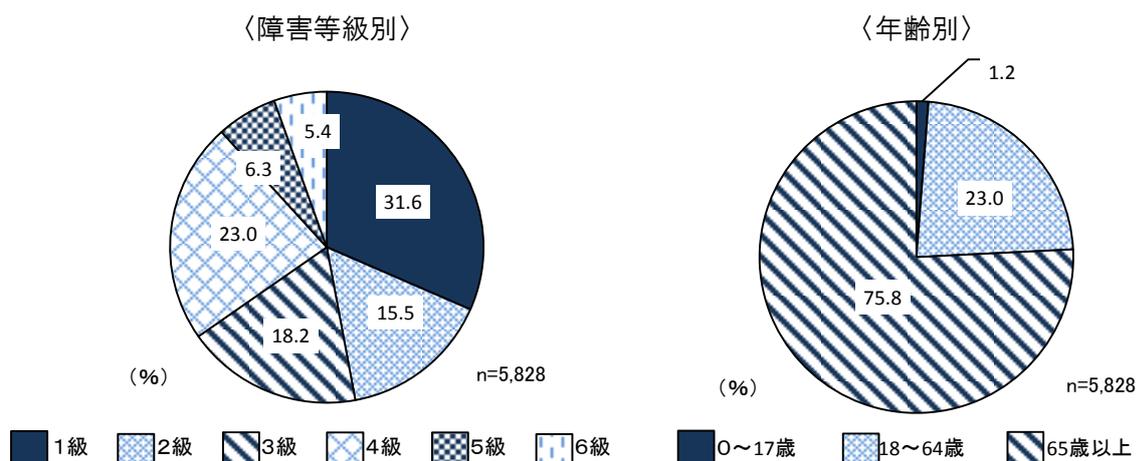
(各年度 4 月 1 日現在)

第2節 障害者の状況

1 身体障害者数の内訳(平成 29(2017)年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者について、障害等級別にみると、「1級」から「3級」までの手帳所持者が全体の65.3%となっており、障害の重い人の割合が高い状況にあります。年齢別にみると、65歳以上の方が75.8%となっています。また、「肢体不自由」の占める割合が約6割を占めています。

【身体障害者手帳所持者割合】

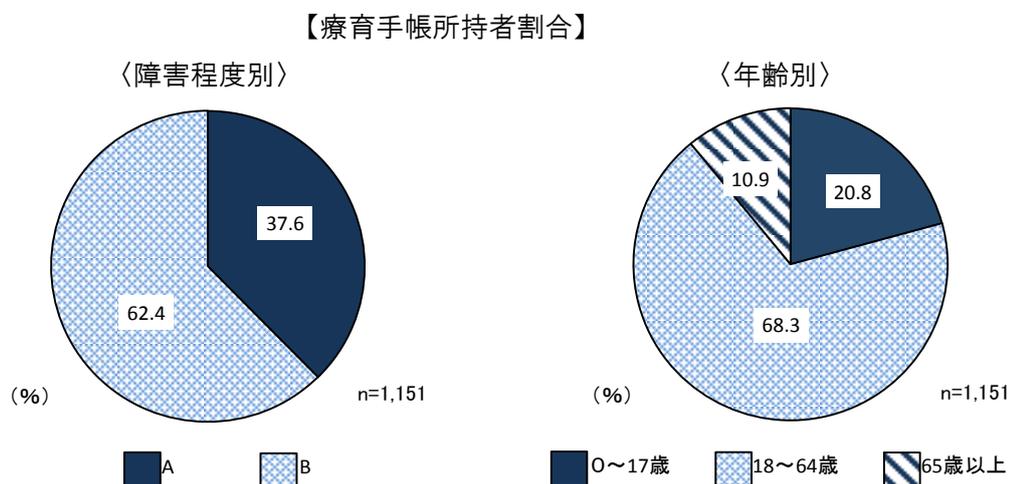


区分	単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0~17歳	人	45	11	6	3	4	3	72
	%	62.5	15.3	8.3	4.2	5.6	4.2	100.0
18~64歳	人	445	251	213	248	116	66	1,339
	%	33.2	18.7	15.9	18.5	8.7	4.9	100.0
65歳以上	人	1,349	643	841	1,091	245	248	4,417
	%	30.5	14.6	19.0	24.7	5.5	5.6	100.0
合計	人	1,839	905	1,060	1,342	365	317	5,828
	%	31.6	15.5	18.2	23.0	6.3	5.4	100.0

区分	単位	音声言語	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	合計
0~17歳	人	0	85	4	9	15	113
	%	0.0	75.2	3.5	8.0	13.3	100.0
18~64歳	人	68	1,328	154	92	384	2,026
	%	3.4	65.5	7.6	4.5	19.0	100.0
65歳以上	人	86	3,753	498	351	1,604	6,292
	%	1.4	59.6	7.9	5.6	25.5	100.0
合計	人	154	5,166	656	452	2,003	8,431
	%	1.8	61.3	7.8	5.4	23.8	100.0

2 知的障害者数の内訳(平成 29(2017)年4月1日現在)

療育手帳所持者について、障害程度別にみると、「中軽度（療育手帳 B）」の割合が全体の約6割を占めています。年齢別にみると、「18～64 歳」が 68.3%となっており、「0～17 歳」と「18～64 歳」では「B」の割合が高くなっていますが、「65 歳以上」では「重度（療育手帳 A）」の割合が高くなっています。

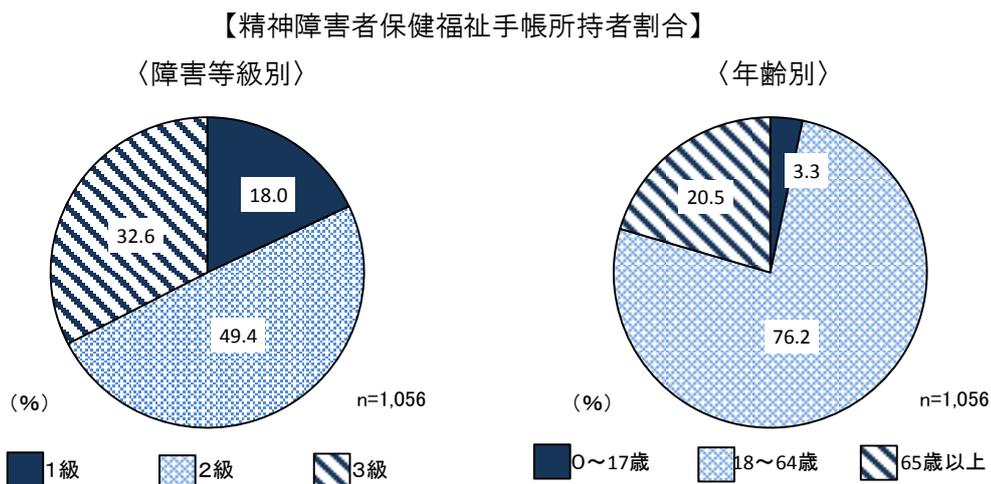


年齢・障害程度別療育手帳所持者数				
区分	単位	重度(A)	中軽度(B)	合計
0～17 歳	人	54	185	239
	%	22.6	77.4	100.0
18～64 歳	人	305	481	786
	%	38.8	61.2	100.0
65 歳以上	人	74	52	126
	%	58.7	41.3	100.0
合計	人	433	718	1,151
	%	37.6	62.4	100.0

3 精神障害者数の内訳(平成 29(2017)年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者について、障害等級別にみると、「2級」の割合が最も高く、全体の49.4%を占める状況となっています。年齢別にみると、「18～64歳」が76.2%となっており、「18～64歳」と「65歳以上」では「2級」の割合が高くなっていますが、「0～17歳」では「3級」の割合が高くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者でみると、平成 26（2014）年の 1,883 人から緩やかに減少しており、平成 29（2017）年では 1,812 人となっています。



年齢・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数					
区分	単位	1級	2級	3級	合計
0～17歳	人	0	3	32	35
	%	0.0	8.6	91.4	100.0
18～64歳	人	111	416	278	805
	%	13.8	51.7	34.5	100.0
65歳以上	人	79	103	34	216
	%	36.6	47.7	15.7	100.0
合計	人	190	522	344	1,056
	%	18.0	49.4	32.6	100.0

自立支援医療（精神通院）受給者数(人)					
区分	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
人数	1,762	1,883	1,849	1,845	1,812

4 特定医療費(指定難病)受給者数の内訳(平成 29(2017)年4月1日現在)

平成 25 (2013) 年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。難病の対象疾病358疾病のうち、本市における特定医療費(指定難病)受給者の内訳は次の通りです。

疾患名	男	女	計
IgA腎症	2	1	3
アミロイドーシス(※指定難病では「全身性アミロイドーシス」)	2	2	4
一次性ネフローゼ症候群	1	0	1
ウィルソン病	1	0	1
HTLV-1関連脊髄症	0	1	1
ADH分泌異常症(※指定難病では「下垂体性 ADH 分泌異常症」)	2	0	2
黄色靭帯骨化症	2	2	4
潰瘍性大腸炎	107	94	201
下垂体前葉機能低下症	5	4	9
関節リウマチ(※指定難病では「悪性関節リウマチ」)	1	7	8
球脊髄性筋萎縮症	3	0	3
強直性脊椎炎	0	1	1
強皮症(※指定難病では「全身性强皮症」)	4	38	42
巨細胞性動脈炎	1	1	2
筋萎縮性側索硬化症	9	4	13
筋ジストロフィー	2	1	3
クッシング病	1	0	1
クローン病	39	20	59
結節性多発動脈炎	1	3	4
原発性胆汁性胆管炎	1	31	32
原発性免疫不全症候群	2	0	2
顕微鏡的多発血管炎	5	7	12
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	3	3
好酸球性副鼻腔炎	1	1	2
後縦靭帯骨化症	28	10	38
広範脊柱管狭窄症	8	2	10
混合性結合組織病	2	9	11
再生不良性貧血	6	11	17
サルコイドーシス	7	19	26
シェーグレン症候群	1	8	9
自己免疫性肝炎	0	2	2
自己免疫性溶血性貧血	1	0	1
重症筋無力症	10	17	27
神経線維腫症	5	1	6
進行性核上性麻痺	11	18	29
成人スチル病	0	1	1
成長ホルモン分泌亢進症(※指定難病では「下垂体性成長ホルモン分泌亢進症」)	1	3	4

疾患名	男	女	計
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	20	23	43
脊髄性筋萎縮症	1	1	2
全身性エリテマトーデス	7	66	73
先天性副腎皮質酵素欠損症	1	2	3
先天性ミオパチー	2	0	2
大脳皮質基底核変性症	2	4	6
高安動脈炎	0	11	11
多系統萎縮症	9	3	12
多発血管炎性肉芽腫症	1	0	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	4	20	24
多発性嚢胞腎	2	6	8
胆道閉鎖症	0	1	1
天疱瘡	3	3	6
特発性拡張型心筋症	52	14	66
特発性間質性肺炎	14	2	16
特発性血小板減少性紫斑病	8	20	28
特発性大腿骨頭壊死症	17	14	31
特発性門脈圧亢進症	0	1	1
ヌーナン症候群	1	0	1
膿疱性乾癬	3	4	7
パーキンソン病	72	115	187
バージャー病	15	2	17
肺動脈性肺高血圧症	1	3	4
バッド・キアリ症候群	1	0	1
ハンチントン病	0	1	1
肥大型心筋症	1	2	3
皮膚筋炎／多発性筋炎	8	21	29
封入体筋炎	1	0	1
副腎白質ジストロフィー	0	1	1
プリオン病	1	1	2
PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)(※指定難病では「下垂体性 PRL 分泌亢進症」)	1	2	3
ベーチェット病	9	6	15
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	2	8
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	3	5
ミトコンドリア病	1	2	3
メビウス症候群	0	1	1
網膜色素変性症	11	14	25
もやもや病	5	7	12
リンパ脈管筋腫症	0	1	1
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	0	1
合計	555	701	1,256

第2章 アンケート調査及びヒアリング調査

第1節 アンケート調査結果

1 調査概要

福祉に関するアンケート調査

①調査の目的

本調査は障害者の生活実態、各種福祉サービスの利用状況と今後の利用意向、福祉施策等に対する意識を把握し、岩国市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査対象と抽出方法

岩国市内に居住している障害のある人の中から、無作為抽出を行い、65歳未満の1,391人と、18歳未満155人を対象者としました。

③調査の方法

調査票を対象者に郵送で送付し、郵送で回収するという郵送調査法により調査しました。

④調査時期

平成29(2017)年6月14日～平成29(2017)年7月3日

⑤回収状況

アンケート調査回収状況			
調査区分	配布数	有効回収数	有効回答率
障害者	1,391人	706人	50.8%
障害児	155人	88人	56.8%

⑥集計・分析の注意点

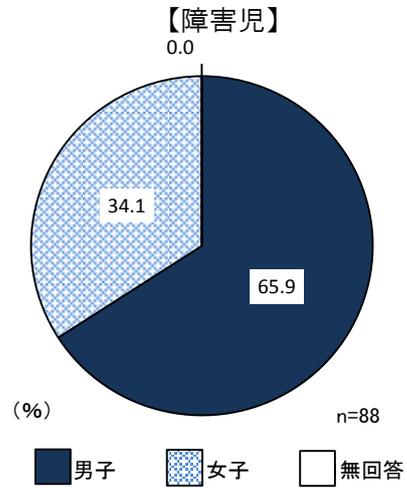
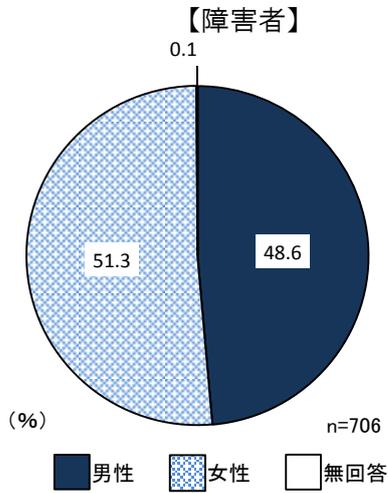
比率は、すべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答が可能な質問の場合は、回答の合計が調査数を上回っていることがあります。

2 アンケート調査結果

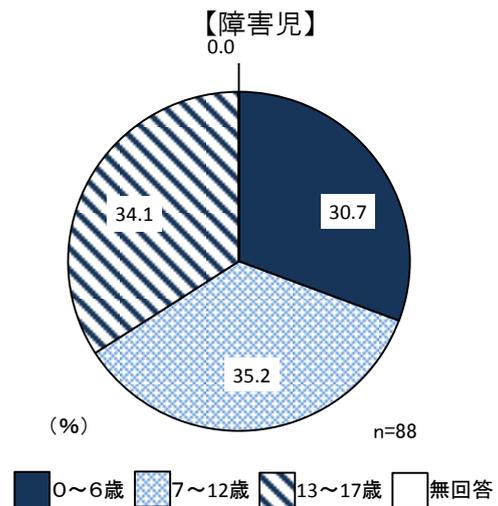
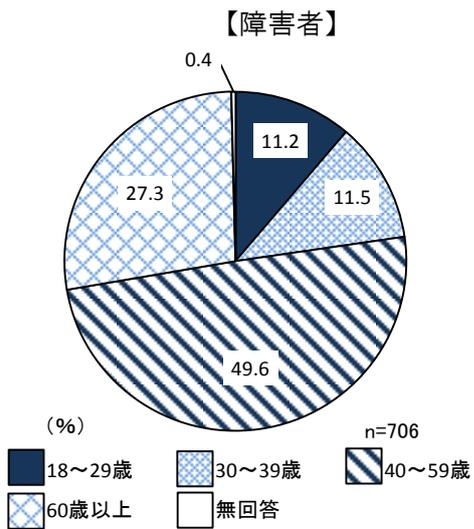
(1) 回答者の属性

回答者の属性は以下の通りです。

▼性別▼

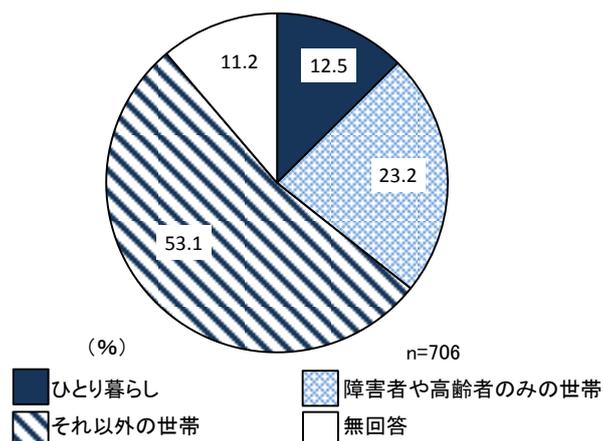


▼年齢▼

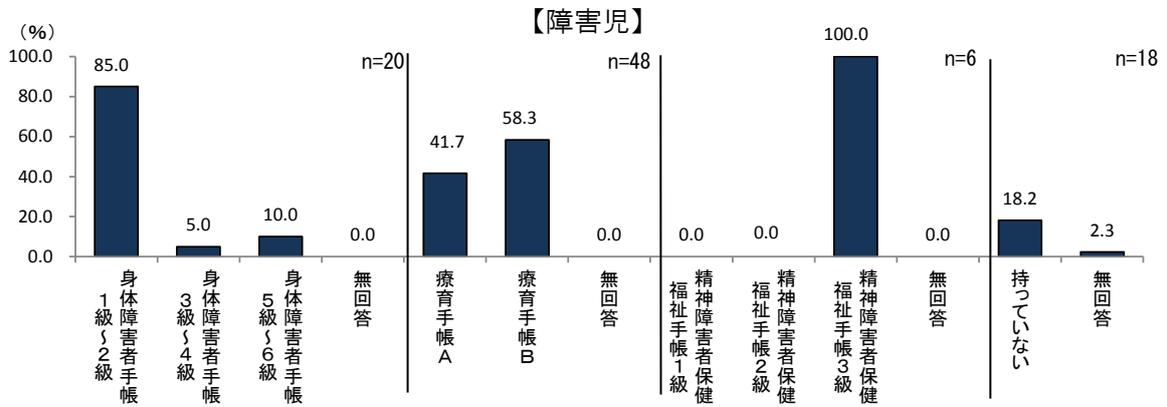
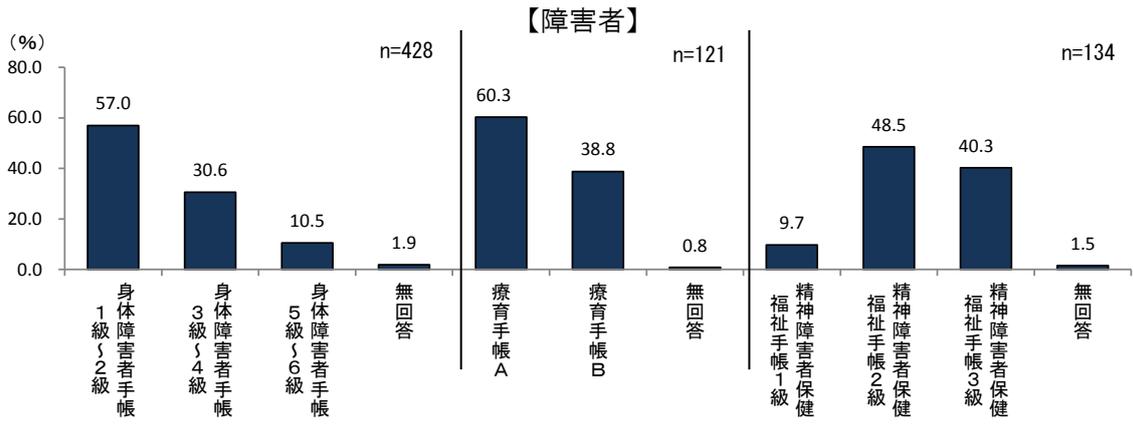


▼世帯▼

【障害者】

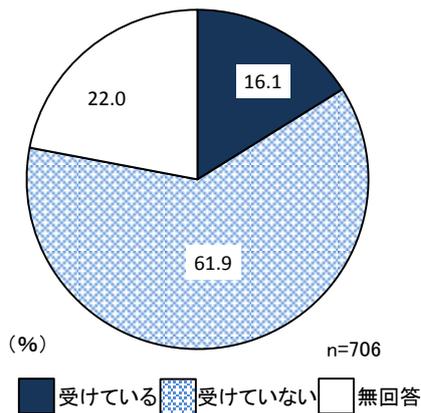


▼障害の等級▼



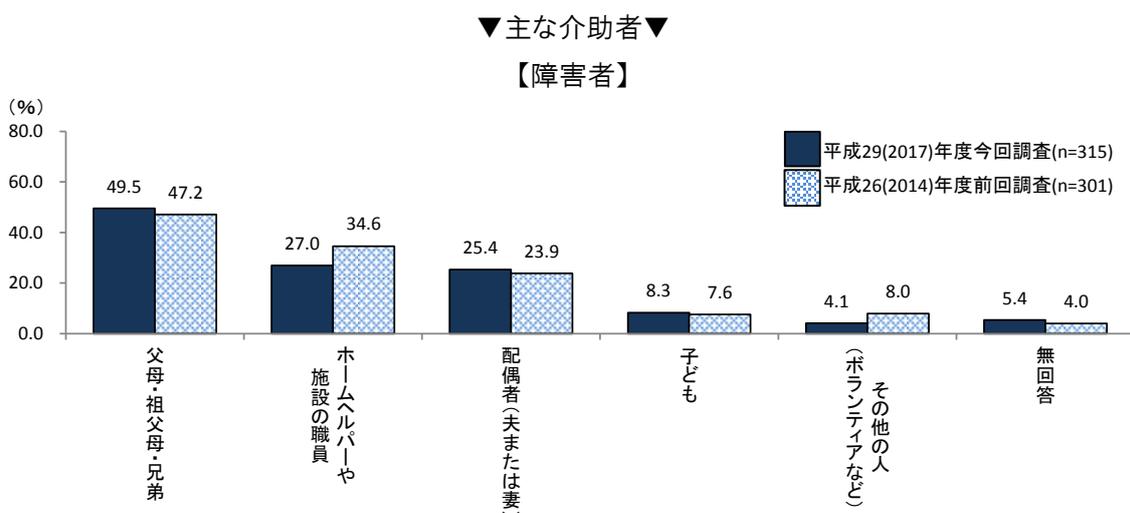
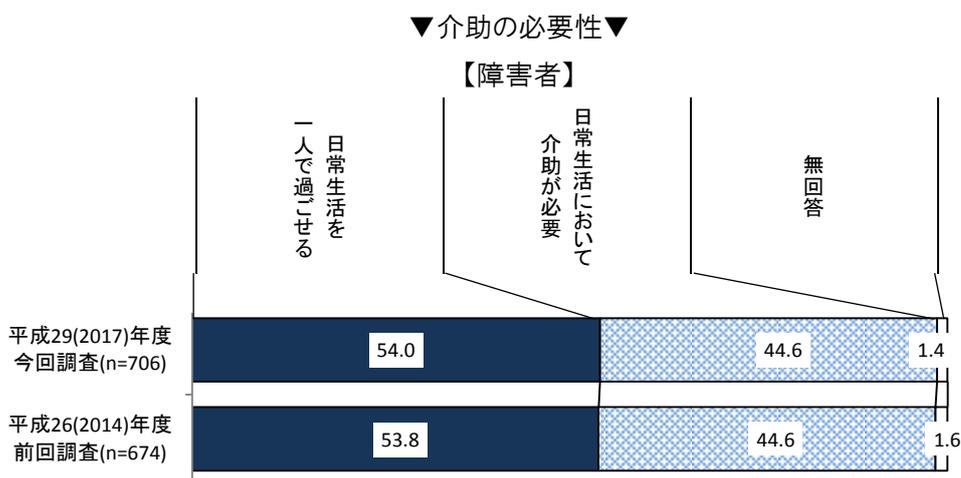
▼難病認定の有無▼

【障害者】



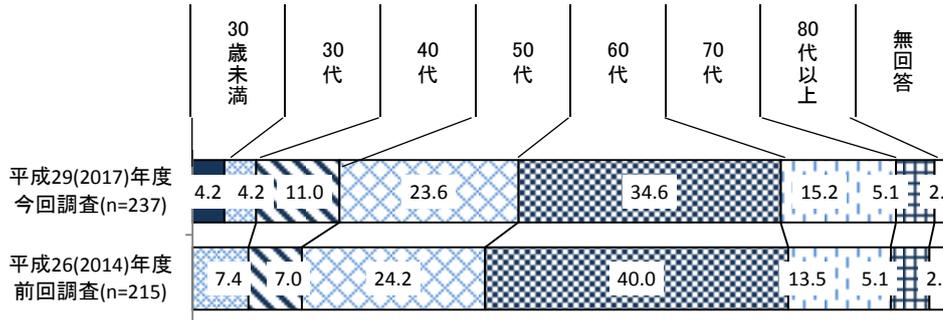
(2) 介助者の状況について

- 日常生活における介助の必要性について、経年比較でみると大きな差は見られず、すべての項目をひとりですることができる人の割合は、どちらの年度も5割程度となっています。
- 主な介助者について、経年比較でみると『平成 29(2017)年度今回調査』は『平成 26(2014)年度前回調査』に比べて、「ホームヘルパーや施設の職員」が7.6ポイント低くなっています。
- 主な介助者の年齢について、経年比較でみると大きな差は見られず、どちらも「60代」が最も高くなっています。
- 主な介助者の健康状態について、経年比較でみると『平成 29(2017)年度今回調査』は『平成 26(2014)年度前回調査』に比べて、「よくない」が6.4ポイント低くなっています。
- 介助者が介助できなくなった場合の対応について、経年比較でみると『平成 29(2017)年度今回調査』は『平成 26(2014)年度前回調査』に比べて、「何とか一人で対処する」が9.4ポイント高くなっています。また、全ての障害種別で「同居している他の家族に頼む」の割合が高くなっています。



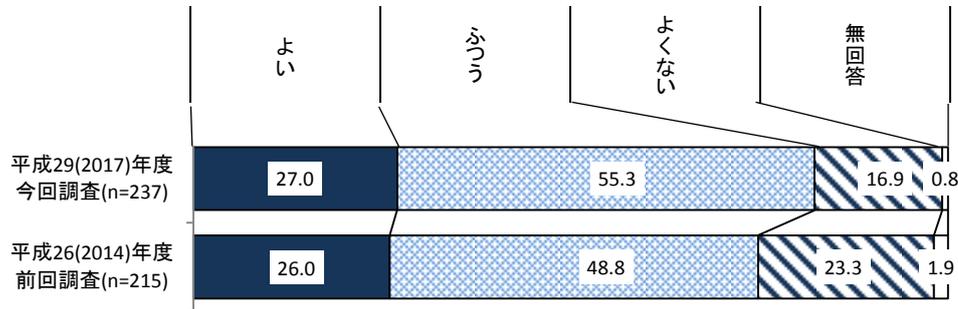
▼介助者の年齢▼

【障害者】



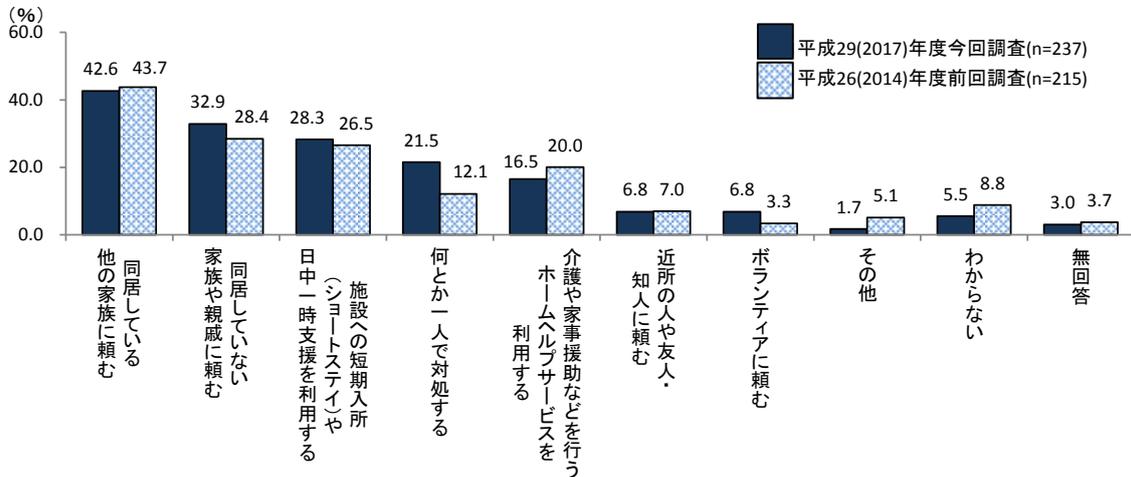
▼介助者の健康状態▼

【障害者】



▼介助者が介助できなくなった場合の対応▼

【障害者】



【障害者(障害種別)】

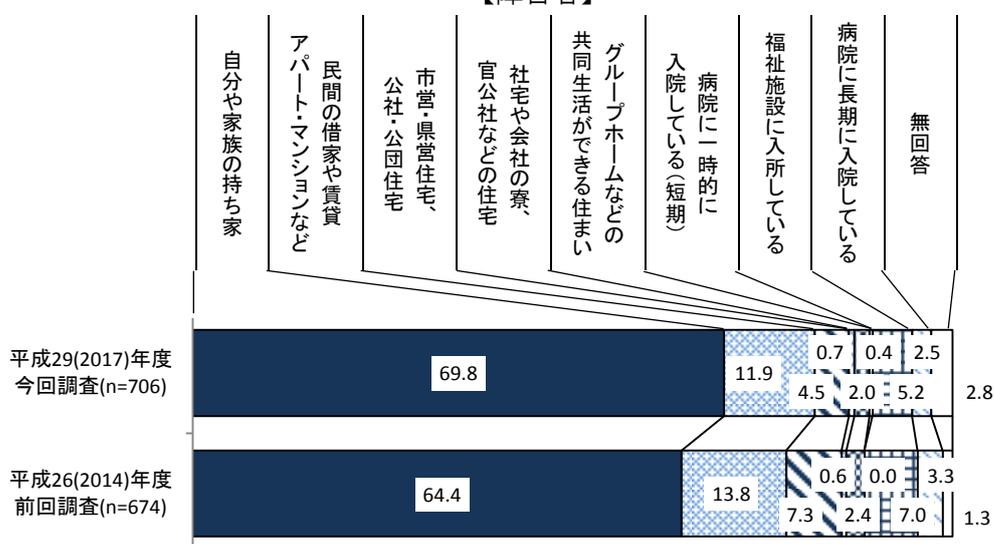
障害種別	サンプル数	同居している他の家族に頼む	同居していない家族や親戚に頼む	日中一時支援を利用する(ショートステイ)や施設への短期入所	何とか一人で対処する	介護や家事援助などを行うホームヘルプサービスを利用する	近所の人や友人・知人に頼む	ボランティアに頼む	その他	わからない	無回答
全体	237	42.6	32.9	28.3	21.5	16.5	6.8	6.8	1.7	5.5	3.0
身体障害者手帳	134	36.6	35.8	21.6	24.6	19.4	6.0	7.5	1.5	4.5	3.7
療育手帳	70	64.3	21.4	52.9	1.4	14.3	2.9	2.9	0.0	4.3	2.9
精神障害者保健福祉手帳	53	37.7	37.7	17.0	35.8	11.3	13.2	9.4	1.9	11.3	0.0
難病	31	32.3	29.0	22.6	16.1	22.6	0.0	6.5	6.5	3.2	3.2

(3)住宅の状況について

- 居住形態について、経年比較でみるとどちらの年度も「自分や家族の持ち家」が最も多くなっています。
- 将来の暮らし方の希望について、経年比較でみるとどちらも施設や病院に入所・入院している方のおよそ5割から6割が現状のままでの生活を望んでいますが、家族や親族との同居を希望される方はおよそ2割となっています。
- 自宅や地域で安心して生活するために必要な支援・配慮について、経年比較でみるとどちらの年度も「生活するのに十分な収入があること」や「主治医や医療機関が近くにあること」を重要視する方が多くみられます。

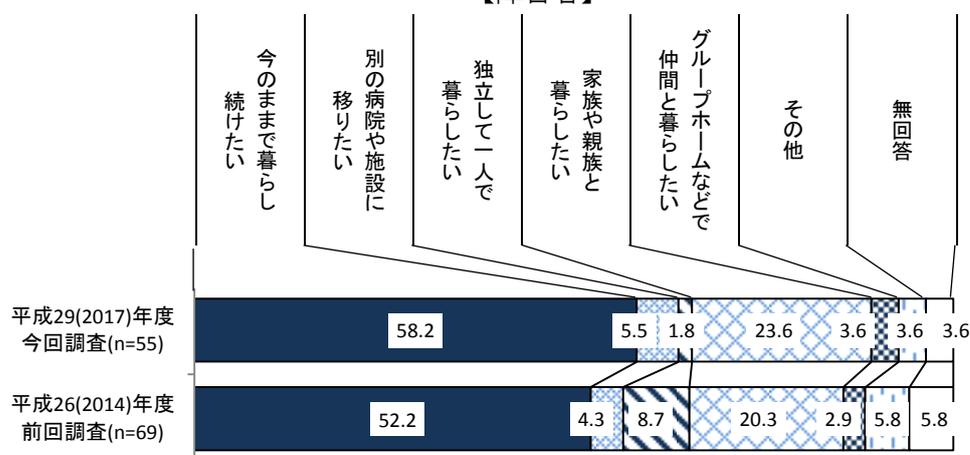
▼居住形態▼

【障害者】



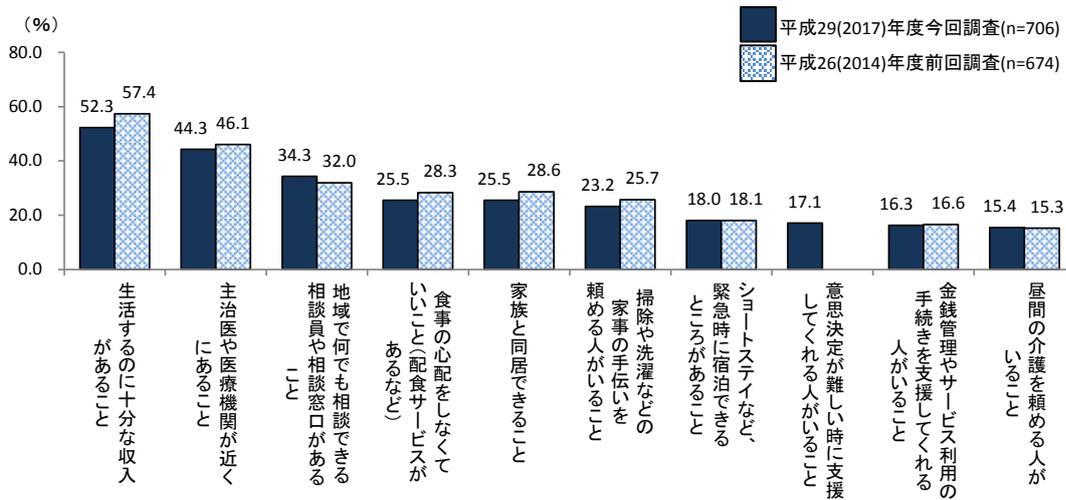
▼将来の暮らし方の希望(施設入所、長期入院中の人)▼

【障害者】



▼自宅や地域で安心して生活するために必要な支援・配慮▼

【障害者(経年比較_上位10位)】

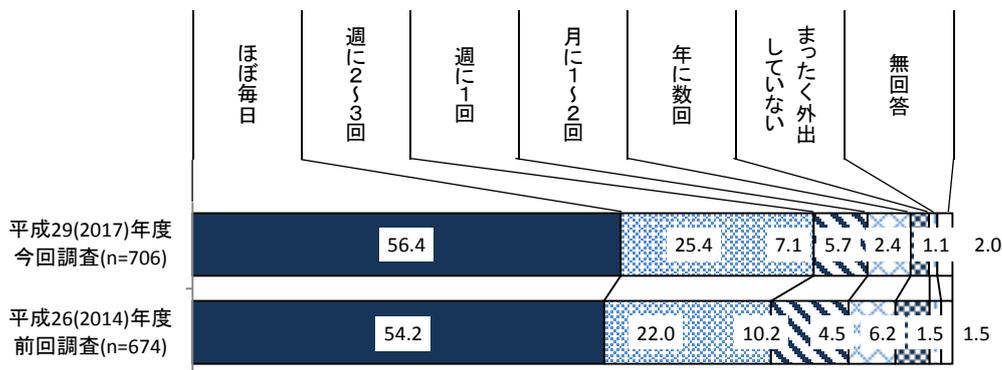


(4)外出状況について

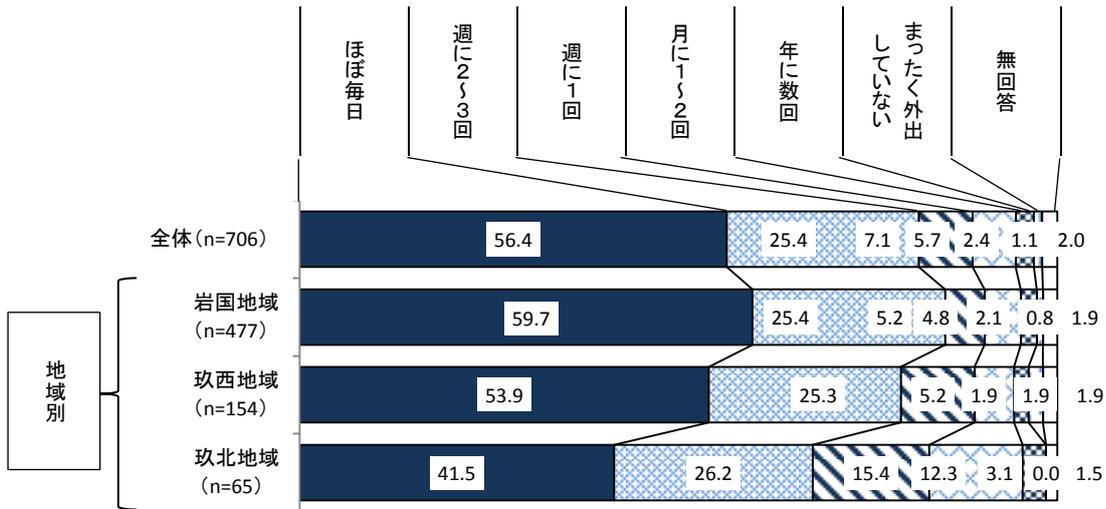
- 外出の頻度について、経年比較でみると【障害者】では「ほぼ毎日」がどちらの年度も最も多くなっていますが、【障害児】ではどちらの年度もおよそ9割となっています。
- 外出の主な目的について、【障害者】では通院や買い物目的の割合が高く、【障害児】では通園・通学目的が約8割となっています。
- 外出の移動手段について【障害者】と【障害児】では自家用車の割合が高くなっています。
- 外出をした際に、不便に感じることにについて、【障害者】と【障害児】では交通機関の利用が不便と感じる人の割合が高くなっています。また、【障害児】では周囲の目が気になる方がおよそ3割となっています。

▼外出の頻度▼

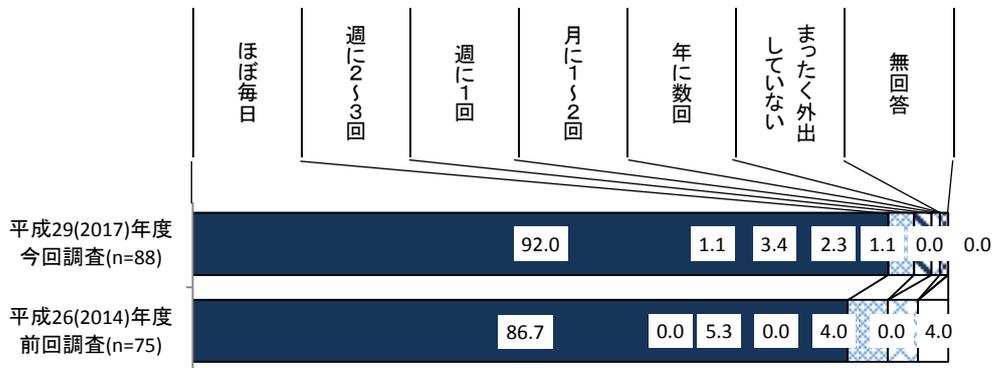
【障害者】



【障害者(地域別)】

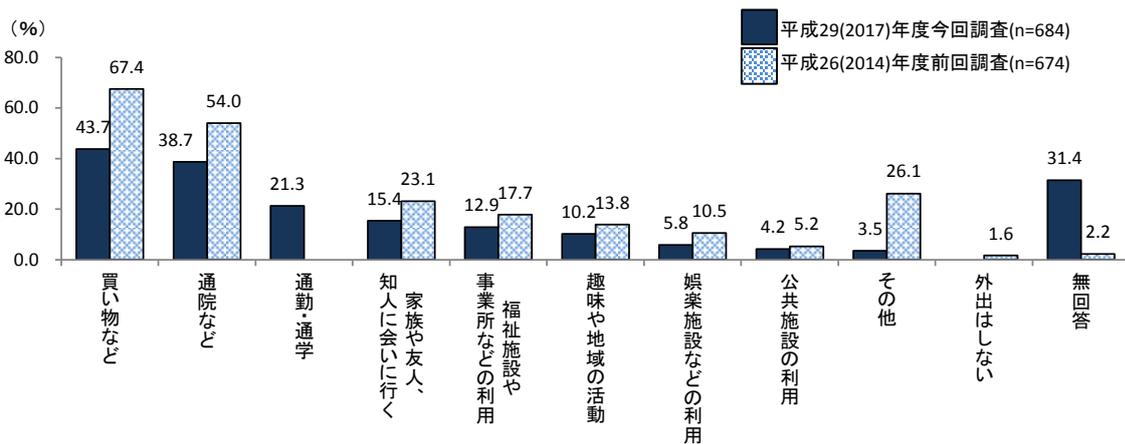


【障害児】

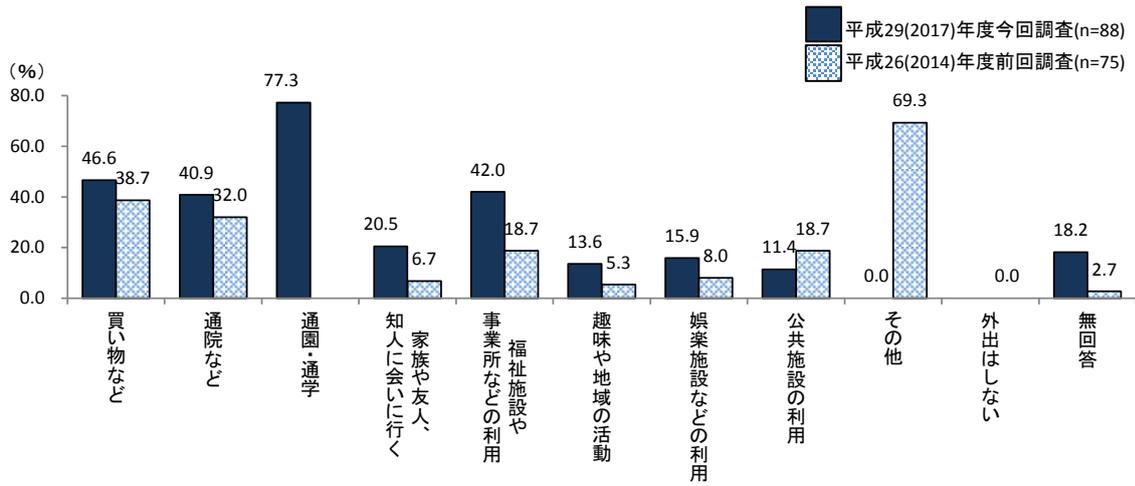


▼外出の主な目的▼

【障害者】

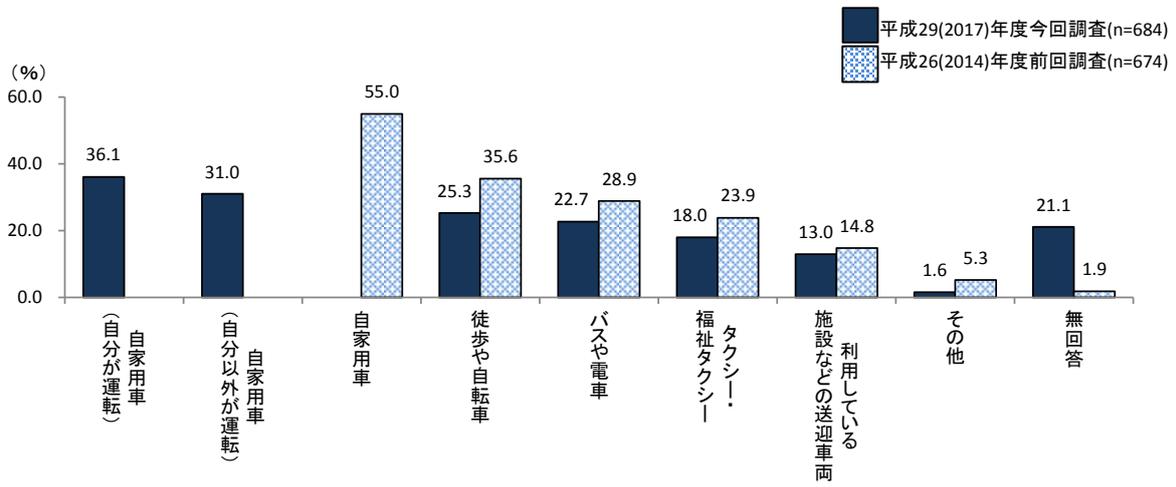


【障害児】

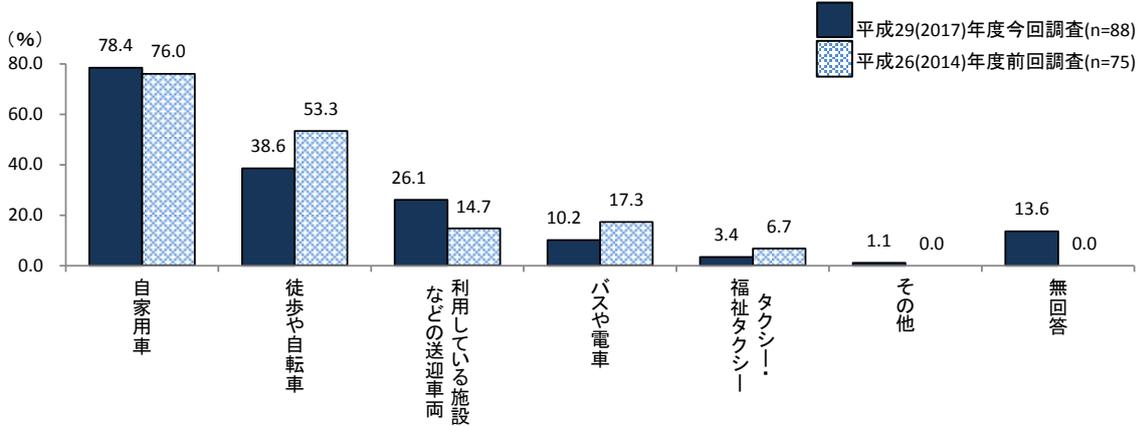


▼外出の移動手段▼

【障害者】

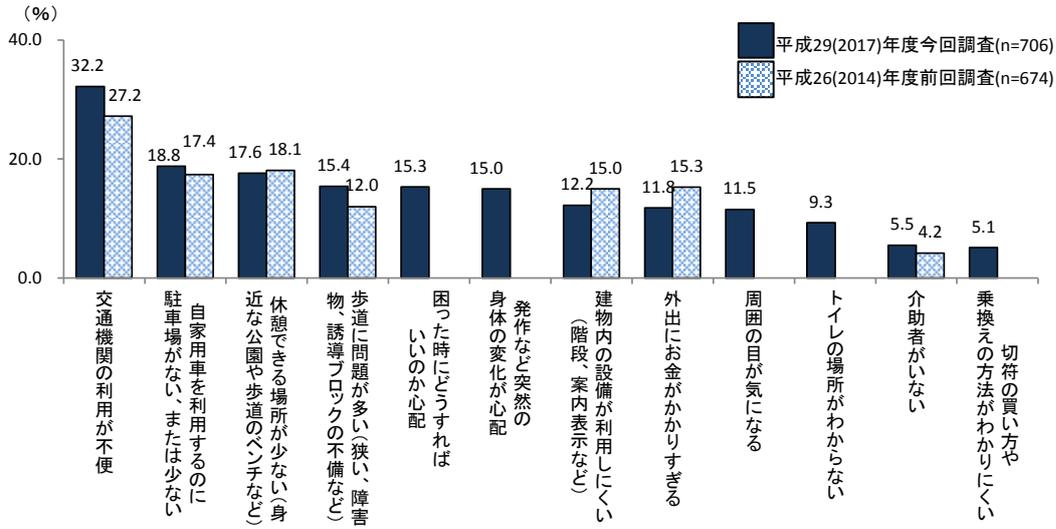


【障害児】

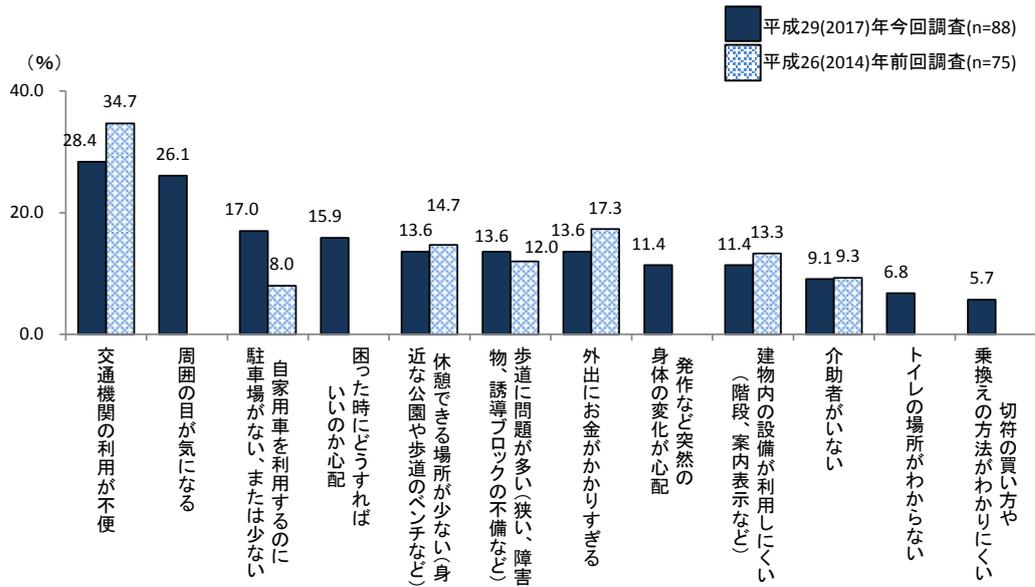


▼外出をした際に、不便に感じること▼

【障害者(経年比較_上位 12 位)】



【障害児(経年比較_上位 12 位)】

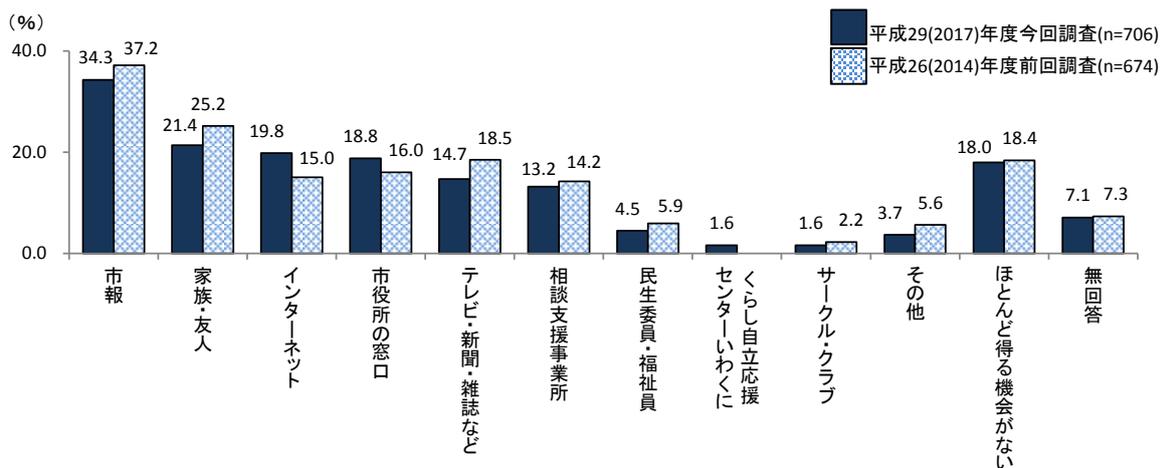


(5)情報収集について

- ・福祉サービスなどの情報の入手先について、経年比較でみるとどちらの年度も、市報や家族・友人から情報を得る割合が高くなっています。
- ・今後充実してほしい情報について、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」や「福祉サービスの具体的内容や利用などに関する情報」が4割以上となっています。

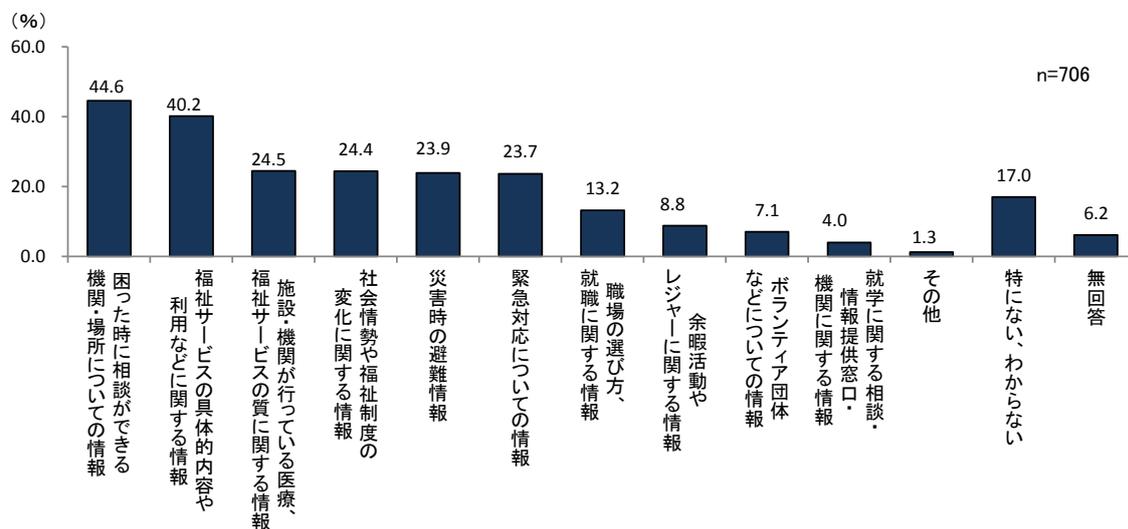
▼福祉サービスなどの情報の入手先▼

【障害者】



▼今後充実してほしい情報▼

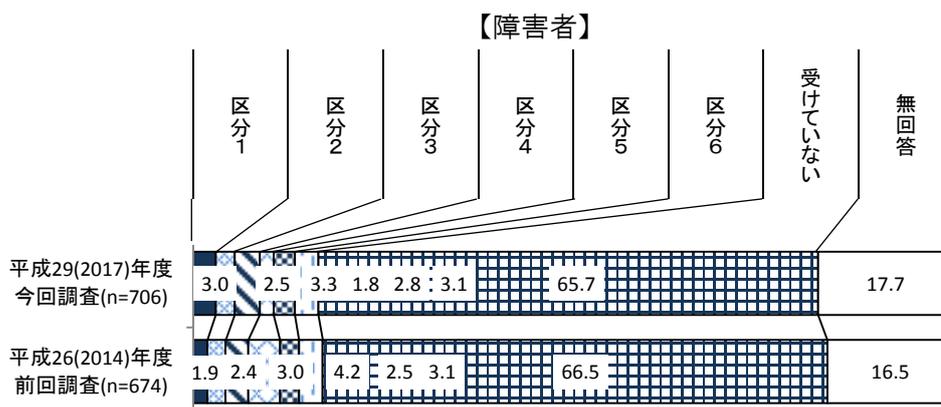
【障害者】



(6)障害福祉サービスについて

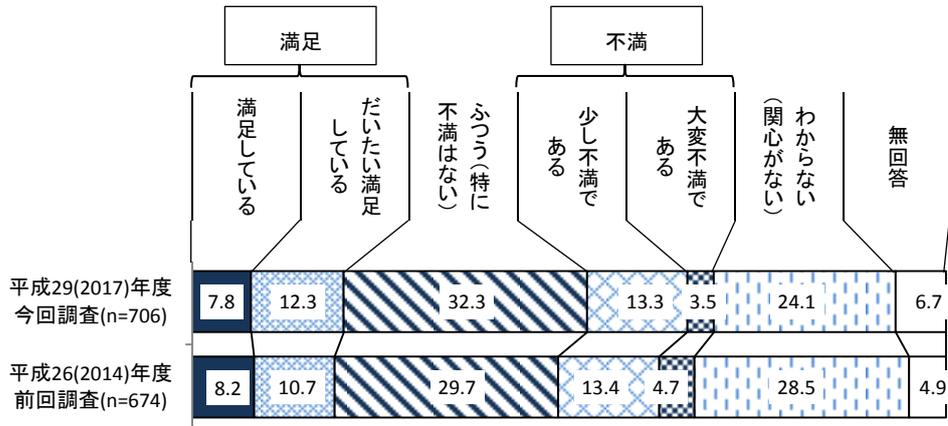
- 障害支援区分の認定について、経年比較でみると大きな差は見られず、どちらの年度も「受けていない」がおよそ7割となっています。
- 障害福祉サービスの満足度について、経年比較でみると【障害者】では大きな差は見られず、「わからない（関心がない）」が全体の約2割から3割を占めています。また、【障害児】では『平成29（2017）年度今回調査』は『平成26（2014）年度前回調査』に比べて、『満足』『満足している』+『だいたい満足している』が11.6ポイント高くなっています。
- 障害福祉サービスの利用状況・利用希望について、【障害者】では全ての障害福祉サービスの利用状況に対して利用希望が高くなっています。また、【障害児（障害児に関するサービス）】では、「岩国市療育センター」を除くサービスが利用状況に対して利用希望が高くなっています。また、【障害児（その他のサービス）】では、「補装具費の給付」を除くサービスが利用状況に対して利用希望が高くなっています。
- 障害福祉サービスに関する今後の希望について、前回調査と同様に【障害者】では、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が約4割となっており、【障害児】では、「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」が約4割、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」、「関わる人材の対応・態度や技術・知恵の向上が必要」が約3割となっています。
- 相談支援事業の認知度について、経年比較でみると【障害者】では、どちらの年度も「知っている」の割合が全体の約3割から4割となっていますが、【障害児】では、どちらの年度も全体の約7割以上を占めています。
- 今後地域で利用したい支援について、「家族が亡くなったり、入院などにより急に不在になったときなどに相談できる窓口」がおよそ4割となっています。

▼障害支援区分の認定▼

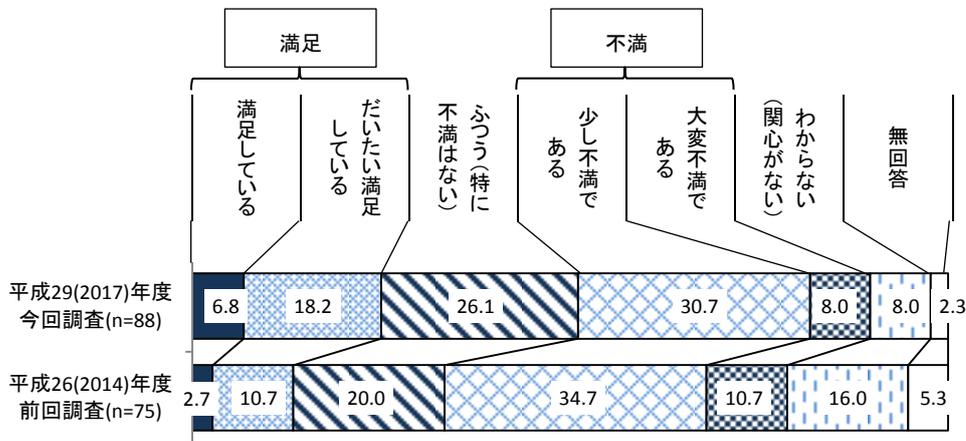


▼障害福祉サービスの満足度▼

【障害者】

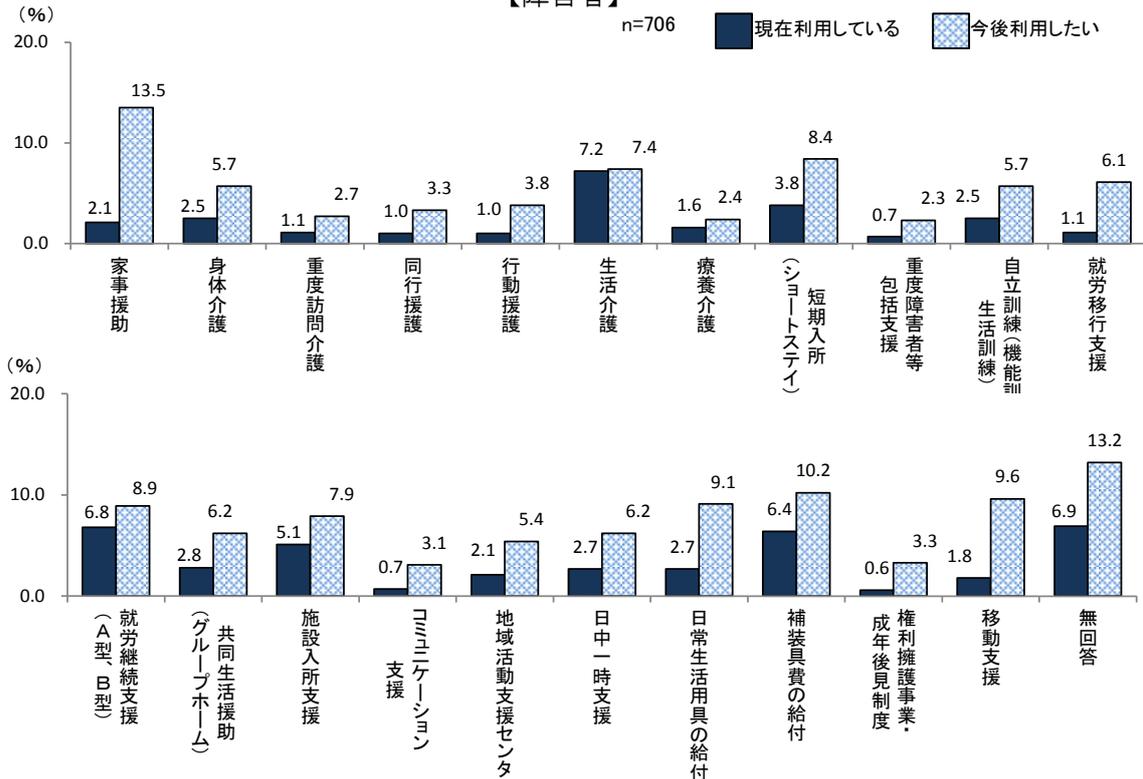


【障害児】

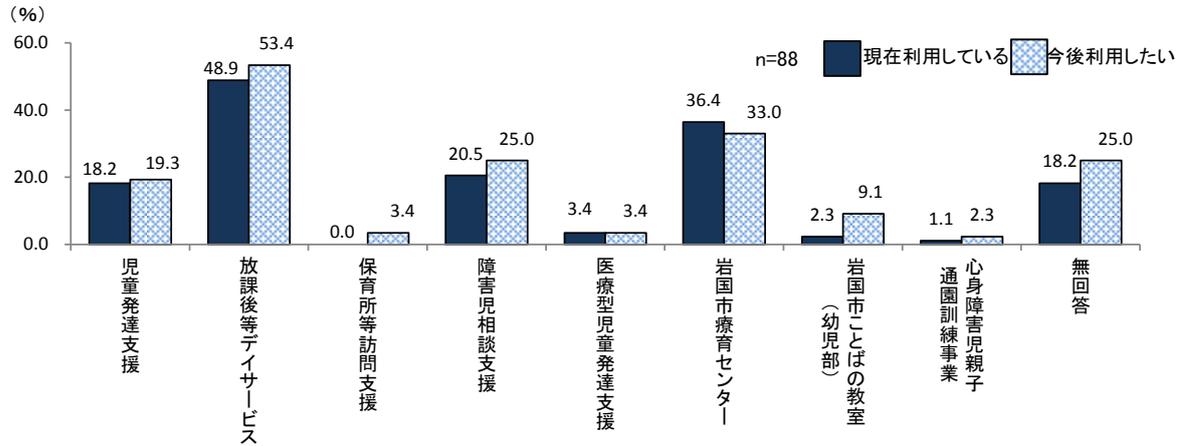


▼障害福祉サービスの利用状況・利用希望▼

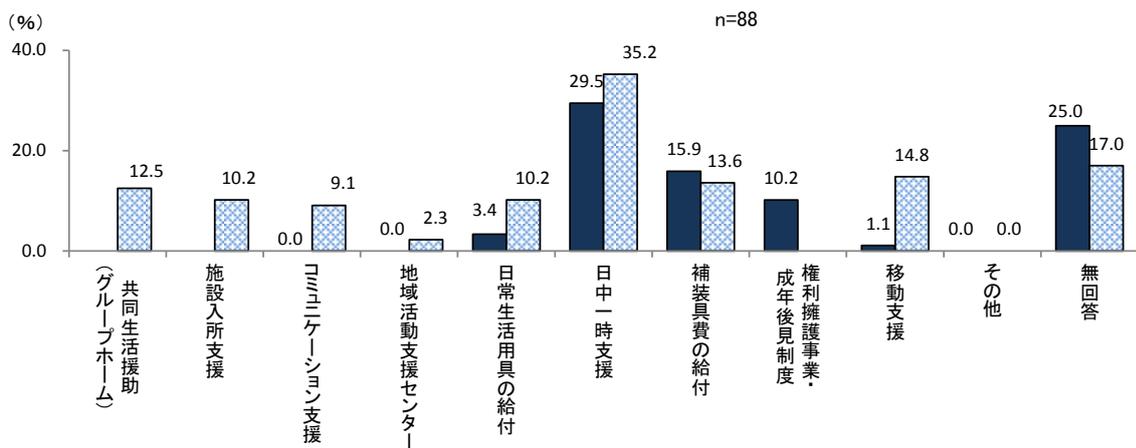
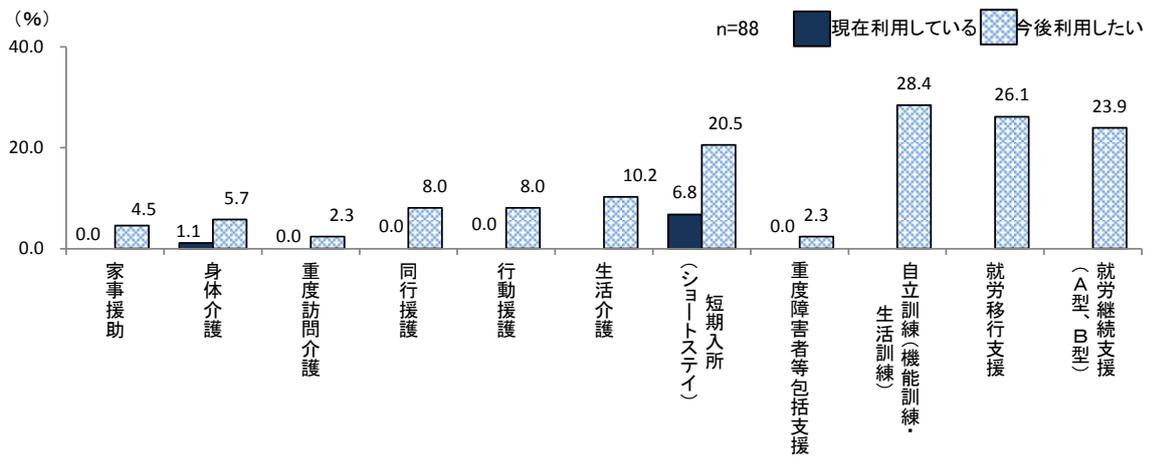
【障害者】



【障害児(障害児に関するサービス)】

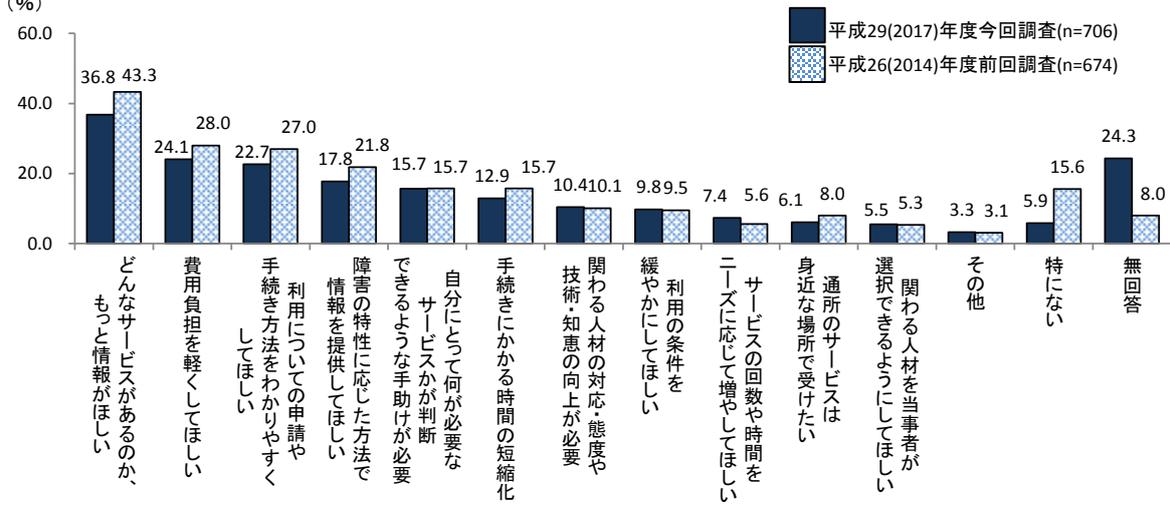


【障害児(その他のサービス)】

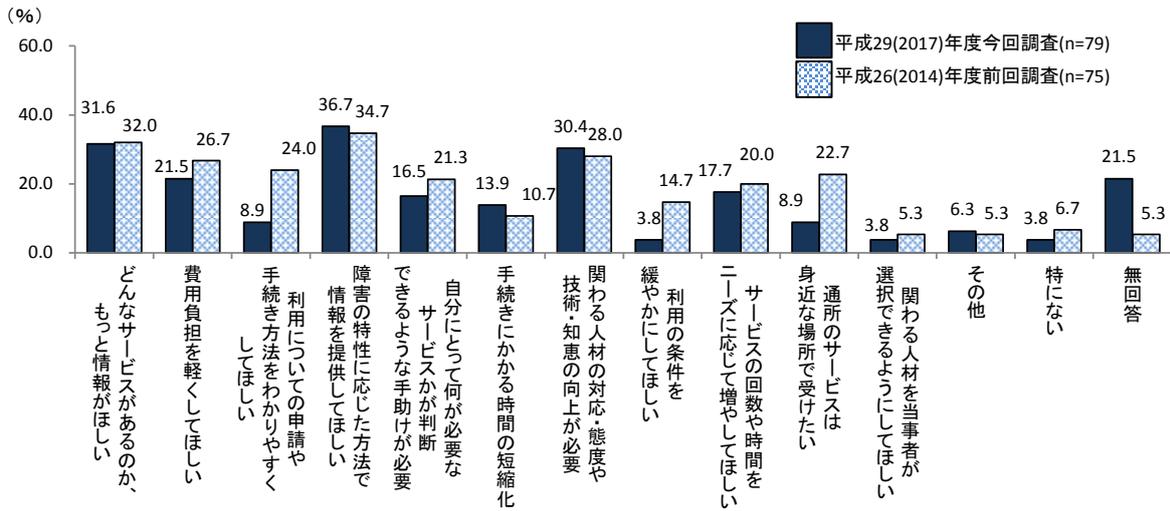


▼障害福祉サービスに関する今後の希望▼

【障害者】

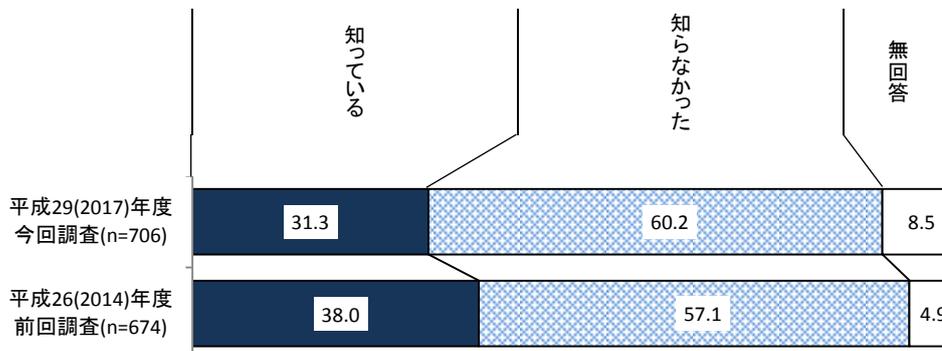


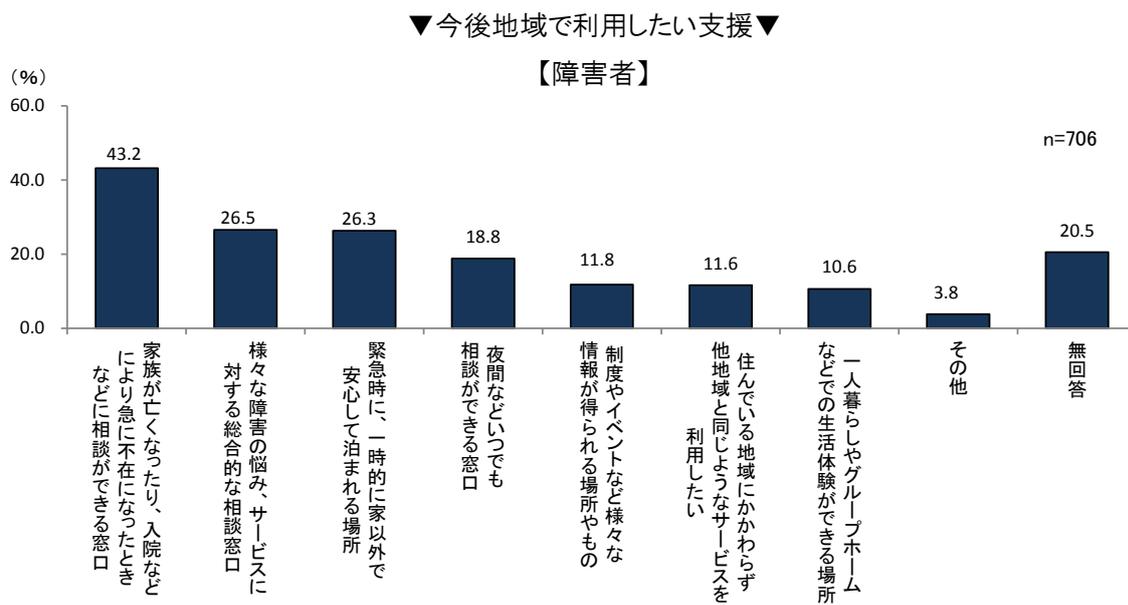
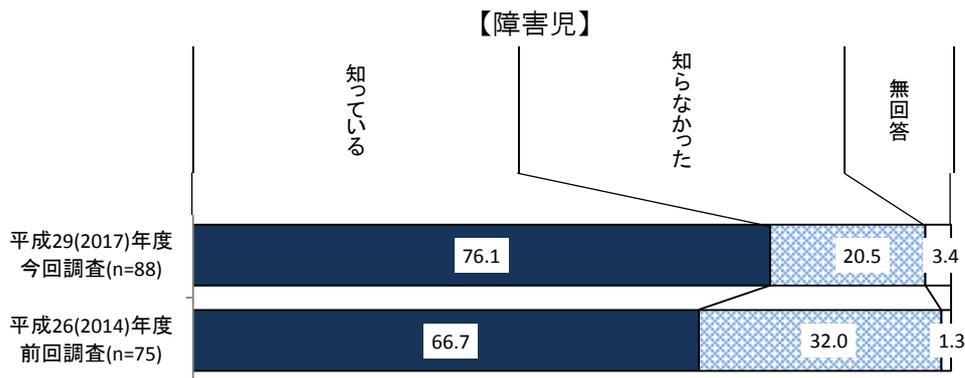
【障害児】



▼相談支援事業の認知度▼

【障害者】

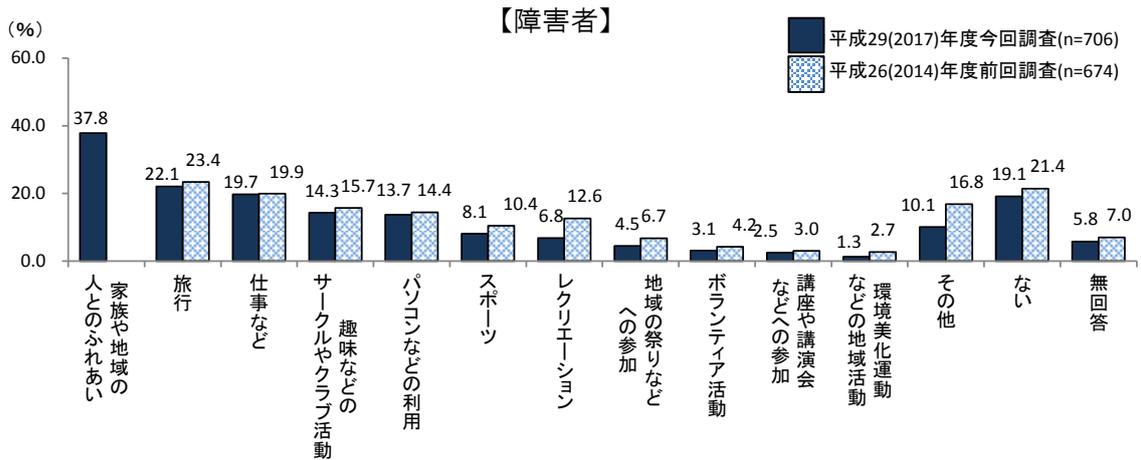




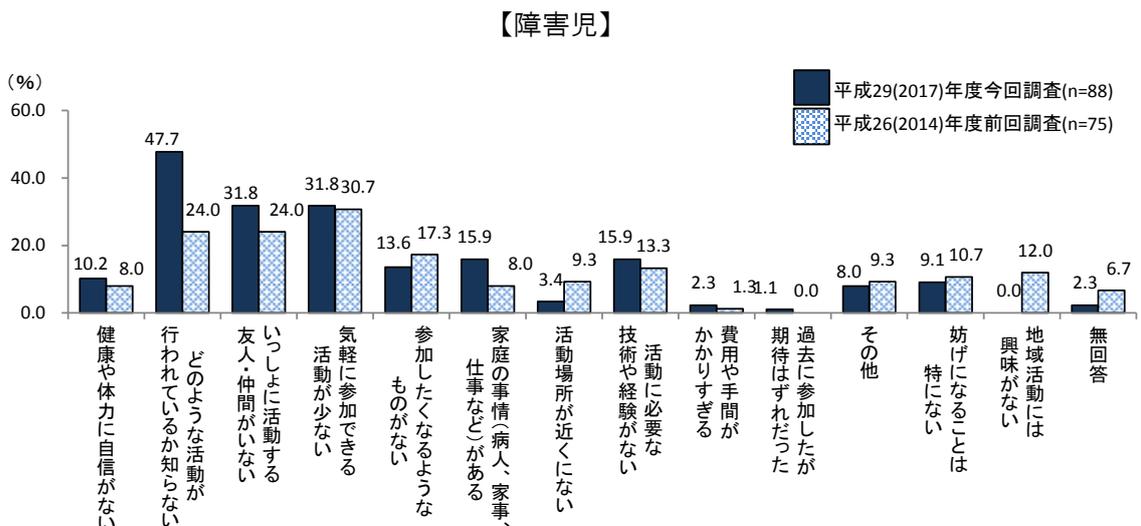
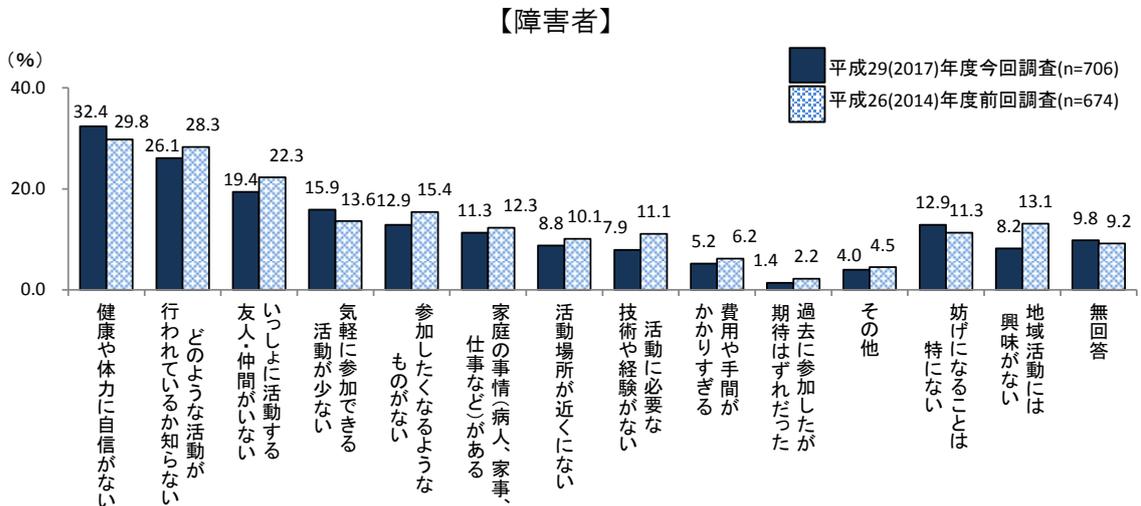
(7)生きがいについて

- 現在の生きがいについては、「家族や地域の人とのふれあい」が37.8%と最も高くなっています。
- 地域活動に参加する場合の妨げとなる要因について、経年比較でみると【障害者】ではどちらの年度も「健康や体力に自信がない」がおよそ3割となっています。また、【障害児】では『平成29(2017)年度今回調査』は『平成26(2014)年度前回調査』に比べて、「どのような活動が行われているか知らない」が23.7ポイント高くなっており、障害児への地域活動の認知度の低さが伺えます。

▼現在の生きがい▼



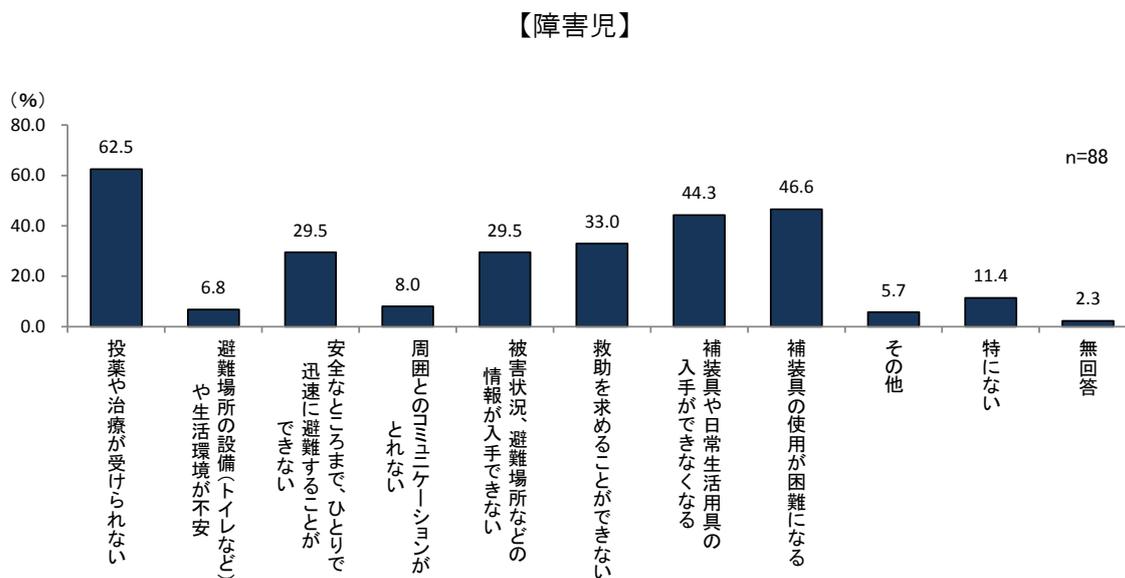
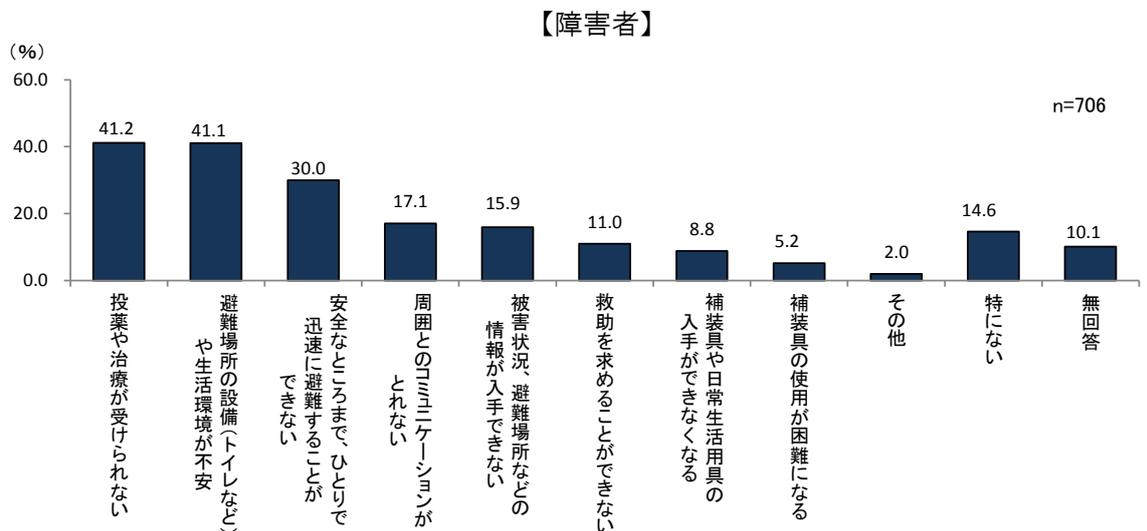
▼地域活動に参加する場合の妨げとなる要因▼



(8)災害について

- ・火事や地震などの災害時に困ることについて【障害者】では「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が約4割と高くなっています。また、【障害児】では「投薬や治療が受けられない」の割合が約6割と高くなっています。

▼火事や地震などの災害時に困ること▼

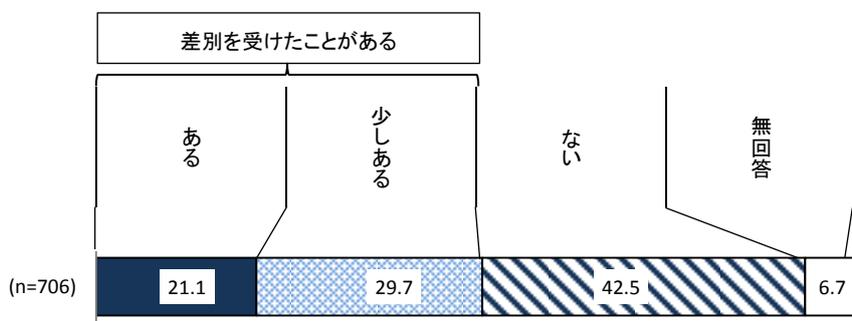


(9)権利擁護について

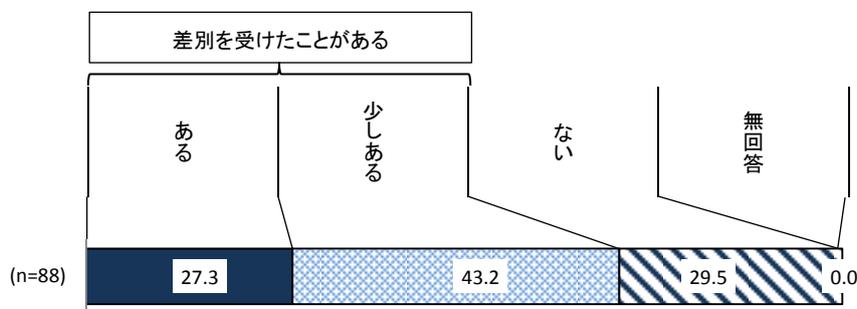
- 差別の有無について、【障害者】では『差別を受けたことがある』【「ある」+「少しある」】の割合がおよそ5割となっていますが、【障害児】ではおよそ7割が差別を受けたことがあるという結果になっています。
- 差別を受けた場所について、【障害者】では「学校・仕事場」、「外出先」の割合が高くなっています。また、【障害児】では「幼稚園・保育園・学校」の割合が高くなっています。
- 障害者差別解消法の認知度について、【障害者】では「名前も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。また、【障害児】では「名前も内容も知らない」の割合が約4割となっています。

▼差別の有無▼

【障害者】

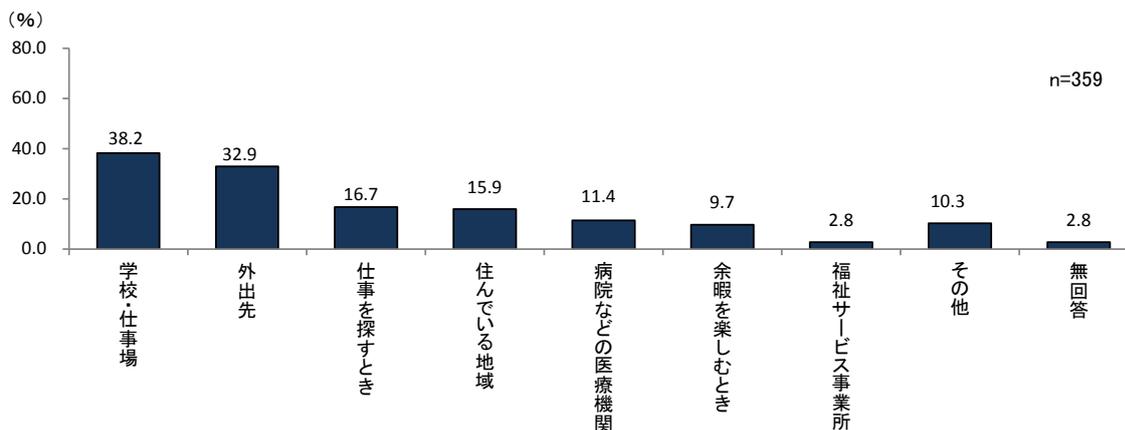


【障害児】

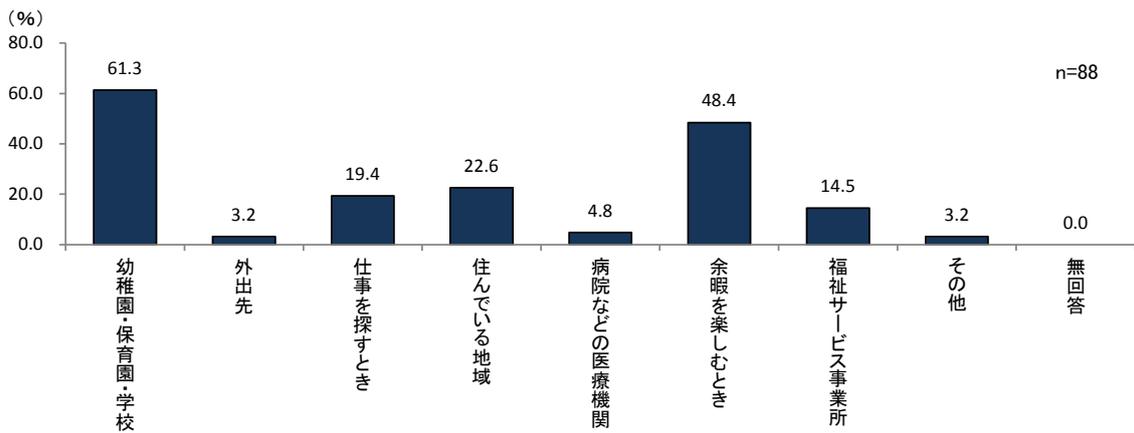


▼差別を受けた場所▼

【障害者】

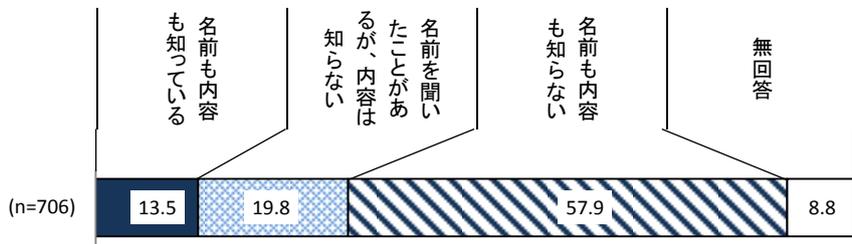


【障害児】

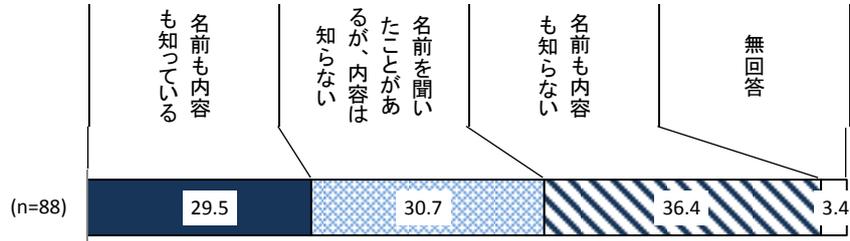


▼障害者差別解消法の認知度▼

【障害者】



【障害児】

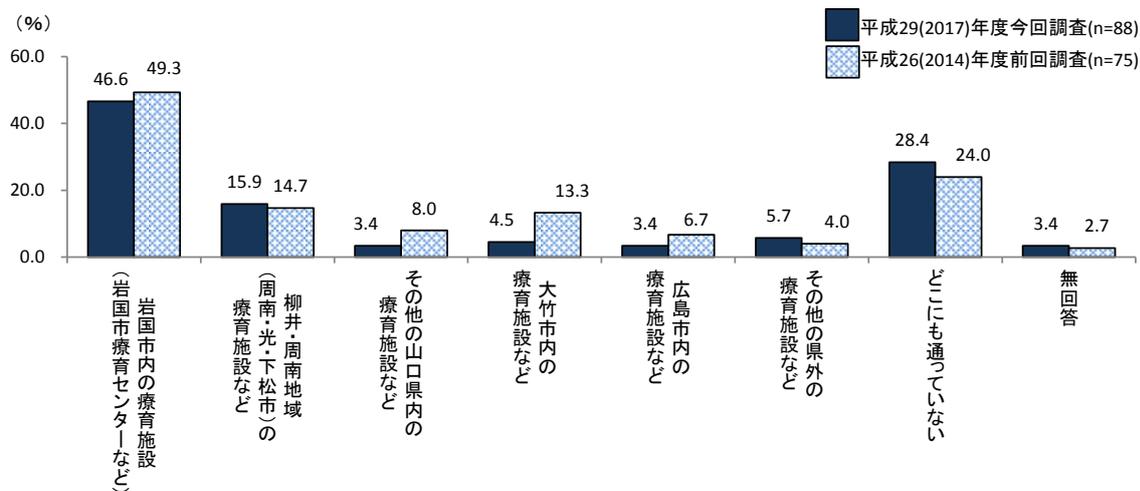


(10)障害児の生活状況について

- ・現在通っている施設について、「岩国市内の療育施設（岩国市療育センターなど）」がおよそ5割となっています。また、「どこにも通っていない」はおよそ3割となっており、『平成26(2014)年度前回調査』に比べて、わずかですが高くなっています。
- ・岩国市療育センターの役割として大切と思うことについて、「言語・コミュニケーション訓練」、「日常生活の自立訓練」、「保護者支援（親同士の情報交換やスタッフとの意見交換）」がいずれもおおよそ4割となっています。
- ・療育、訓練についての希望について、「学校で指導、訓練を受けたい」と「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい（通所支援施設）」がおよそ6割となっています。
- ・通園・通学で困っていることについて、「園や学校までの距離が遠い」がおよそ2割となっています。
- ・通園・通学先に希望することについて、「個別的な支援の充実」が5割となっています。

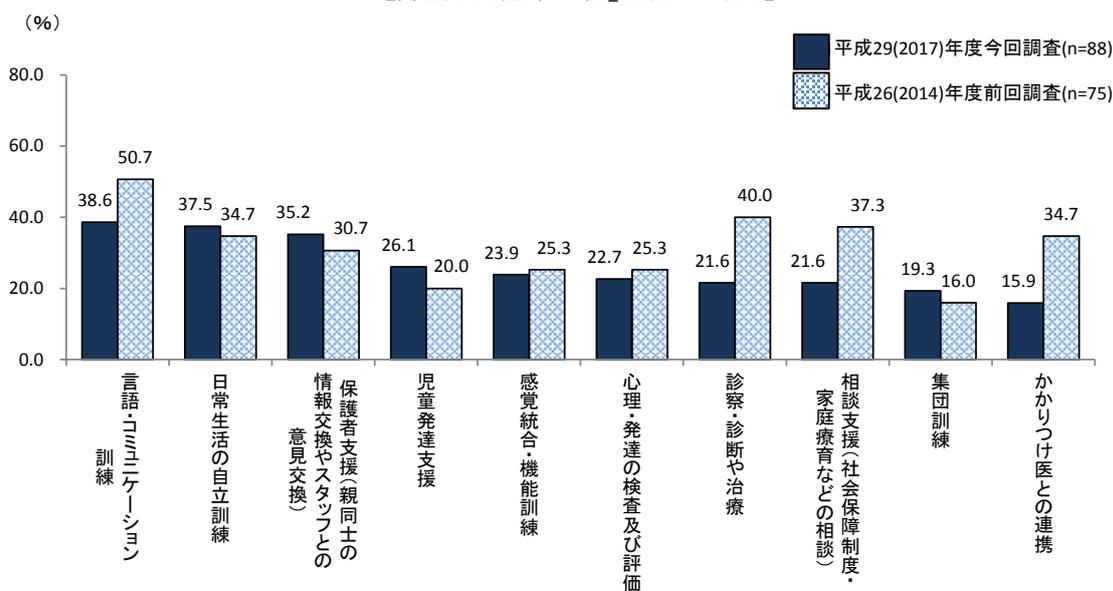
▼現在通っている施設▼

【障害児】



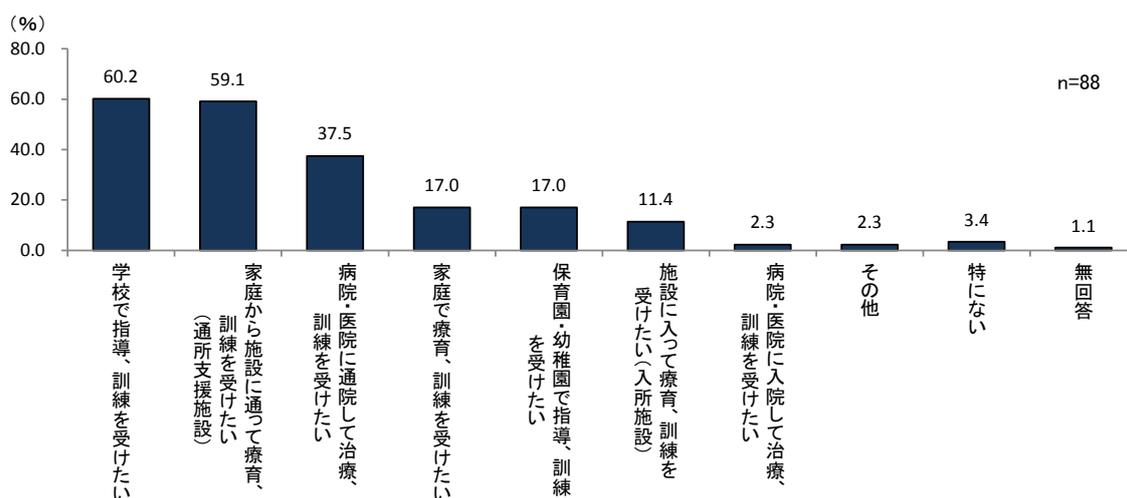
▼岩国市療育センターの役割として大切と思うこと▼

【障害児(経年比較_上位 10 位)】



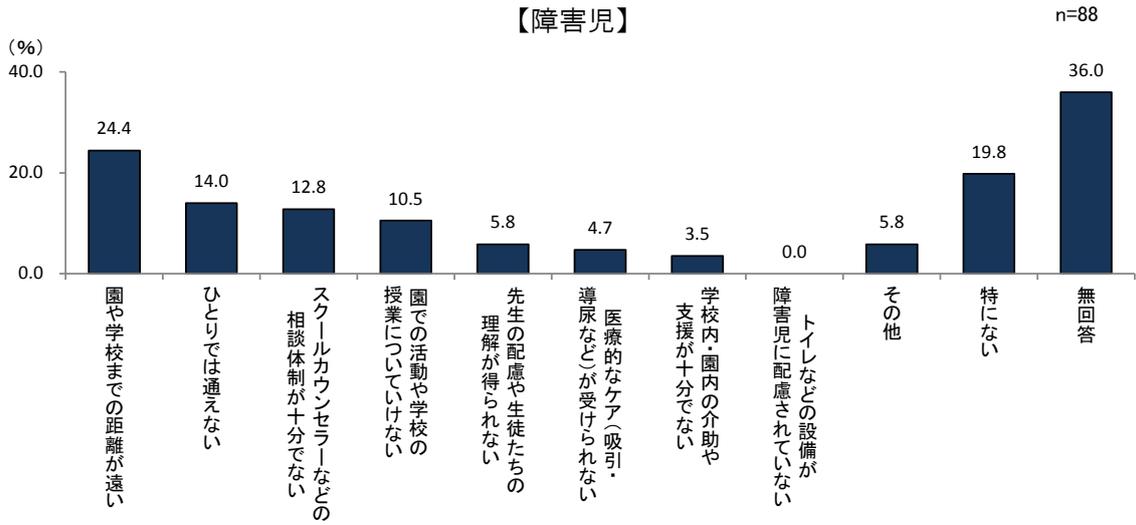
▼療育、訓練についての希望▼

【障害児】



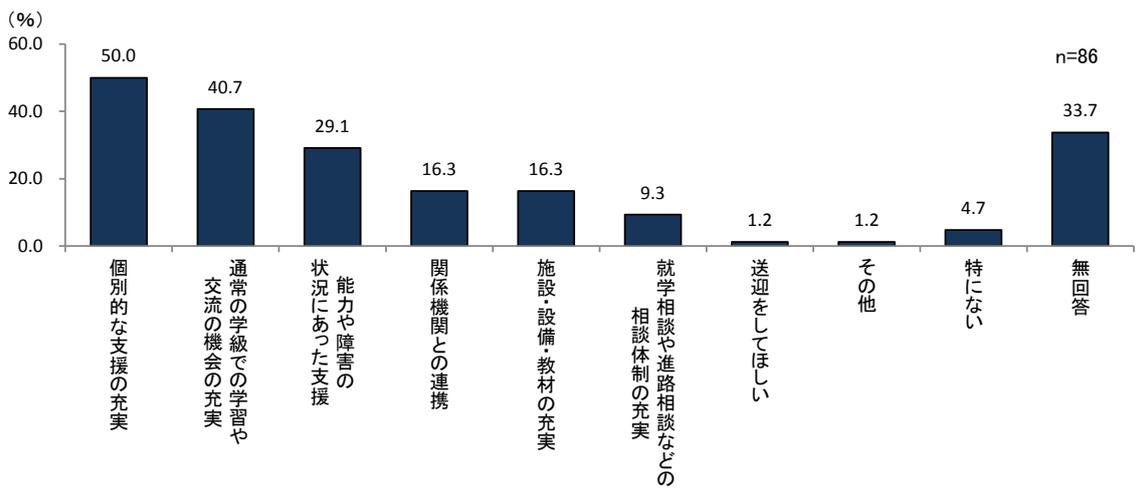
▼通園・通学で困っていること▼

【障害児】



▼通園・通学先に希望すること▼

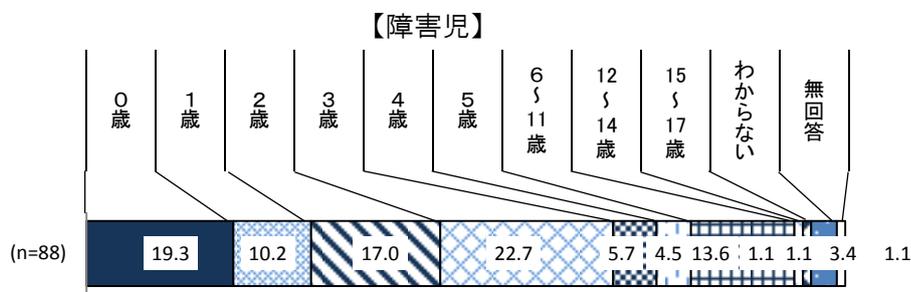
【障害児】



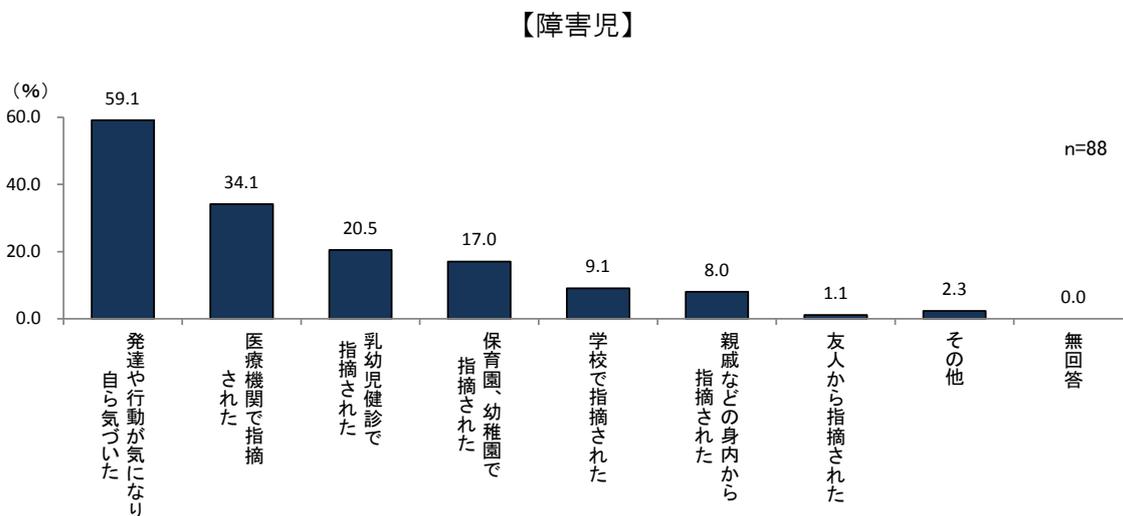
(11)障害児の相談や悩みについて

- 障害と診断された年齢について、5歳以下がおよそ8割を占めています。
- 発達の遅れや障害に気が付いたきっかけについて、「発達や行動が気になり自ら気が付いた」が59.1%、「医療機関で指摘された」が34.1%となっています。
- 発達の遅れや障害に気付いた際の相談先について、「児童相談所」が40.9%と高くなっています。ついで、「相談支援事業所」が37.5%となっています。
- お子さんの障害の状況についての苦勞や悩みについて、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」が52.3%と高くなっています。
- 困っていること、将来に対する不安、悩みについて、経年比較でみるとどちらの年度も「親の死後の子どもの世話のこと」、「就職」、「教育・学習のこと」の割合がおよそ7割と高くなっています。

▼障害と診断された年齢▼

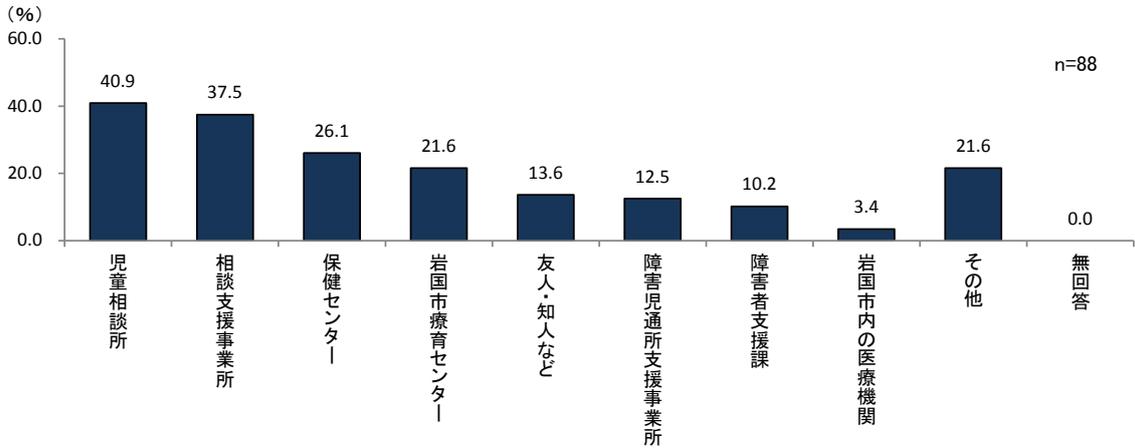


▼障害に気付いたきっかけ▼



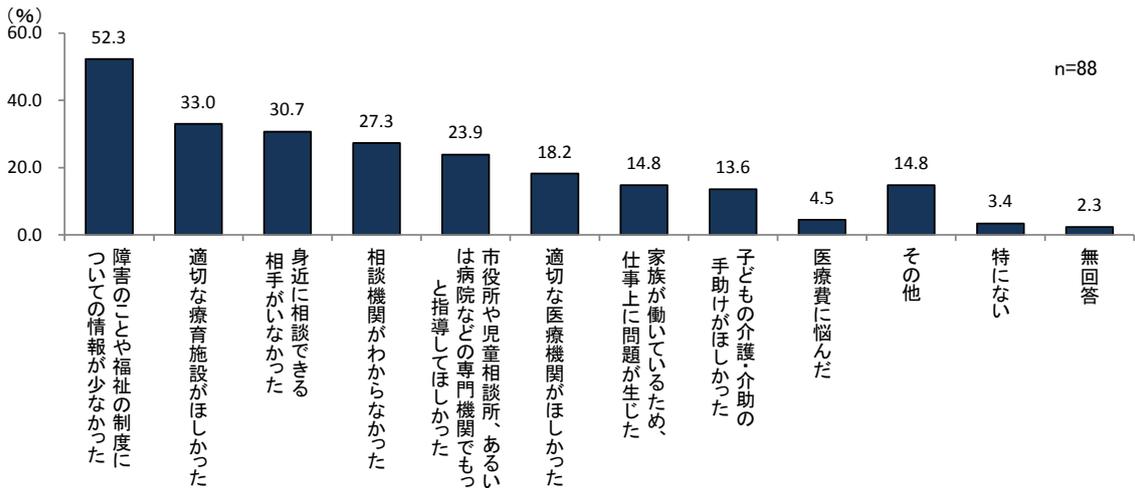
▼発達の遅れや障害に気付いた際の相談先▼

【障害児】



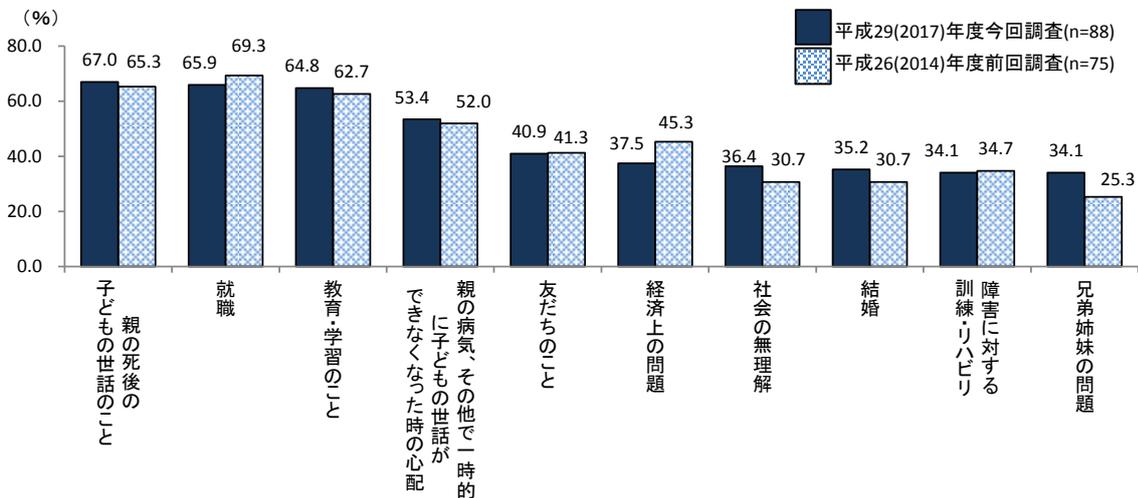
▼お子さんの障害の状況についての苦勞や悩み▼

【障害児】



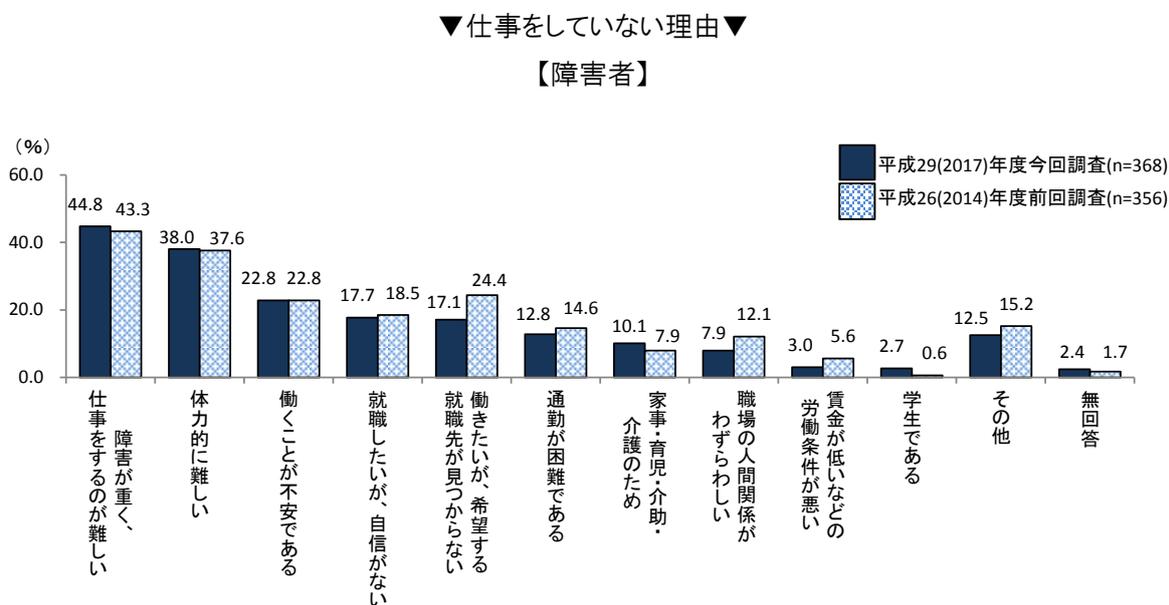
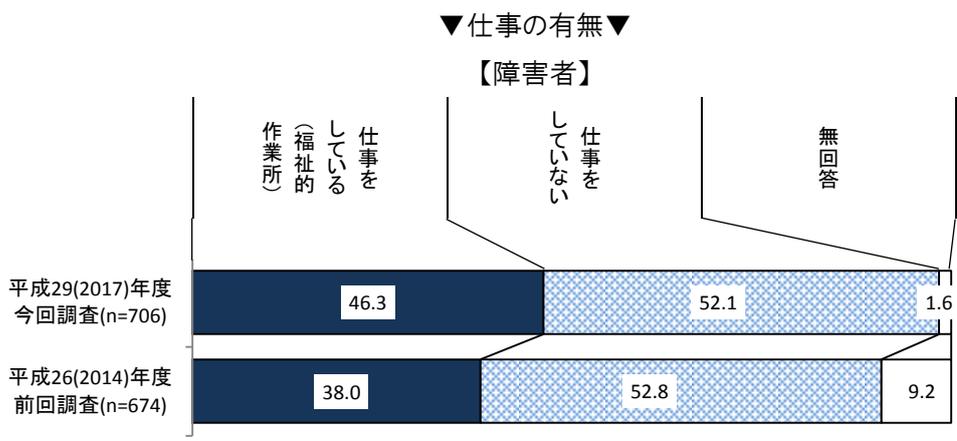
▼困っていること、将来に対する不安、悩み▼

【障害児(経年比較_上位 10 位)】



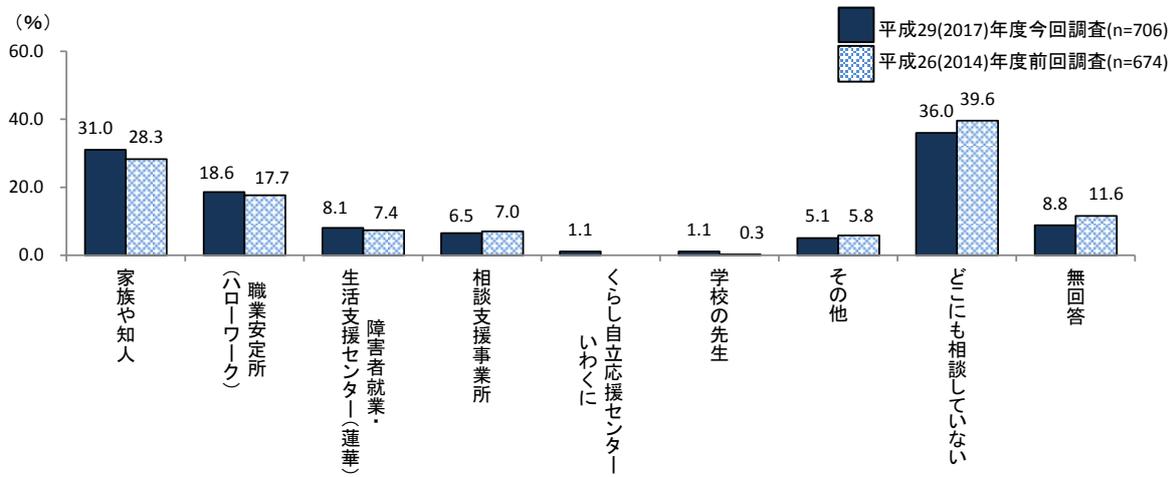
(12)就労について

- 仕事の有無について、経年比較でみるとどちらの年度も「仕事をしていない」の割合が全体の約5割を占めています。
- 仕事をしていない理由について、経年比較でみるとどちらの年度も「障害が重く、仕事をするのが難しい」が約4割となっています。
- 仕事に対する悩みの相談先について、経年比較でみるとどちらの年度も「どこにも相談していない」の割合が高くなっています。
- 障害者が働くために必要な環境について、経年比較でみるとどちらの年度も「周囲が自分を理解してくれること」や「障害にあった仕事であること」の割合が高くなっています。



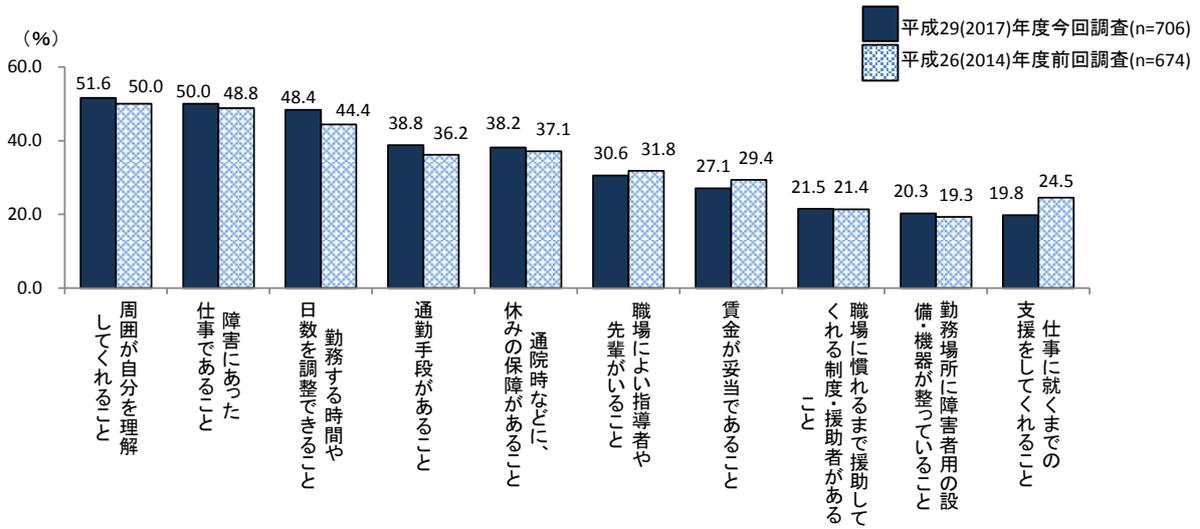
▼仕事に対する悩みの相談先▼

【障害者】



▼障害者が働くために必要な環境▼

【障害者】

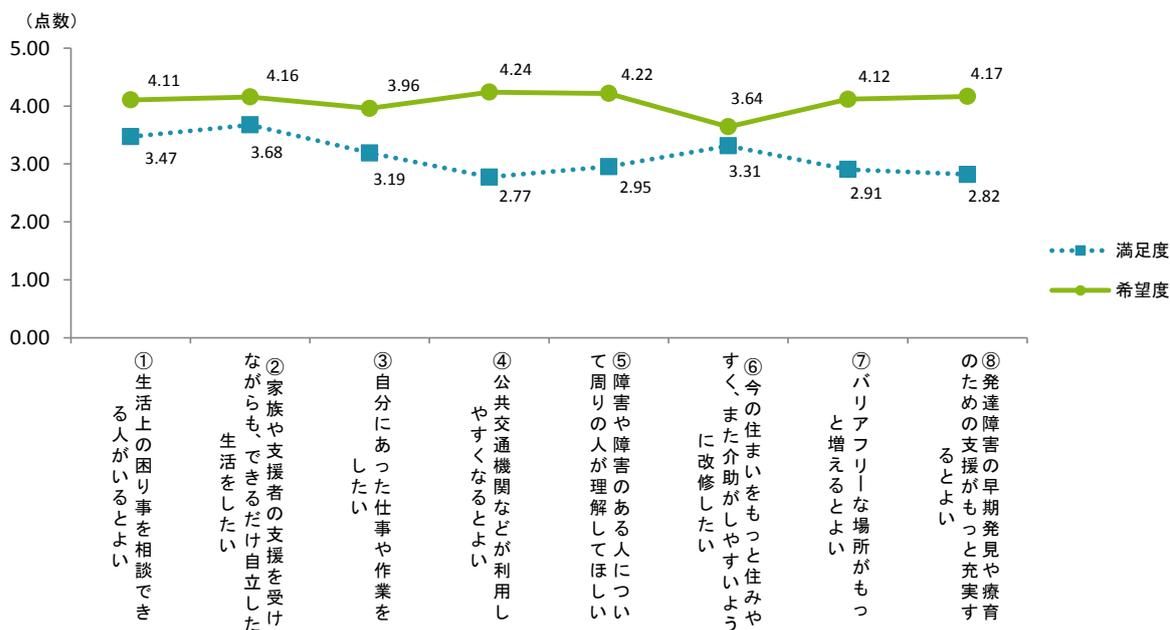


(13)満足度・希望度について

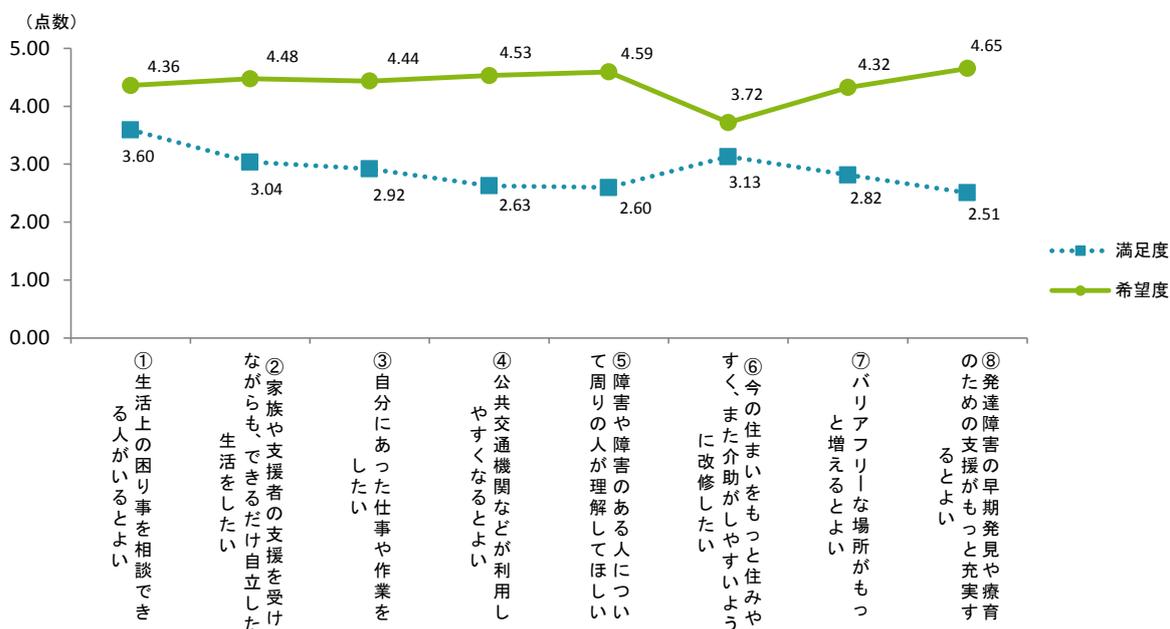
- 各項目の満足度・希望度について、【障害者】と【障害児】ともに、全ての項目で希望度が満足度を上回っています。また、【障害者】では「④公共交通機関などが利用しやすくなる」とよいの満足度が最も低く、希望度が最も高いことから、公共交通機関の利用について改善が求められています。【障害児】では「⑧発達障害の早期発見や療育のための支援がもっと充実するとよい」の満足度が最も低く、希望度が最も高いことから、療育支援体制のさらなる充実や設備整備が求められています。

▼各項目の満足度・希望度▼

【障害者】



【障害児】



第2節 ヒアリング調査結果

1 調査概要

①調査の目的

本調査は障害者に関する施設及び団体の現状・課題、今後の考え方及び方向性等を把握し、岩国市障害者計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査対象と抽出方法

岩国市内の障害福祉に関する事業所、団体を対象としました。

③調査の方法

施設及び団体を訪問し、記入を依頼しました。回収については、郵送または直接行い、調査を実施しました。

④調査時期

平成 29 (2017) 年6月9日～平成 29 (2017) 年6月30日

⑤回収方法

下表に示す内訳で、41 事業所等に対して調査を実施しました。

ヒアリング調査回収状況			
	調査区分	配布数	回収数
調査対象事業所及び 関係団体	就労支援	11	11
	共同生活援助	11	10
	施設入所支援	4	4
	障害児通所支援	12	12
	発達障害関係団体	4	4
	合計	42	41

⑥集計・分析の注意点

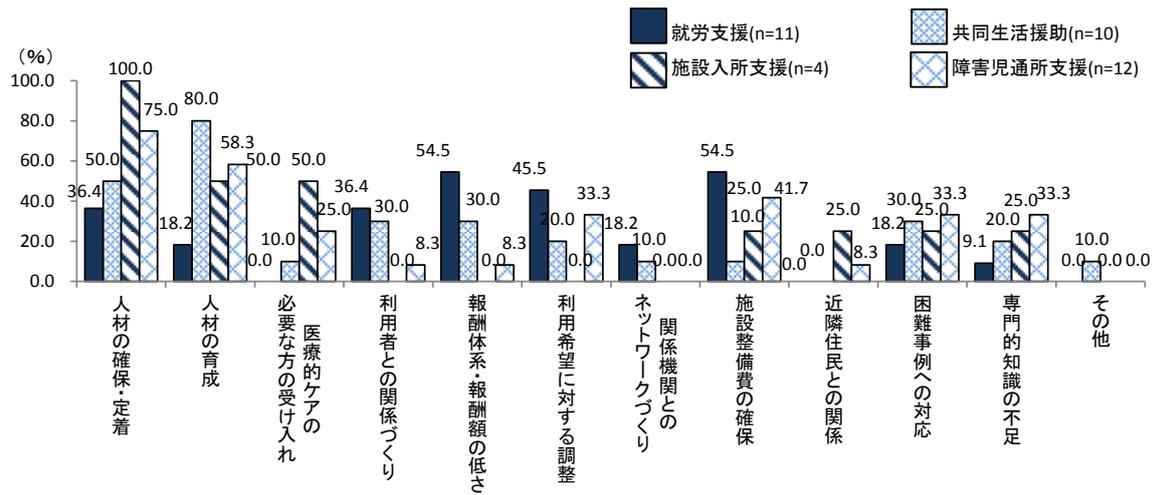
比率は、すべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が 100.0%とならない場合があります。また、複数回答が可能な質問の場合は、回答の合計が調査数を上回っていることがあります。

2 施設・事業所からの意見

(1) 運営における課題

- 運営について、施設種別でみると施設入所支援や共同生活援助においては、「人材の確保・定着」や「人材の育成」といった人材関連が課題として挙げられています。一方、就労支援では、「報酬体系・報酬額の低さ」や「施設整備費の確保」が課題となっています。

【施設種別】

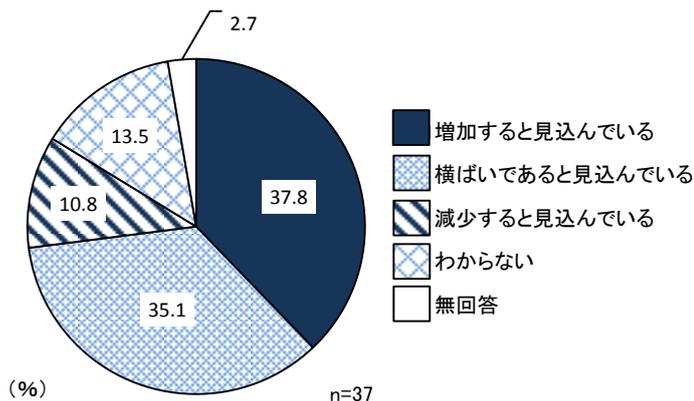


(2) 今後のサービス利用希望者の変化について

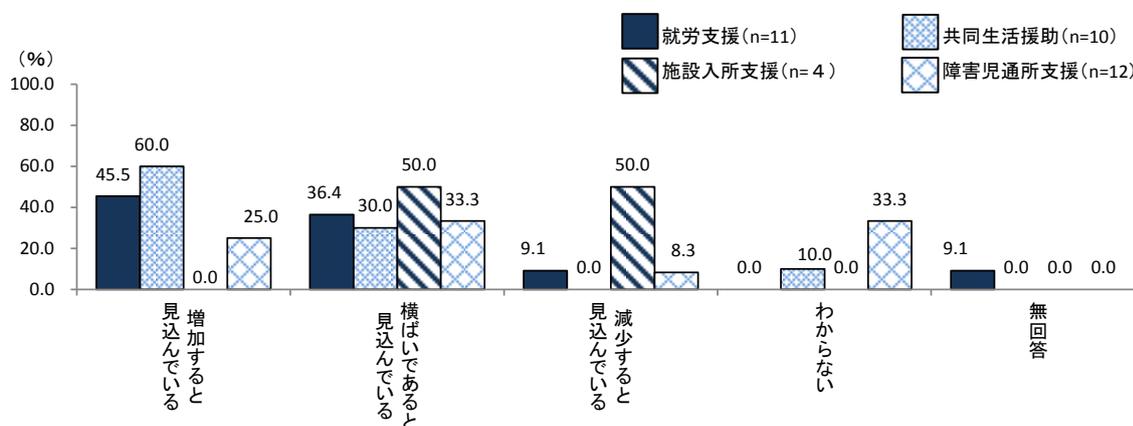
① 今後のサービス利用希望者の変化の見込み

- 今後のサービス利用希望者の変化について、「増加すると見込んでいる」と「横ばいであると見込んでいる」を合わせると全体の約7割を占めています。
- 施設種別でみると、共同生活援助と就労支援は、「増加すると見込んでいる」の割合が高くなっています。

【全体】



【施設種別】



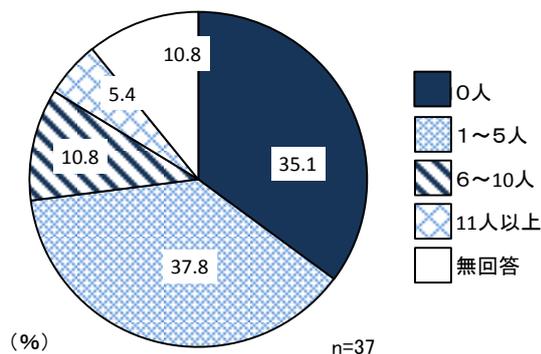
②今後のサービス利用希望者の変化についての理由

- 就労支援では、利用者の増加や横ばいを見込んでいる回答が多い一方で、障害のある人やその家族からの問い合わせや見学に対して、実際のサービス利用に繋がらないことが挙げられています。
- 共同生活援助では、既に定員を満たしていることや受け入れが困難である回答があり、また、利用者の家族の高齢化が課題として挙げられています。
- 施設入所支援では、高齢化による介護保険サービスへの移行から、利用者の減少を見込んでいます。
- 障害児通所支援では、少子化にもかかわらず、利用者が増加もしくは横ばいしているとの回答があります。

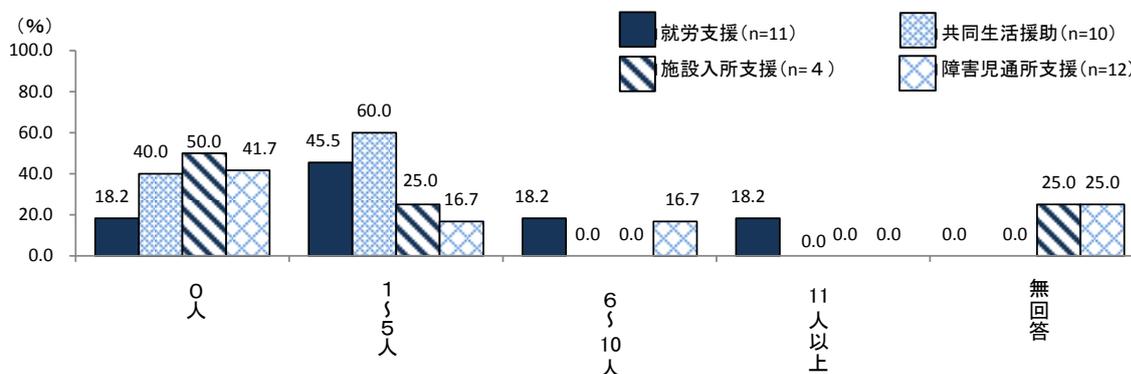
(3)一般就労を目指している利用者数

- 一般就労を目指している利用者数について、「1～5人」が全体の約4割を占めています。
- 施設種別でみると、就労支援では「1～5人」、「6～10人」および「11人以上」を合わせると全体の約8割となっています。

【全体】

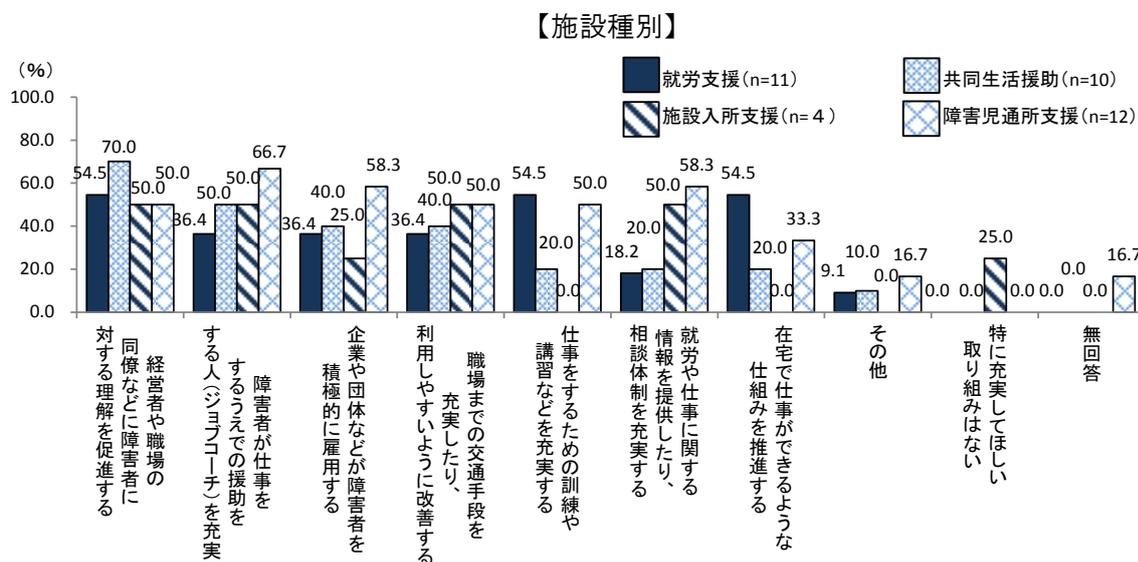
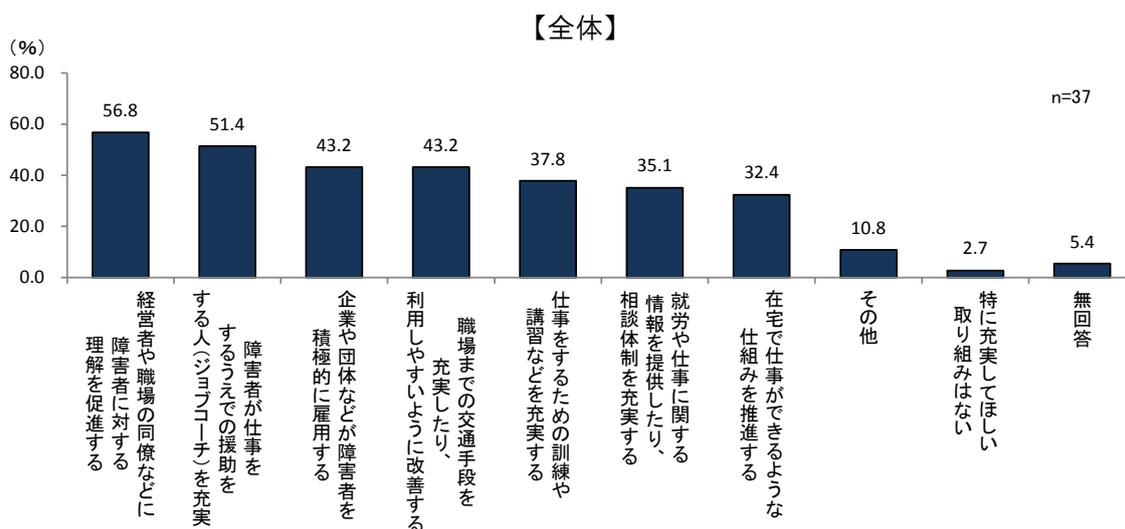


【施設種別】



(4)障害のある方が働くにあたって充実してほしい取組

- 障害のある方が働くにあたって充実してほしい取組について、「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」が約6割と高くなっています。
- 施設種別でみると、一般就労を目指す利用者が多い就労支援では、「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」と「仕事をするための訓練や講習などを充実する」と「在宅で仕事ができるような仕組みを推進する」が約5割と高くなっています。



(5)サービスの質・量の確保に向けた課題についての意見

- 就労支援では、利用者が可能な作業を確保することの困難さが挙げられています。
- 共同生活援助及び施設入所支援では、人材確保と人材育成が課題として挙げられています。
- 障害児通所支援では、人材確保や利便性の高い施設の整備、外部評価等を求める意見がありました。

(6)地域やその他の団体・行政、学校等との連携に関する課題等への意見

- 就労支援では、行政との連携や、具体的事例に対する相談窓口の周知徹底等の課題が挙げられています。
- 施設入所支援では、地域行事、社会福祉協議会、校区内の小学校との定期的な交流の継続を行っているという施設がある一方で、地域福祉ニーズの情報収集や情報の共有化を希望する意見もありました。
- 障害児通所施設では、地域の人々と学校との交流や、情報共有・連携を望む意見がみられます。

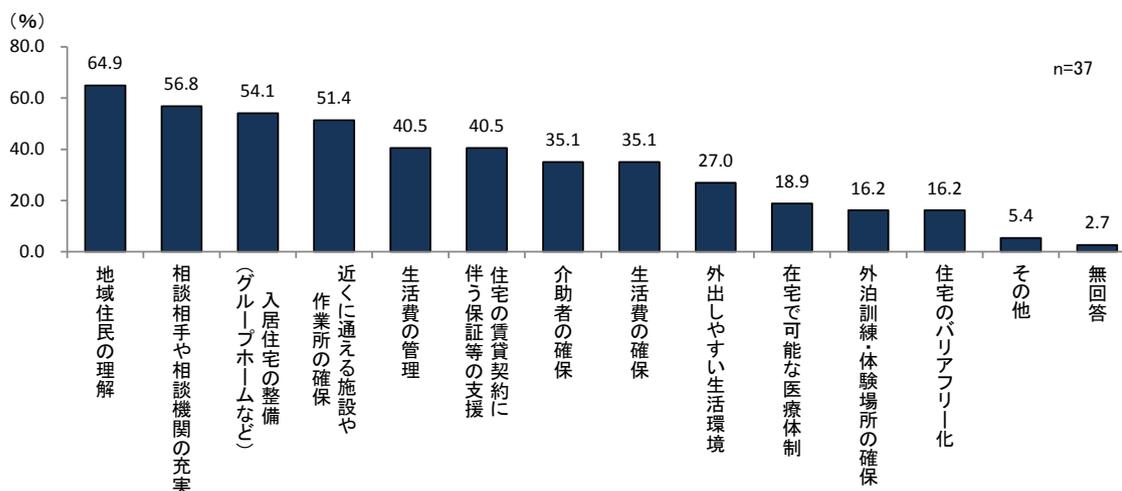
(7)障害者と家族が地域生活を送るにあたっての問題点等への意見

- 地域の人々の障害に対する理解を求める意見が多く、また、障害者やその家族の高齢化等による将来的な不安が生じていることから、生活の場や地域の支援体制を求める意見が多くみられます。
- グループホームなどの施設の支援体制やボランティア等の支援の充実を求める意見があります。

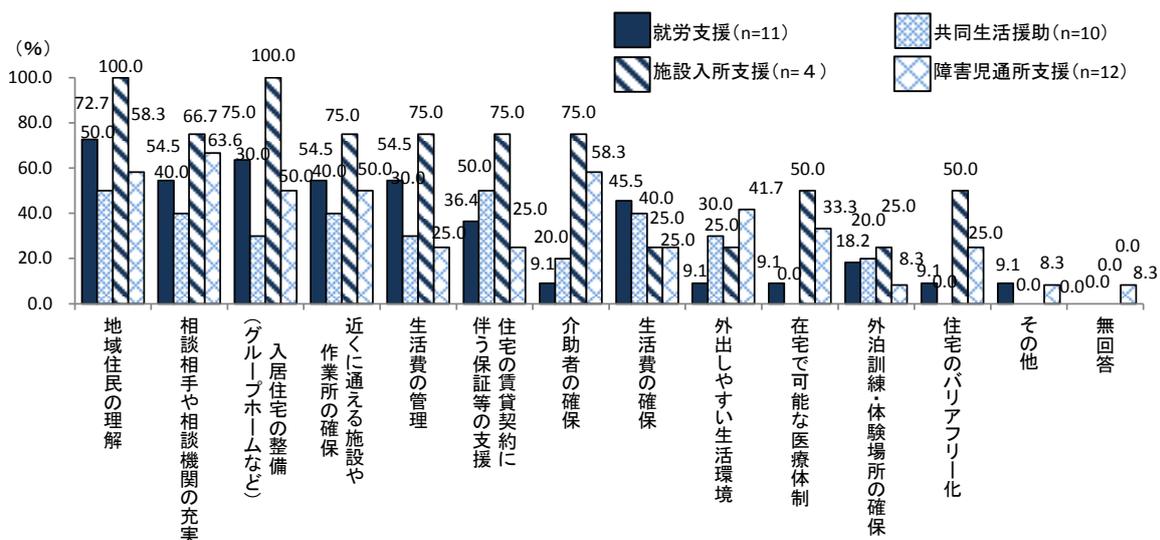
(8)利用者が地域で生活する条件

- 利用者が地域で生活する条件について、「地域住民の理解」が約6割と高くなっています。
- 施設種別でみると、施設入所支援では、「地域住民の理解」、「入居住宅の整備（グループホームなど）」、就労支援では、「地域住民の理解」、障害児通所支援では、「相談相手や相談機関の充実」の割合がそれぞれ高くなっています。

【全体】



【施設種別】



3 発達障害団体からの意見

(1) 活動を行う上での問題点、必要な支援

- ・交通の不便等の意見や、通級指導全般にわたる研修の実施を求める意見がありました。

(2) 把握している障害児の障害福祉サービス等のニーズ

- ・児童の受け入れに対応できる短期入所（ショートステイ）事業所を求める意見があるほか、放課後等デイサービスについて、室内活動だけでなく野外活動も取り入れて欲しいとの意見もありました。

(3) 保育・教育について

- ・教員の障害に対する知識不足が課題との意見が挙げられており、専門知識を有する教員の設置が求められるとともに、教員自身が相談できる場所を求める意見もありました。
- ・必要な支援については、就学に関わる機関が連携し、子どもの様子を見てほしいといった意見が挙げられていました。

(4) 就労について

- ・障害者の就労先が少ないことや、障害に対しての知識不足等の課題が挙げられています。

(5) 相談支援事業について

- ・障害児に対しての相談窓口が少なく、相談先も分かりにくい等の意見があります。また、相談者の特性や家庭環境に応じた相談の対応も求められています。
- ・市で作成している障害者の福祉制度のパンフレットや「岩国市こども療育ガイド」などの周知徹底を求める意見があります。

(6)岩国市療育センターについて

- 子供や保護者の立場に立った療育が行われるような取組を進めてほしいという意見があります。
- 相談支援やソーシャルワーカーの配置等の充実や、学校や他の機関との連携を進めていく必要があるとの意見があります。

(7)発達障害の人の生活のために必要な配慮・支援

- 地域社会での発達障害に対する理解が十分とは言えず、広く市民に発達障害について理解してほしいという意見がありました。

第3部 障害者計画



第1章 計画の基本的な考え方と基本理念

第1節 基本理念

国の計画である障害者基本計画（第4次）では、複合的に困難な状況に直面している障害者、障害のある女性や障害のある子どもに対するきめ細かな配慮が求められています。

また、障害者差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、あらゆる場面におけるアクセシビリティ向上による環境整備を図ることが課題として取り上げられています。

そして、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、市民の理解促進に努める必要があります。

このような社会の実現に向けて、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別支援の必要性を考慮し、地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現や、社会的障壁の除去、アクセシビリティの向上の推進が必要です。

本計画においては、国の考える共生社会の実現に向けて「障害者が自立し、安心して生活しているまち」を前回計画から引き続き基本理念とします。この基本理念を本市が目指す姿とし、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、社会参加の機会の充実や情報・知識の普及を行うとともに、安心して自立した生活を送るための生活環境の整備やサービスの充実、就労・雇用の総合的な支援を行います。

障害者が自立し、安心して生活しているまち

第2節 基本目標

基本理念である「障害者が自立し、安心して生活しているまち」を実現するために、2つの基本目標を定めます。

1 障害者の地域での自立に向けたサービスの充実

障害者が地域でいきいきと自立して暮らすためには、自らに必要な情報やサービスを得られる体制や、就労や社会活動に積極的に参加することが出来る環境が重要です。

身近で相談ができる相談支援体制を充実するとともに、一人ひとりの状況や障害の特性に応じたサービスを提供します。また、障害者の就労環境の改善や雇用の拡大、就労後の支援を充実します。

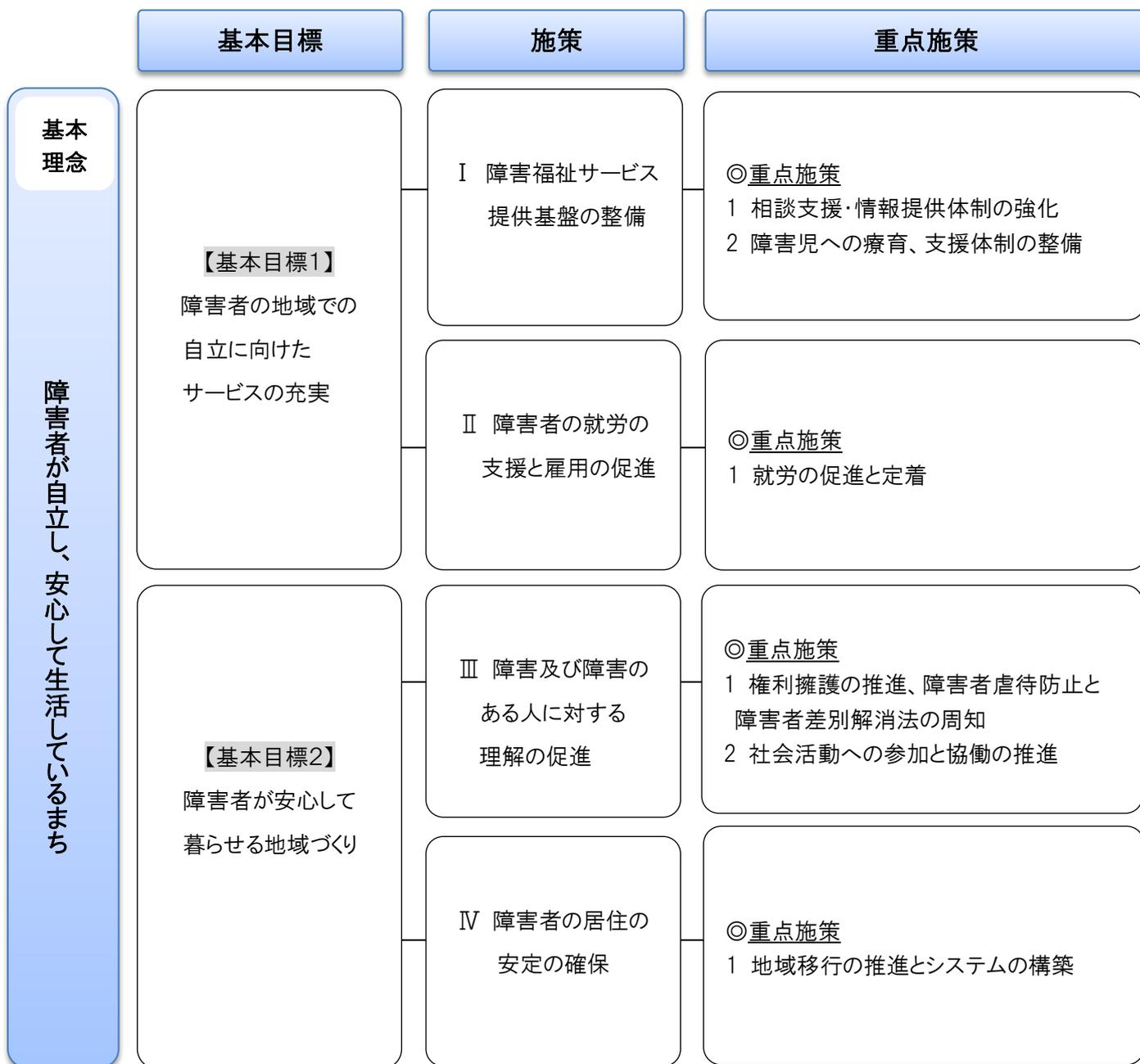
2 障害者が安心して暮らせる地域づくり

障害者が身近な地域で暮らし続けるためには、市民一人ひとりの障害への理解と、すべての人が安心・安全に暮らすことができるための生活環境の整備が重要です。

外出支援や各施設のバリアフリー化及び住環境を整備し、日中の活動や快適な生活が出来る体制を目指します。また、障害者が社会活動に参加する機会を増やすことで、市民の障害への理解促進を図り、すべての人が互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指します。

第3節 施策体系

施策については、「Ⅰ 障害福祉サービス提供基盤の整備」、「Ⅱ 障害者の就労の支援と雇用の促進」、「Ⅲ 障害及び障害のある人に対する理解の促進」及び「Ⅳ 障害者の居住の安定の確保」の4つに分類し、それぞれの現状及び課題の分析を踏まえ、重点的に施策を展開することで、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を図ります。



第2章 重点施策の取り組み

施策Ⅰ 障害福祉サービス提供基盤の整備

【現状】

本市においては、障害の有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域における身近な相談先として、市内7事業所に相談支援事業を委託し、障害者（児）福祉に関する総合的な相談支援や利用サービスの調整、障害支援区分調査など障害福祉サービスの充実を図ってきました。

さらに、障害福祉サービスの支給決定に必須となる計画相談支援に伴い、指定特定相談支援事業所の拡充に向けて力を入れています。

また、平成28（2016）年から地域の相談支援の拠点として、岩国市社会福祉協議会くらし自立応援センターいわくに内に障害者基幹相談支援センターを開設し、相談支援事業所、障害者やその家族の相談支援を行っています。

障害のある人が必要な情報を受け取ることができるよう、市の広報紙、窓口、インターネット等を活用し、障害福祉サービス及び相談支援事業所の周知、啓発及び情報提供を行っています。

自立支援協議会（暮らしサポート部会）では、市内の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所を紹介した「岩国市内障害福祉事業所マップ」を作成し、自立支援協議会（療育サポート部会）でも、市内の相談支援事業所や障害児通所支援事業所等を紹介した「岩国市こども療育ガイド」を作成して情報提供に努めています。

本市の、障害児における支援については、平成19（2007）年に専門的な療育訓練を実施する「岩国市医療センター医師会病院療育センター」を開設しました。

施設の利用者も年々増加し、平成24（2012）年7月に医師会病院敷地内に療育機能を拡充した「岩国市療育センター」を建設し、障害児への支援を実施しています。

生活能力向上のために必要な訓練を実施する児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所数は、平成26（2014）年時点でそれぞれ3箇所、7箇所でしたが、平成28（2016）年12月に玖西地区等にも開所されたことにより、平成29（2017）年12月末時点でそれぞれ3箇所、10箇所となっています。

【課題】

アンケートによると、情報収集媒体としては、スマートフォンの普及に伴いインターネットの利用が容易となる中、依然として市の広報紙を活用する方が多い状況となっています。

本市の障害者向けサイト「ふれあいeタウンいわくに」はアクセス数が減少しているため、今後はスマートフォンでの閲覧が可能となるよう対応するなど、手軽に必要な障害福祉情報を手に入れることができる仕組みづくりが必要です。

また、障害のある人が今後充実して欲しい情報は、困ったときに相談できる機関・場所や、福祉サービスの具体的な内容や利用などに関すること、災害避難情報など多岐にわたっており、今後は多様なニーズに対応して情報発信を行うことが望まれます。

相談支援事業に関しては、「家族が亡くなったり、入院などにより急に不在になったときなどに相談ができる窓口」というニーズが高い一方で、相談支援事業所の認知度については、およそ3割程度しか知らない状況となっています。新たに開設された障害者基幹相談支援センターの活用、利用促進のためにも、より多くの人への普及・啓発が必要です。

療育については、対象者の約半数の方が岩国市内の療育施設を利用していますが、どこにも通っていない人がおよそ3割いる状況です。岩国市療育センターの役割として、保護者が特に大切と思っていることは、言語・コミュニケーション支援、日常生活の自立訓練、保護者支援が高くなっています。

今後の療育・訓練の希望としては、小中学校での指導・訓練（通級）と、通所支援施設（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等）への通所がおよそ6割と高くなっています。また、通園・通学先に希望することとしては、個々の能力や障害にあった支援の充実、学習や交流の機会の充実が求められています。

子どもの障害がはっきりと分かった年齢は、3歳が22.7%、次に0歳が19.3%となっています。気づいたきっかけは、両親自ら気づいたがおよそ6割、医療機関がおよそ3割、乳幼児健診での指摘がおよそ2割を占めていることから、健診の重要性が改めて示されており、引き続き、受診率向上のための周知が必要です。

障害の判明後の相談先としては、児童相談所、相談支援事業所、保健センターが挙げられていますが、障害のことや福祉の制度についての情報が少なかったという保護者が52.3%と多くなっており、課題となっています。

また、親の死後身内がいなくなった場合や、卒業後の就労、将来の教育について、不安に感じている保護者が多く、不安解消のための就労、教育や自立、生活環境に関する情報提供が必要であり、障害者・見だけでなく、その家族への支援やフォローもとても大切です。

【基本方針】

現状と課題を踏まえ、「相談支援・情報提供体制の強化」、「障害児への療育、支援の整備」を重点施策に定め、障害福祉サービスの提供基盤の整備に努めます。

重点施策「相談支援・情報提供体制の強化」では、相談支援体制に関する普及啓発、関係機関の連携による課題解決及び専門性の向上を図ります。また、福祉情報の充実に向けて、広報活動やコミュニケーション支援を行います。

また、重点施策「障害児への療育、支援の整備」については、ライフステージに応じた適切な療育支援の充実と障害児やその家族への支援を、関係機関が連携・情報共有しながら行います。

◎重点施策

I-1 相談支援・情報提供体制の強化

(1) 相談支援体制の整備・連携強化

市内相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を拡充し、各相談支援事業所間の連携強化・向上に努めるとともに、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートやその相談支援が図れる体制を構築します。

また、相談支援専門員向けの研修会の実施や参加により、専門性を向上させ、スキルアップにつなげます。

自立支援協議会や相談支援会議を定期的を開催し、情報の共有や課題解決に向けた検討を行うとともに、地域生活における多様な課題に対応するための体制づくりを進めます。

【事業内容】

相談支援事業の機能強化と拡充（基幹相談支援センターを中核とした連携）	各種福祉サービスの情報提供やサービス等利用計画相談等、障害に関する総合的な窓口となる障害者相談支援事業の充実を図ります。 市内相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの相談支援体制の強化及び関係機関との連携を図ります。
自立支援協議会の充実（各専門部会の活動の充実）	自立支援協議会を定期的を開催し、各専門部会の活動活発化により、地域課題の把握と共有を図ります。
相談支援会議の充実（困難事例検討、情報共有）	相談支援会議を定期的を開催し、障害者相談支援事業所間の共通理解を深めるとともに、情報を共有して、困難事例への対応及び解決を図ります。
研修の積極的参加の促進	障害福祉サービスの相談業務に携わる相談支援専門員等の専門性を向上させるための研修の参加を積極的に働きかけます。

(2)福祉情報の提供と啓発活動の実施

市の広報紙に、障害者福祉に関する情報を定期的に掲載します。また、今後も利用増が予想されるインターネットからの情報を得ることができるよう「ふれあいeタウンいわくに」(障害者ネットワーク推進事業)のリニューアルを図り、相談支援事業所の周知、啓発とともに、必要とされている障害福祉サービスの情報提供に努めます。

【事業内容】

広報活動の推進(広報紙、窓口等における周知・啓発)	広報紙、窓口、インターネット(市及びふれあいeタウンホームページ)等における周知を行うとともに、民生委員や障害者相談員等との連携により障害福祉サービスの浸透を図ります。
障害者福祉情報の提供の拡充	障害者ネットワーク推進事業、岩国市内障害福祉事業所マップ、バリアフリートイレマップの作成、意思疎通支援事業の推進及び情報・意志疎通支援用具の給付促進等により、障害のある人に対する情報提供体制の充実に努めます。
障害福祉サービスにかかる難病患者等への周知	平成25年の障害者総合支援法の施行に伴う、障害者の範囲拡大により、難病患者等も障害福祉サービスの利用が可能となったことから、その周知・啓発を推進します。
市独自事業の実施の周知	緊急通報システム整備事業、あんしん情報カプセル交付事業、おむつ給付事業等、市独自で行っているその他の事業についても周知を行います。

◎重点施策

I-2 障害児への療育、支援体制の整備

(1)療育支援体制の整備・連携強化

療育センターについては、言語療法や作業療法等の訓練や発達検査を行う人材の確保を図ると共に、相談業務の強化、保護者同士の情報、意見交換ができる場を設置するなど、地域における中核的支援施設としての体制づくりに努めます。

また、岩国医療センター等の医療機関とも連携しながら、療育の向上を図ります。

障害児に対する地域支援体制として、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関と連携・協議する地域支援体制の場の整備や、児童発達支援センターの設置(平成32(2020)年まで)を目指します。

【事業内容】

療育センターを拠点とした療育の推進、訓練、相談支援の充実	療育スタッフの人的・質的充実を行うことにより、地域における中核的支援施設としての体制づくりに努めます。また、ことばの教室、親子通園訓練事業、太陽の家等の療育に関連する事業についても関係機関と連携をとりながら療育、訓練を充実していきます。
療育関係施設の情報提供の拡充	各種療育関係事業所を掲載した「岩国市こども療育ガイド」や、広報紙・ホームページを活用し、療育施設の情報提供を充実します。
児童発達支援センターの設置	地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターを設置します。
医療的ケア児への支援の充実	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、生活上の課題の改善に向けて協議できる場を設けます。
療育関係機関連携の強化	自立支援協議会の療育サポート部会や、スクラム岩国等の関係機関での協議を定期的に行うことで、連携を強化します。
障害児に関するサービス事業の充実	児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実を図ります。
子ども・子育て支援法(子ども・子育て支援事業計画)との連携	関連法令である子ども・子育て支援法等との整合を図り、障害児、発達障害児の支援の充実を図ります。

(2)障害児やその家族への支援の充実

乳幼児健診等による早期発見と早期支援、適切な教育的支援、支援体制の整備、就労支援等について、県、市、医療機関、相談支援事業所等の関係機関と協力体制を構築し、全年代を対象とした支援体制を推進します。

【事業内容】

障害の早期発見	障害の軽減、社会適応能力の向上等のためには、障害の早期発見、早期療育が必要になります。早期発見のために各種健診等の受診機会を確保し、早期療育につながるよう努めます。
発達障害児支援の充実・理解の周知	広報紙、窓口、インターネット(市及びふれあいeタウンホームページ)等における周知を行い、さらなる事業の浸透を図ります。また、発達障害への正しい理解の周知を図ります。
保護者支援の充実	ことばの教室、親子通園訓練事業、療育センター等において、教育相談等を行い、家族に対して、療育等に関するアドバイスをすることで保護者支援の充実を図ります。
短期入所(ショートステイ)・日中一時支援事業の充実	障害児の家族の就労支援及び介護者の一時的休息のため、障害児を一時的に預かる支援を行います。

施策Ⅱ 障害者の就労の支援と雇用の促進

【現状】

本市においては、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）による一体的な連携により、障害者の就労を支援しています。また、自立支援協議会（就労サポート部会）では、就労支援事業所や採用する企業を対象にした研修会を実施しています。

現在、平成 25（2013）年に施行された「障害者優先調達推進法」に伴い設立された「岩国市障害者共同受注センター」への受注が年々増えており、障害者の賃金向上の取組みが進んでいます。また、福祉的作業所等への通園助成事業の助成要件を緩和するとともに、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターを利用し一般就労を目指す人への、職場訓練・職業準備支援等に対する交通費助成の支援を行っています。

【課題】

アンケートによると、福祉的作業所も含めた就業率は、46.3%と前回の調査より高くなっており、障害者の就労がやや増加しています。しかし、就労されていない人も依然として多く、就労できない理由としては、障害の重さや、体力的な理由がおよそ4割を占めています。また、就労に関しての相談先として、どこにも相談していない方が36.0%と高く、気軽に相談できる体制整備が必要になっています。

一方、障害者が働くために希望する条件としては、周囲の理解、個々の障害特性にあった仕事、勤務時間の調整などの意見が多く、採用する企業や従業員が障害や障害者の特性を理解し、職場環境を整備することが望まれています。

【基本方針】

現状と課題を踏まえ、「就労の促進と定着」を重点施策と定め、障害者の就労の促進に努めます。

重点施策「就労の促進と定着」では、障害者の雇用拡大に向けた啓発活動や関係機関の連携による課題解決を図ります。また、就労への支援とともに、就労継続に向けた取組み、支援を行い、職場定着を進めます。

◎重点施策

Ⅱ－1 就労の促進と定着

(1) 就労支援環境の整備

就労移行支援及び就労継続支援事業所の拡充を図り、一般就労への移行者増と定着支援を推進します。また、相談員や指導員への研修により専門性向上を目指すとともに、就労環境の整備及び賃金向上のための取組を進めます。就労定着に向けては、ジョブコーチ制度の推進や、就労定着支援を開始し、就労後も継続的な支援を行える体制を整えます。

【事業内容】

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の拡大と充実	就労移行支援事業及び就労継続支援事業は、障害者の地域における安定的な自立した生活の基盤となるため、利用定員の増加と新規事業者の参入による事業の拡大と工賃向上に努めます。
就労後のフォロー（相談）と職場定着への支援	就労に関する相談体制を整備するとともに、その窓口の周知や活用の呼びかけにより利用を促進します。 障害者を雇用する企業に対して、「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」の活用を推進します。
就労支援に携わる相談員や指導員等のスキルアップ	障害者の就労について、より適切で専門的な支援が可能となるように、情報交換の場の提供や、講演会・研修を実施します。
障害者優先調達推進法の周知	障害者優先調達推進法に基づき、市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。
障害者就労施設等への通園者及び一般就労に向けての訓練等に対する交通費の助成	障害者就労施設等への通園者に対する交通費の助成を行い、障害者の就労意欲の向上に努めます。また、一般就労に向けて就労訓練等（職場実習、職業準備支援等）を実施する障害者を支援します。

(2)関係機関、企業との連携強化

行政や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、就労移行及び就労継続支援事業所、総合支援学校等の関係機関が連携をしながら、企業及び商工会議所などに対して、障害者雇用へ啓発、周知を進め、理解を深めていきます。

【事業内容】

自立支援協議会から地元企業への雇用機会拡充要請	障害者雇用促進法の法定雇用率の達成に向けて、障害者の更なる雇用機会拡充を地元企業へ要請します。
就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携強化	行政や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化し、一般就労の定着率の向上に努めます。
自立支援協議会における就労サポート部会の充実（研修会の実施、企業との連携）	就労サポート部会を定期的開催し、障害者、支援者、企業向けの研修会等を通して、障害者の就労の促進に努めます。
企業から障害者就労施設への業務発注の協力依頼	企業からの障害者就労施設等に対する発注の増加は、従業員の工賃の増額にもつながるため、その発注の協力を依頼していきます。

施策Ⅲ 障害及び障害のある人に対する理解の促進

【現状】

権利擁護については、障害者が地域で安心して暮らすための事業として、成年後見制度があります。市としてはその制度の周知を図っていますが、援護者がいない障害者に対しては、市が代わりに成年後見制度の手続きを行う成年後見制度利用支援事業による支援等も行っています。また、岩国市社会福祉協議会において、地域福祉権利擁護事業が実施されており、金銭や財産管理が困難な方への支援を行っています。

障害者に対する虐待防止のため、「障害者虐待防止法」が平成24（2012）年に施行され、本市においても、障害者虐待の相談・通報窓口として、障害者支援課と地域包括支援センターが連携し、通報の受付・相談対応、情報収集の初期対応から、支援方針の決定、具体的支援まで役割と機能を分担して対応しています。緊急性が高い場合に必要となる居室の確保については、短期入所を実施している市内の障害福祉サービス事業所の協力により、輪番制による受け入れ体制を整備しています。

また、自立支援協議会（暮らしサポート部会）では、障害者虐待防止パンフレットを作成し、市民や関係機関等へ配布して、虐待防止に向けた周知を図っています。

障害を理由とした差別をなくし、すべての人がおたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会づくりを目指す、「障害者差別解消法」が平成28（2016）年4月に施行されました。本市においても、市民や企業・事業所等、様々な人にその内容を普及するために、講演会の開催、パンフレット、ホームページ等により周知活動を行っています。

本市は合併により、面積は約4倍となりましたが、人口は旧市に約7割が集中しており、旧町村を中心に交通網整備が不十分となっています。この状況に対して、バス優待乗車証、重度障害者（児）タクシー料金助成事業の利用を推進し、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図っています。

【課題】

成年後見制度については、障害者やその家族の高齢化が進んでいるため、親亡き後など将来の生活維持や財産管理等への不安を解消するためにも、制度の周知と利用に向けた支援が引き続き必要です。

「障害者差別解消法」の周知活動については、アンケートによると法律名やその内容を知らない人がおよそ6割となっています。そのような中で、障害を理由に差別を受けたことがある障害者がおおよそ5割となっていますが、その多くが学校・仕事場、外出先で経験している状況です。今後は、特にそのような場での差別解消に向けた取り組みが必要です。障害者本人はもちろん、一般市民や企業、教育関係者等、様々な機関に向けて、法律や合理的配慮に関する周知を図ることが必要です。

また、障害者が安心して暮らすことができる環境づくりのために、市民の一人ひとりが障害やその特性に関する理解を深めることが重要であり、保育・教育の場や、生涯学習等、様々な場面で障害に関する知識の普及、情報発信や交流活動を行うことが重要です。

外出に関して、移動手段として最も多く利用されているのは自家用車であり67.1%の人が活用しています。その背景として、アンケートで3割以上の方が回答した交通機関の利用の不便さがあると考えられます。今後、障害者やその家族・介助者の高齢化が進むことから、自家用車以外での外出手段として交通機関の利便性向上や、移動支援を検討する必要があります。

現在の生きがいについては、家族や地域の人とのふれあいが37.8%と多い一方で、生きがいがないという人も19.1%と少なくありません。スポーツ、レクリエーション、地域行事への参加が前回の調査より減少していることから、今後は地域活動に参加しやすい環境づくりや情報発信により活動への参加促進が必要です。

【基本方針】

現状と課題を踏まえ、「権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知」、「社会活動への参加と協働の推進」を重点施策に定め、障害及び障害者への理解促進を図ります。

重点施策「権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知」では、権利擁護や虐待防止、差別解消のための各種法律や制度の認知度向上を図ります。また、虐待防止や差別解消のための支援や相談窓口等について周知し、障害のある人に対する理解の促進を図ります。

また、重点施策「社会活動への参加と協働の推進」については、障害者が地域の一員として、様々な活動に参加し、いきいきとした生活ができるように、地域活動に関する情報発信や障害者と市民との協働による自発的活動及び、移動等外出に関する支援を充実します。

◎重点施策

Ⅲ－１ 権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知

(1) 成年後見制度と権利擁護事業の推進

成年後見制度や権利擁護事業による援護が必要な方でありながら、利用や相談支援に至っていない方の掘り起こしを図り、支援につなげていきます。

【事業内容】

成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある障害者が安心して地域生活を送ることができるように、成年後見制度の利用を促進します。 成年後見制度の申立人がいない場合には、市が代わって申立人になることができます。その制度の周知を図り、身内等がいない障害者でも成年後見制度を利用することができるよう努めます。
相談支援事業所、消費生活センター等、関係機関との連携	障害者の消費者トラブルの未然防止のために、家族や近隣の人々が当事者の様子から気がついたことをすぐに適切な機関に相談できるように、地域における関連機関と連携を図り、啓発や支援のネットワークの構築に努めます。

(2) 虐待、差別のない社会づくり

「障害者差別解消法」の周知・啓発を行い、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生する社会づくりを目指します。また、虐待に関する通報や相談を担当する職員・相談員等の育成、専門性の向上に努め、状況に応じた適切な対応ができるように体制を整備します。

【事業内容】

障害者虐待の迅速かつ的確な対応	関係機関等へ虐待防止パンフレットを配布するなど、啓発活動を行います。 また、虐待に対して早期の発見や支援、適切な相談対応が行えるように、関係機関・団体と連携した情報共有のネットワークを構築します。
一時保護及び入所支援を行える施設の確保	虐待防止対策にあたっては、緊急時における一時保護及び入所支援を行う必要があるため、輪番制などを採用しながら、受入先の確保に努めます。
担当職員及び相談員等の研修の実施、スキル向上	虐待への対応方法については、様々なケースが想定されるため、担当職員及び相談員が研修を受けることで、その対応力の向上を図ります。
障害者差別解消法の周知・啓発	障害者差別解消法に基づき、差別にあたることや、合理的配慮として望ましい対応等を市民や企業、事業所等に広く周知・啓発を行います。

(3) 障害のある人に対する理解の促進

障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域住民が障害や障害のある人についての理解を深めること、「心のバリアフリー化」が重要です。障害に関する啓発・広報活動を引き続き実施するとともに、障害がある人との交流や関係団体による講座や、保育・教育機関における学習機会の提供等、様々な場面を活用し、障害に関する特性や考え方等正しい知識の普及を図ります。

【事業内容】

啓発・広報活動の実施	「障害者週間」(12月3日～同月9日)を中心に、一般市民に対して、障害や障害のある人についての理解を深めるための交流イベント・講演会や障害者作品展等の啓発・広報活動を行います。
障害に関する知識の普及	精神障害や発達障害等の多様な障害の特性について、関係機関や障害者団体と連携し、講演会や講座など学習機会を充実し、市民に対し正しい知識を普及します。

◎重点施策

Ⅲ－２ 社会活動への参加と協働の推進

(1)社会活動の推進

障害者の生きがい、社会参加を支援するために、スポーツ、レクリエーションなど障害者が参加しやすい事業を推進し、その情報提供を図ります。

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係団体が企画、実施する自発的な取組みを支援します。また、障害者福祉のまちづくり事業の取組に対して、市民・行政が協働で実施できる体制を図ります。

【事業内容】

自発的活動の推進及び協働による団体への支援	障害者やその家族、地域住民が自発的に活動する事業(情報交換のできる交流会等)に対して支援を行います。
社会活動に関する情報の提供	ふれあい e タウンいわくに等のホームページや広報紙等の様々な媒体を活用し、障害者の社会参加、社会活動の内容や実施状況等の周知を行い、活動の認知度向上と参加促進を図ります。
コミュニケーション支援	さまざまな社会活動について、障害者とその家族が参加しやすいように、コミュニケーション支援等の配慮を行い、障害者の社会活動参加につなげます。
交流活動の推進	障害者体育大会、キラリンピック等の障害者スポーツ、障害者作品展等の芸術文化活動を通じて、障害者との交流を図ります。

(2)外出及び活動への支援

移動を困難とする人が、社会参加を進め、地域で自立した生活ができるよう、外出支援サービスなどの移動支援事業の推進や福祉タクシー料金助成事業の周知を行います。

また、事業法人に対しては、日中活動の場となる事業所・施設等の旧町村への整備を推進し、送迎エリアの拡大が図られるよう働きかけを行い、サービス利用困難者の減少に努めます。

【事業内容】

移動支援事業の推進	屋外での移動が困難な障害者に、ガイドヘルパーが同行して外出のための支援を行います。
福祉機器利用についての情報発信	補装具費の支給や日常生活用具の給付、また車いすの貸出しなどの施策に関する情報提供に努めるとともに、事業内容の充実を図ります。
地域における事業所等の整備への支援	日中活動の場となる事業所等が障害者の生活圏域に整備されるように、事業者、法人に働きかけを行います。
通所サービス事業の送迎エリアの拡大	通所サービス事業者に対して、可能な限り、送迎エリアの拡大が図られるよう働きかけを行い、交通手段が無いことによるサービス利用困難者の減少に努めます。

施策Ⅳ 障害者の居住の安定の確保

【現状】

ノーマライゼーション社会を実現する上で、障害者本人が自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進することが重要です。本市においても、障害者支援施設の入所者及び精神科病院に入院中の精神障害者等の地域生活の移行を進めています。

【課題】

アンケートによると、施設や病院に入所・入院している人のおよそ6割が現状のままでの生活を望んでおり、残りのおよそ3割は地域生活への移行を望んでいます。また、介助者の年齢は60歳以上が5割以上を占め、障害者だけでなくその家族も高齢化が進んでおり、緊急時や「親亡き後」の将来を見据えた対応が必要となってきました。

地域移行を進めるにあたり、障害者本人の意向と家族の想いが乖離していること、受け皿となる住居不足や保証人などが問題となっています。家族との同居や単身生活に困難がある障害者が地域で生活するための共同生活援助施設（グループホーム）等の生活拠点の整備が必要です。

また、災害時には、障害者や障害児ともに投薬や治療が受けられない状況となることに不安を感じており、障害者の視点での避難環境の整備や支援体制づくりが必要です。

【基本方針】

現状と課題を踏まえ、「地域移行の推進とシステムの構築」を重点施策に定め、障害者が地域で暮らすための環境づくりに努めます。

重点施策「地域移行の推進とシステムの構築」では、障害者が地域で暮らし続けることを選択できるように、地域生活支援事業の実施及び啓発を進め、生活上の困難や課題に対応するための支援・相談体制及び関係機関の連携体制を整備します。

また、地域における障害者の住み良さや安全性への配慮の考え方を広めるとともに、災害等の緊急時における支援方法や対策を検討し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

◎重点施策

IV-1 地域移行の推進とシステムの構築

(1)地域移行の推進

地域での生活を支える障害福祉サービスの充実に努め、地域生活への移行の足がかりとなる地域生活支援拠点等の整備を図ります。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者における協議の場を設置し、県、宅建協会、地域住民の協力を得て、地域共生社会の実現に向けて計画的に推進します。

【事業内容】

地域移行支援の実施	指定一般相談支援事業所において、施設に入所及び病院に入院している障害者の地域移行希望者に対し、住居の確保その他必要な支援を行います。
地域定着支援の実施	障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談その他必要な支援を行う地域定着支援を実施し、障害者における地域生活の不安感の軽減を図ります。
長期の入院や施設入所者に対する地域移行の啓発	地域移行希望者が存在すると思われる施設入所者、入院患者等に対して、地域移行の啓発を進めます。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、多様な精神疾患等に対応や、圏域内での医療連携を可能とする体制の構築を目指します。

(2)地域生活支援の充実

障害者が安心した生活をおくるためには、その地域及び居住地における生活環境を整える必要があるため、グループホーム等の住環境の整備と地域生活支援事業の充実に努めます。

【事業内容】

地域生活支援拠点等の整備	各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う拠点等を整備します。
グループホームの拡充	関係法人・事業者等の理解を得ながら、地域移行の受け皿となるグループホームの拡充を図ります。
居宅生活を援護するサービスの充実	サービスに関係する職員の専門知識の向上を図るとともに、地域での生活を支える各種障害福祉サービスの充実に努めます。
短期入所(ショートステイ)・日中一時支援事業の充実	障害者の家族の就労支援及び介護者の一時的休息のため、障害者を一時的に預かる支援を行います。
訪問入浴サービスの充実	訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の生活を支援します。
地域活動支援センターの充実	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行っている地域活動支援センターの活動内容、利用者数を増加させることにより、円滑な地域移行の促進を図ります。

(3)安全・安心の環境づくり

障害者が安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、緊急時や災害時において支援を必要とする人を地域全体で守ることが出来るように、防犯・防災体制のネットワークを構築します。

【事業内容】

ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザインの考え方の普及に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを促進します。
ヘルプカードの活用	障害者が地域で安心して暮らせるよう、ヘルプカード(障害者が持病やかかりつけ医、血液型などの情報を記載した小型カードを携帯しておくことで緊急時に適切な対応がとれるもの。)の周知・啓発を図ります。
緊急通報システム整備事業等の周知	緊急通報システムやWeb119番、あんしん情報カプセル等、緊急時にサポートする事業の周知に努めます。
聴覚障害者用防災ケーブルラジオの設置	災害弱者である聴覚障害者に対して、防災情報が視覚的に伝わる聴覚障害者用防災ケーブルラジオを設置します。

第4部 障害福祉計画



第1章 計画の基本理念と考え方

第1節 基本理念

障害福祉計画は、障害者計画における生活支援にかかわる実施計画であり、基本理念は同じです。障害福祉計画では、生活支援にかかわる雇用・就労・相談、各種福祉サービスの提供について、具体的な目標を掲げ、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を目指します。

第2節 基本的な考え方

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、下記のような点を示しています。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

(1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）を保障します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

2 相談支援の提供体制の確保

(1) 相談支援体制の構築

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

このため、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保しなければいけません。

なお、これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要です。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。

(3) 協議会の設置等

障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を設置し、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要です。

また、医療を必要とする人の地域生活や、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえて、協議会の下に部会を設置し、当該部会を積極的に開催する等、協議会の活性化を図ることが重要です。

第3節 基本的方向

国の基本指針を踏まえ、本計画における基本的な方向を以下のように定めます。

1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

多くの障害者が住み慣れた地域社会で自立した生活を営み、活動することを望んでいます。共生社会を実現するためには、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が真に必要とする障害福祉サービスが受けられることが重要です。施設入所等から地域での生活に移行すること及び一般就労に向けた支援等を見据えて、必要となる障害福祉サービスの提供体制の整備により自立と社会参加の実現を図ります。

2 相談支援体制の充実及び強化

障害者総合支援法の施行により難病その他の特殊な疾病がある人など、障害者の範囲が拡大しました。障害福祉サービスの対象者が多様であることを踏まえ、一人ひとりの障害の特性やニーズに適したサービスを提供するため、基幹相談支援センターを中核に計画相談支援体制の整備を図り、地域移行支援及び地域定着支援などの相談支援体制の強化も併せて進めます。

3 必要とされる障害福祉サービスの提供

障害福祉サービスについては、地域間における利便性や利用できる社会資源等の量的・質的な格差を極力なくし、市内どこにいても同様のサービスが受けられるよう障害福祉サービス提供施設の整備に努めます。

第2章 平成 32(2020)年度までの数値目標

本計画では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成 32 (2020) 年度を目標年度として、4つの目標（①施設入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等）を設定しました。

第1節 施設入所者の地域生活への移行

1 平成 28(2016)年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針	
施設入所から地域生活への移行者数	
第5期計画	平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。なお、前回計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32(2020)年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

【本市における目標値】

本計画では、平成 28 (2016) 年度末時点の施設入所者数（継続入所者を除く）258 人に対して、6人以上移行することを平成 32 (2020) 年度の目標値として定めます。

**平成32(2020)年度（第5期目標値）
地域生活移行者数 6人以上**

2 施設入所者の削減

国の基本指針	
施設入所者の減少数	
第5期計画	平成28(2016)年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。なお、前回計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32(2020)年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、平成 28 (2016) 年度末時点の施設入所者数（継続入所者を除く）258 人の2%（6人）以上削減することを平成 32 (2020) 年度の目標値として定めます。

**平成32(2020)年度（第5期目標値）
施設入所者の削減数 6人以上**

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	
第5期計画	平成32(2020)年度末までにすべての市町村ごとの協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。 ※市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、1箇所の整備を平成32年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
1箇所

第3節 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を担う拠点等を整備します。

国の基本指針	
障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等	
第5期計画	平成32(2020)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、引き続き1箇所を整備することを平成32年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
1箇所

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

1 福祉施設から一般就労への移行

※福祉施設: 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

国の基本指針	
福祉施設から一般就労する人数	
第5期計画	平成28(2016)年度実績の1.5倍以上

【本市における目標値】

国の目標に準じ、平成28(2016)年度実績の一般就労移行者数の1.5倍である23人を平成32年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
福祉施設から一般就労する人数 23人以上

2 就労移行支援事業の利用者数の増加

国の基本指針	
就労移行支援事業の利用者数	
第5期計画	平成28(2016)年度末の利用者から2割以上増加

【本市における目標値】

国の目標に準じ、平成28(2016)年度実績の就労移行支援利用者数の2割以上増加の38人を平成32(2020)年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
就労移行支援事業の利用者数 38人以上

3 就労移行支援事業所の就労移行率

国の基本指針	
就労移行率が3割以上の事業所	
第5期計画	就労移行支援事業所のうち、全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

【本市における目標値】

本市には、平成 29（2017）年度時点で2箇所の就労移行支援事業所があり、現施設すべてが就労移行率3割以上を達成することを平成 32（2020）年度の目標値とします。

**平成32(2020)年度（第5期目標値）
2箇所**

4 障害者の一般就労への定着

国の基本指針	
職場定着率	
第5期計画	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上

【本市における目標値】

本市では、平成 30（2018）年度より就労定着支援事業を実施し、国の目標に準じ、支援開始1年後の職場定着率を平成 31（2019）年度、平成 32（2020）年度ともに80%以上を目標値とします。

平成31（2019）年度（第5期目標値）	平成32（2020）年度（第5期目標値）
80%以上	80%以上

第3章 障害福祉サービスの見込量と方策

本章での障害福祉サービスの見込みについては、第4期計画期間中における利用実績と、今後の事業者の意向やアンケートによる回答者の利用意向を踏まえ、本市の状況を勘案して見込み量を設定しています。(平成29(2017)年度は見込数値です。)

第1節 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があります。

【利用実績と見込量】

①居宅介護(身体介護・家事援助)

■身体介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	73	66	72	73	75	77
延利用時間 (月平均)	1,076	1,018	1,086	1,101	1,132	1,162

■家事援助

ホームヘルパーが居宅を訪問して、調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	104	95	103	105	108	111
延利用時間 (月平均)	1,355	1,176	1,309	1,334	1,373	1,411

②重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難のある障害者に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	0	0	1	1	1	1
延利用時間 (月平均)	0	0	30	328	328	328

③同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な障害者に対して、外出時に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	10	13	14	14	14	15
延利用時間 (月平均)	51	77	83	83	83	89

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動が著しく困難な障害者に対して、危険を回避するための必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	0	0
延利用時間 (月平均)	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者に対して、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	0	0
延利用時間 (月平均)	0	0	0	0	0	0

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

居宅介護の身体介護、家事援助の利用者は、微減傾向にあります。

同行援護の利用者は、徐々に増加していく傾向にあります。

重度障害者等包括支援については利用実績がなく、また、行動援護においては利用実績がない上、指定を受けている事業所が市内にない状況です。

第5期計画における訪問系サービスの見込量は、施設入所者等が在宅生活を送れるよう地域移行の支援を進めていくことを踏まえ、利用者は増加すると見込んでいます。

なお、利用実績がない行動援護、重度障害等包括支援においては、サービスの利用は見込んでいません。

【方策】

- 訪問系サービスについては、障害者一人ひとりのニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 障害者総合支援法の対象となる難病患者の疾病が拡大されてきている中、3障害を含めた障害の特性を十分に理解したヘルパーを確保し、サービスの充実に努めます。

第2節 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」及び「短期入所（ショートステイ）」があります。

【利用実績と見込量】

①生活介護

常に介護が必要な障害者に、昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動の場などを提供します。（継続入所者を除く）

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	405	397	412	421	432	444
延利用日数 (月平均)	7,760	7,557	7,869	8,041	8,251	8,480

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

■機能訓練

身体障害者又は難病等の人を対象に、障害福祉サービス事業所等に通所し、又は障害者の居宅に訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	1	1	2	2	2	2
延利用日数 (月平均)	9	0	18	18	18	18

■生活訓練

知的障害者や精神障害者を対象に、障害福祉サービス事業所に通所し、又は障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等についての相談や助言を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	25	23	25	26	26	27
延利用日数 (月平均)	243	335	304	316	316	328

③就労移行支援

一般就労を目指す65歳未満の障害者に対し、就労に必要な知識や技術、能力の向上のための訓練を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	34	31	32	34	36	38
延利用日数 (月平均)	503	441	465	494	523	553

④就労継続支援(A型・B型)

■A型

事業所に雇用されることが困難な障害者の中で、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上訓練等の支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	36	42	43	44	45	47
延利用日数 (月平均)	658	781	800	819	837	874

■B型

事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、一般就労経験者や、就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人などに、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上訓練等の支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	181	202	206	211	216	222
延利用日数 (月平均)	2,831	3,109	3,171	3,248	3,325	3,417

⑤就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事務所・家族との連絡調整等の支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	-	-	-	3	5	7

⑥療養介護

医療が必要な障害者で、常に介護を必要とする人に、昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護などを行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	39	39	39	39	39	39

⑦短期入所(ショートステイ)

在宅の障害者(児)を介護する人が病気の場合などで、施設に短期間入所が必要な障害者に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■福祉型短期入所

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	36	37	39	40	41	42
延利用日数 (月平均)	272	207	253	259	266	272

■医療型短期入所

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	5	3	3	3	3	3
延利用日数 (月平均)	21	11	12	12	12	12

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

日中活動系サービスは増加傾向にあります。特に就労継続支援B型事業所においては、平成28年度、平成29年度の各年度に1事業所が新設となり、就労支援の受け入れ体制の拡充が図られています。

入所施設等から円滑な地域移行を図る自立訓練や、創作的活動又は生産活動の機会を提供することによって生活能力の向上・援助を図る生活介護、また、収入が増えることにより生活の安定につながる就労移行支援や就労継続支援など、地域移行を進めていく上で必要となるサービスのニーズは高まっています。

療養介護については、受け入れ可能な施設が限られていることから横ばいとなっています。

第5期計画における療養介護を除く日中活動系サービスの見込量は、これまでの実績を勘案し、自立に向けた支援を促進するため、利用者は増加していくと見込んでいます。

【方策】

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 障害者の働くことへの意欲を醸成し、就労移行支援や就労継続支援による福祉的就労の質・量両面での充実を図りながら、一般就労への移行を促進します。また、創設された就労定着支援により、1年後の職場定着率が80%以上となるよう支援を行います。
- 自立した生活を支えることができるよう工賃の確保と向上に留意し、障害者優先調達推進法に基づき、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組みます。
- 短期入所については、地域生活における養護者のレスパイトや緊急時の受け入れ先として、サービス提供施設の連携を図り、利用者の利便性確保に努めます。

第3節 居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」、「共同生活援助」及び「施設入所支援」があります。

【利用実績と見込量】

①自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	-	-	-	5	7	9

②共同生活援助(グループホーム)

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ及び食事等その他の必要な日常生活上の援助を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	139	135	141	144	148	152
延利用日数 (月平均)	3,374	3,416	3,496	3,570	3,669	3,768

③施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。(継続入所者数を除く)

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	253	258	257	256	254	252
延利用日数 (月平均)	7,795	7,806	7,847	7,817	7,756	7,695

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

施設入所者等の地域移行を進めていく上で受け皿となる共同生活援助(グループホーム)のニーズは高く、増加傾向にあります。市内における共同生活援助の施設数は、平成27年度に1事業所、平成28年度に2事業所が新設されていますが、入所状況はほぼ満室となっており、まだまだ需要には追いついていない状況です。

施設入所支援については、ほぼ横ばいで推移しています。

第5期計画における居住系サービスの見込量は、これまでの実績推移と国の基本指針を勘案し、共同生活援助の利用者は増加していくと見込んでいますが、施設入所支援の利用者は減少すると見込んでいます。

【方策】

●共同生活援助(グループホーム)については、施設数を増やすことにより、地域での生活の場の確保に努めます。

●施設入所支援については、地域移行による入所者数の削減に努めます。

第4節 相談支援

相談支援には、「計画相談支援」、「地域移行支援」及び「地域定着支援」があります。

【利用実績と見込量】

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用しようとする障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	986	982	1,010	1,033	1,059	1,090

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	1	1	2	2	4	6

③地域定着支援

居宅において单身等で生活をしている障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他必要な支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	3	1	3	3	3	3

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

平成 27 年度から障害福祉サービスを支給決定する上で「サービス等利用計画」の作成は必須となり、本市における障害福祉サービス利用者はほぼ全員、計画相談支援を受けることができます。

地域移行支援及び地域定着支援は、利用者が少ない状況です。

第5期計画における相談支援の見込量は、これまでの実績推移と地域生活移行者数の数値目標を踏まえて、増加すると見込んでいます。

【方策】

- 平成28年度に設置した相談支援の中核となる基幹相談支援センターにおいて、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした研修や計画相談支援の助言等を行い、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- 多様な事業者の参入などにより、指定特定相談支援事業所の確保に努め、計画相談支援の体制整備に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報が提供できるよう関係機関の連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報が提供できるよう、体制を整備します。

第4章 地域生活支援事業の見込量と方策

地域生活支援事業は、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することで、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

事業の実施にあたっては、障害者総合支援法に規定する個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況・委託契約・個別給付では対応できない複数利用者への対応等、柔軟な形態による創意工夫のもと効率的・効果的に実施していきます。

地域生活支援事業は、相談支援事業・移動支援事業・意思疎通支援事業等の必須事業と、日中一時支援事業等、市町村の判断により実施される任意の事業に分けられています。任意の事業については、法令や利用者の利用状態を勘案して事業実施の可否の判断をするようになっていきます。（平成 29（2017）年度は見込数値です。）

第1節 必須事業

【利用実績と見込量】

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるため、研修・啓発事業を実施します。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
実施の有無	無	無	有	有	有	有

③相談支援事業

■障害者相談支援事業

障害者、発達障害者、難病患者及びその家族の保健、医療、福祉サービス等に関する相談に応じ、必要な支援や関係機関との連絡調整を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
箇所数	7	7	7	7	7	7
基幹相談 支援センター 設置の有無	-	有	有	有	有	有
利用者数 (実人数)	1,029	1,219	1,241	1,269	1,302	1,339

■基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対し専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
実施の有無	無	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助し、障害者の権利擁護を図ります。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	3	4	4	4	4	4

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
実施の有無	無	無	無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

■手話通訳者・要約筆記派遣事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	48	49	50	51	53	54

■手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う人を社会福祉協議会に設置し、聴覚障害者等とのコミュニケーションの仲介を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	847	731	810	829	850	874
設置者数	3	3	3	3	3	3

⑦日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障がある重度の障害者（児）に対し、日常生活上の便宜を図るため、障害者用の日常生活用具の給付を行います。

■介護・訓練支援用具

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	5	5	6	6	6	6

■自立生活支援用具

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	24	13	19	20	20	21

■在宅療養等支援用具

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	7	6	7	7	7	8

■情報・意思疎通支援用具

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	25	17	22	23	23	24

■排泄管理支援用具

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	912	910	935	956	981	1,009

■居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (延べ人数)	4	2	4	4	4	4

⑧手話奉仕員等養成事業

聴覚障害者、音声言語機能障害者のコミュニケーションの円滑化の手段としての手話の技術等の指導を行い、手話奉仕員を養成します。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	8	7	8	8	9	9

⑨移動支援事業

視覚障害者、全身性障害者、知的障害者又は精神障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出等について、付添いをする方がいないため支障があるときにホームヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	26	25	27	27	28	29
うち高齢者数	7	6	7	7	7	8
利用量 (延べ時間)	1,543	1,501	1,562	1,597	1,638	1,686

⑩地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会を提供し、障害者の社会との交流を促進するなど、地域生活を支援します。

■地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。（1日当たりの実利用人員が概ね20名以上）

■地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供しています。（1日当たりの実利用人員が概ね15名以上）

■地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所事業所です。援護事業の実績がおおむね5年以上あり、安定的な運営が図られています。(1日当たりの実利用人員が概ね10名以上)

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
I型(20人以上)	1	1	1	1	1	1
II型(15人以上)	0	0	0	0	0	0
III型(10人以上)	4	4	3	3	3	3
合計箇所数	5	5	4	4	4	4
支援対象者数	372	391	392	401	411	423

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

地域生活支援事業の必須事業は、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスです。

第5期計画における見込量は、これまでの実績推移を勘案して事業量を見込んでいます。

【方策】

- 障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害及び障害者の理解を深めるための研修・啓発活動を通じて地域住民への働きかけを強化します。
- 共生社会の実現に向けて、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
- 障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、中核となる基幹相談支援センターを拠点として、専門的な指導・助言、情報収集及び提供、人材の育成及び地域移行に伴う障害者の一般住宅等への入居の支援等の相談支援体制を整備します。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の不提供や不当な差別への対応の強化を図ります。
- 障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び積極的な利用の促進を図り、後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。
- 障害者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者及び要約筆記者の確保に努め、積極的な利用の促進を図ります。
- 障害者の日常生活の便宜を図るため、必要となる日常生活用具給付事業の給付対象品目の選定及び追加とともに、情報提供に努めます。
- 日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等との交流活動を促進します。
- 障害者が「生きがい」をもつ機会を提供し、「社会参加」の促進を図るため、ニーズに即した移動支援事業を実施します。
- 地域活動支援センターを設置することにより、障害によって働くことが困難な障害者の日中活動を支援します。

第2節 任意事業

【利用実績と見込量】

①日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	85	103	97	99	102	104
利用量 (延べ日数)	3,203	3,450	3,412	3,489	3,578	3,682

②訪問入浴サービス事業

身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、地域における障害者の生活支援を目的として行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	9	7	9	9	9	9
利用量 (延べ日数)	391	411	412	421	432	444

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

地域生活支援事業の任意事業については、市の独自の判断により、地域において必要とされる事業を実施できることとなっています。

日中一時支援事業の利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。

また、訪問入浴サービス事業については増加傾向にあります。

第5期計画は、これまでの実績推移を勘案して事業量を見込んでいます。

【方策】

- 日中一時支援事業は、障害者の家族に対する就労支援とレスパイトを目的に、障害福祉サービスと障害児通所サービスの補完事業として、継続実施していきます。
- 地域移行支援にもつながる訪問入浴サービス事業を実施します。

第5章 市独自事業の見込量と方策

第1節 市独自事業

【利用実績と見込量】

障害者ネットワーク推進事業

インターネット上でホームページ「ふれあいeタウンいわくに」を運営し、障害福祉サービス、地域の社会資源、地域活動など障害者にかかわる情報を発信しています。（平成29（2017）年度は見込数値です。）

「ふれあいeタウンいわくに」（URL <http://www.e-town-iwakuni.net/>）

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
ホームページ アクセス数	39,787	37,708	39,756	40,651	41,696	42,904

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

「ふれあいeタウンいわくに」のアクセス数は伸びていない状況です。
情報ネットワーク推進事業については、アンケート及びヒアリング調査において情報提供体制への課題が多く挙げられていたことから、内容の充実等を図り、アクセス数の増加を目標とします。

【方策】

●在宅生活を送る障害者が容易に情報を取得できるように、スマートフォンにも対応したホームページの改善を行う等、インターネットを活用し情報提供を行います。

第5部 障害児福祉計画



第1章 計画の基本理念と考え方

第1節 基本理念

障害児福祉計画は、障害者計画における障害児支援の実施計画であり、基本理念は同じです。障害児福祉計画では、障害児の療育・保育・相談、障害児通所支援等の提供について、具体的な目標を掲げ、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を目指します。

第2節 基本的な考え方

国の基本指針では、障害児通所支援、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、下記のような点を示しています。

障害児支援の提供体制の確保

障害児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があり、特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

また、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保します。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。

(3)地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4)特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

①重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

②医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指します。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要です。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。

③強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

④虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

(5)障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

第3節 基本的方向

国の基本指針を踏まえ、本計画における基本的な方向を以下のように定めます。

1 障害児等が暮らしやすい環境づくり

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある子どもや発達特性の強い子どもが地域で安心して生活し、その成長や自立を促進するためには、社会全体が障害やその特性に関する理解を深め、障害児等やその家族を暖かく見守っていくことが必要です。

障害に関する知識の普及のため、情報発信等により、障害児等への理解が深まる啓発に努めるとともに、交流できる場や社会参加できる場を増やすことで、障害児等やその家族が暮らしやすい環境づくりを行います。

2 障害の早期発見と早期療育の実現

乳幼児から学齢期間までの発達は、その後の成長にとって重要な時期であるため、乳幼児期における健診や相談、就学時健診により、病気や発達の遅れを早期に発見するとともに、必要に応じて医療機関や療育機関へつなげます。

特に、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害をもつ子どもに関わる幼稚園教諭、保育士、学校の教諭等が、子どもの特性を理解し個に応じた適切な対応を行えるよう、関係機関へ発達や障害に対する正しい理解の啓発を図ると共に、支援者の資質や専門性の向上を図ります。

また、障害児等に関する相談窓口や利用できるサービス・制度について、市民に分かりやすい方法で周知に努めます。

3 支援を必要とする障害児等への支援の充実

支援を必要とする障害児等が、地域の身近な場所で必要なサービスを利用できるよう、障害児福祉計画に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等の充実を図ります。

発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

4 障害児の就学や就労を見据えたつながりのある関係機関の連携体制の構築

障害児等の入園、就学、進学、就労など成長の各段階において、将来を見据えたつながりのある支援が行えることができるよう、福祉、保育、保健、医療、教育及び就労等の関係機関の連携の強化とネットワークの構築を図ります。

第2章 障害児支援の提供体制の整備等の数値目標

第1節 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	
児童発達支援センター	平成32(2020)年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること
保育所等訪問支援	平成32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

【本市の目標】

国の目標に準じ、児童発達支援センターを1箇所整備することと、保育所等訪問支援を引き続き実施することを平成32(2020)年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
 児童発達支援センター 1箇所
 保育所等訪問支援 1箇所

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	平成32(2020)年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること ※圏域での確保も可

【本市の目標】

国の目標に準じ、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1箇所整備することと、放課後等デイサービスを引き続き1箇所で実施することを平成32(2020)年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
 児童発達支援事業所 1箇所
 放課後等デイサービス事業所 1箇所

3 医療的ケア児に対する支援体制の充実

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	平成30(2018)年度末までに、協議の場を設けることを基本とする。 ※圏域での確保も可

【本市の目標】

国の目標に準じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を1箇所整備することを平成30(2018)年度の目標値として定めます。

平成30(2018)年度(第5期目標値)
1箇所

②医療的ケア児コーディネーターの設置

国の基本指針
医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する

【本市の目標】

国の目標に準じ、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援を行うコーディネーターを設置することを、平成32(2020)年度の目標値として定めます。

平成32(2020)年度(第5期目標値)
1人

4 障害児の子ども・子育て支援

国の基本指針
保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受け入れ体制を整備する

【本市の目標】

種別	障害児の受け入れ体制(人)			
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
保育所	60	80	80	80
認定こども園	50	70	70	70
放課後児童健全育成事業	80	100	100	100

第3章 障害児に関するサービスの見込量と方策

第1節 障害児に関するサービス

障害児に関するサービスには、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「障害児相談支援」があります。

(平成29(2017)年度は見込数値です。)

【利用実績と見込量】

①児童発達支援

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	58	56	57	59	60	62
延利用日数 (月平均)	339	389	396	410	417	431

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に児童発達支援及び治療等の支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	0	0
延利用日数 (月平均)	0	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

就学中の障害児に対し、学校の授業終了後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	133	156	159	173	177	182
延利用日数 (月平均)	1,283	1,503	1,532	1,668	1,706	1,755

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	4	1	3	3	3	3
延利用日数 (月平均)	1	0	1	1	1	1

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	-	-	-	1	2	3
延利用日数 (月平均)	-	-	-	4	8	12

⑥障害児相談支援

障害児通所サービスを利用しようとする障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用者数 (実人数)	186	200	204	209	214	220

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

障害児に関するサービスの利用者は、前計画策定時に引き続き増加傾向にあります。特に放課後等デイサービスは、市内事業所が3ヶ所増えるなど、利用者が大幅に増えています。こうした現状と、アンケートの利用希望の意向を踏まえ、第5期計画では一定の増加を見込みます。

なお、障害児相談支援については、障害者の計画相談支援と同様に平成27年度から支給決定する上で「障害児支援利用計画」の作成は必須となっています。本市における障害児通所サービス利用者はほぼ全員、障害児相談支援を受けることができます。

医療型児童発達支援については、県内で提供している事業所は1箇所のみであり、本市での利用実績がないため、現時点においては第5期計画の利用者はないものと見込みます。

また、平成30(2018)年4月より開始される居宅訪問型児童発達支援については、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児を対象としていることから、緩やかな利用の伸びを見込みます。

【方策】

- 児童の障害程度に合わせたきめ細かいサービス提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援を通じて、障害児にかかわる各関係機関が情報共有を図り、連携強化に努めます。
- 地域間におけるサービス提供体制の格差是正を図ります。

第2節 市独自事業

【利用実績と見込量】

①障害者等総合療育相談訓練事業

岩国市療育センターにおいて、療育に関する相談窓口を開設し、訓練が必要な方に個別に親子の療育訓練、集団訓練を行っています。(平成29(2017)年度は見込数値です。)

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数(実人数)	632	688	677	693	710	731
相談回数	2,059	2,487	2,330	2,383	2,444	2,515
訓練回数	5,412	5,682	5,689	5,818	5,967	6,140

②岩国市心身障害児親子通園訓練事業

集団生活に入る前の概ね4歳までの心身障害児及びその保護者を対象に、親子通園方式により音楽療法士等が指導を行い、障害や不安感の軽減を図っています。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
延利用組数	601	557	482	506	530	530

③ことば・きこえの教室(幼児部)

ことばに障害のある子どもに対し、心身の望ましい成長と発達を目指し、自信を持って話することができるよう通級指導により親子支援を行っています。

	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数 (実人数)	51	64	67	72	74	76

【現状及び第5期見込量に対する考え方】

障害児等総合療育相談訓練事業については、平成24年7月の「岩国市療育センター」開設に伴い、多くの障害児等が療育訓練等を利用しています。利用者は、増加傾向にあり、診察や訓練は予約が必要となっています。

第5期計画は、これまでの実績推移を勘案して事業量を見込んでいます。

心身障害児親子通園訓練事業については、現在、利用組数が減少傾向ではありますが、保健センター、岩国児童相談所等の相談機関において事業周知をお願いし、第5期計画では、利用者増を見込んでいます。

ことば・きこえの教室については、平成29年度から職員1人増の4人体制となり、玖珂町でも定期的に実施し、利用者も増えています。現在、由宇、玖北地区を中心に事業の周知を実施しています。

第5期計画は、旧岩国市以外での周知の実施による、利用者増を見込んでいます。

【方策】

- 発達障害に関する正しい理解の啓発を図ります。
- 療育の必要な子どもが適切な療育を受けることができるよう、「岩国市療育センター」のセラピスト(理学療法士、言語聴覚士、作業療法士など)の充実を図ります。
- 市内の障害児通所事業所等との連携を図り、相談から訓練まで一貫した指導の実施体制の確立に努めます。